

(第一類 第三号)

第一百九回国会

法

務

委

員

会

議

錄

第

一

(111)

本国会召集日(昭和六十二年七月六日)(月曜日)  
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 大塚 雄司君

理事 井出 正一君

理事 今枝 敬雄君

理事 熊川 次男君

理事 稲葉 誠一君

理事 稲葉 誠一君

理事 稲葉 誠一君

理事 安倍 基雄君

理事 赤城 宗徳君

上村千一郎君

木部 佳昭君

佐藤 敬夫君

丹羽 兵助君

伊藤 茂君

坂上 富男君

橋本 文彦君

塚本 三郎君

宮里 松正君

小澤 克介君

佐藤 一郎君

佐藤 潤君

塙崎 鉄三君

冬柴 貞夫君

山花 嶽君

安藤 嶽君

佐藤 錦葉修君

佐藤 紘一君

佐藤 一郎君

佐藤 潤君

佐藤 一郎君

佐藤 克介君

佐藤 宮里

安藤 嶽君

出席国務大臣

法務大臣 遠藤 要君

出席政府委員

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房司 法法制調査部長 清水 淳君

法務省民事局長 千種 秀夫君

法務省刑事局長 岡村 泰孝君

法務省証務局長 菊池 信男君

法務省人権擁護局長 高橋 欣一君

法務省入国管理局長 小林 俊二君

委員外の出席者

警察庁刑事局搜査第一課長 広瀬 権君

林野庁林政部長 安橋 隆雄君

自治省行政局行 政課長 濱田 一成君

最高裁判所事務総局総務局長 山口 繁君

最高裁判所事務総局経理局長 町田 顯君

最高裁判所事務総局家庭局長 上谷 清君

最高裁判所事務総局民事局長 早川 義郎君

最高裁判所事務総局家庭局長 未永 秀夫君

法務委員会調査室長 井上 同日

法務委員会調査室長 伊藤 茂君

法務委員会調査室長 井上 泉君

法務委員会調査室長 佐藤 敬夫君

法務委員会調査室長 佐藤 佳昭君

法務委員会調査室長 木部 貞夫君

法務委員会調査室長 佐藤 喜雄君

法務委員会調査室長 佐藤 基雄君

理事 稲葉誠一君同日理事辞任につき、その補欠として坂上富男君が理事に当選した。

理由があります。これを許可するに御異議ありますせんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ので、これを承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○大塚委員長 御異議ないと認めます。よって、さよう決しました。

○大塚委員長 内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、外国人登録法の一部を改正する法律案及び民法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。遠藤法務大臣。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○遠藤国務大臣 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、簡易裁判所設立後社会事情の変化に伴い、その配置を適正化し、その機能の充実強化を図るため、簡易裁判所の新設、廃止及び管轄区域の変更を行なうとともに、市町村の廃置分合等に伴い下級裁判所の設立及び管轄区域を定める法律の別表について必要とされる整理を行なうとするものであります。

以下、簡単にその要点を申し上げます。

第一は、社会事情の変化により事件数が著しく減少している小規模簡易裁判所については、その配置の適正化により簡易裁判所全体の充実強化を図るため、統合される簡易裁判所の事件数及び受け入れ所となるべき隣接の簡易裁判所までの所要時間を基本としつつ、各地域の個別事情を考慮し

て、三崎簡易裁判所ほか百庭の簡易裁判所を廃止し統合することとしております。

第二は、東京、大阪、名古屋及び北九州の大都市地域に存する簡易裁判所については、その配置の適正化により増大する住民の需要にこたえ、裁

判所の人的、物的な執務態勢を強化するため、これらの大都市に所在する十七府の簡易裁判所を廃止し統合することとしております。

第三は、裁判所法第三十八条に基づき、その事務のすべてを他の簡易裁判所に移転し、全く事務を取り扱っていない五日市簡易裁判所はか二十厅の簡易裁判所について、その実情に合わせ法律上も廃止することとしております。

第四は、人口の増加等により相当数の事件が見込まれる町田市及び所沢市に簡易裁判所を新設することとしております。

第五は、行政区画の状況、交通の利便等にかかる問題を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

第六は、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域を定める法律の別表中の市町村名の変更等所要の整理をすることとしており

ます。

なお、この法律の施行の時期については、東京、大阪及び名古屋の各都市の簡易裁判所の統合並びに簡易裁判所の新設を実施するためには、別に予算を得て庁舎の整備をする必要がありますので、庁舎整備が完了し次第施行できるよう施行期日を政令に委任することとし、その他の簡易裁判所の統合、管轄区域の変更等は、昭和六十三年五月一日から施行することとしております。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、外国人登録法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

外国人登録法に基づく指紋押捺制度について、その趣旨を御説明いたしました。

は、在日外国人等から種々議論がありますところ、この制度が正確な外国人登録を維持するために果たしてきた役割は大きく、その改正は外国人の出入国・在留管理の根幹に係るものであることから、慎重に研究、検討を行なってまいりました。

その結果、外国人の心情を考慮して指紋制度を中心とした改定を行なってまいりました。

外国人登録制度の適正・合理化を図る必要があると認められたため、この際外国人登録法の一部を改正しようとするものであります。

その第一は、登録等の申請をする場合における指紋の押捺を原則として最初の申請の場合に限り行なうこととしております。すなわち、登録されている者と該当申請に係る者との同一性が指紋によらなければ確認できないとき等特に指紋の再押捺を命じられたときを除き、重ねて指紋を押すこととを要しないこととするとともに、押すべき指紋

とを要しないこととするとともに、押すべき指紋は、登録原票及び指紋原紙に押せば足りることとし、登録証明書には指紋を転写することとするものであります。

その第二は、登録証明書をラミネートカード型のものに改めることを前提に法律の規定を整備することとあります。

その第三は、登録の確認の期間を適正化することであり、外国人は、新規登録を受けた日または前回確認を受けた日から五年を経過する日前三十日以内に登録事項の確認の申請をしなければならないこととなっているのを、新規登録を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において短縮するこ

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申上げます。

次に、民法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、養子制度の充実等を図るために、從来の養子制度のほかに、子の利益のため特に必要な場合に、家庭裁判所が審判により養父母との間に実の親子と同様な強固で安定した親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、從来の養子制度についても配偶者のある者が心に外国人登録制度の適正・合理化を図る必要があると認められたため、この際外国人登録法の一部を改正しようとするものであります。

その第一は、特別養子についての規定を整備するものであります。

改訂の要点を申し上げますと、まず、民法中、

特別養子につきましては、第一に、この特別養子縁組は家庭裁判所が審判によって成立させることとができるものとし、その審判は養親となるべき者ができるものとし、その審判は養親となるべき者の請求に基づいてするものとしております。

改訂の要点を申し上げますと、まず、民法中、

する事由があり、実親が相当の監護をすることができるときは、家庭裁判所は、実親等の請求に基づき、審判により離縁をさせることができるものとし、離縁により養子と実親との親族関係が従前に復するものとしております。

次に、従来の養子制度等につきましては、第一に、現行法においては夫婦は必ず共同で縁組をしなければならないものとされておりますが、これを改め、養子が未成年者である場合を除き、夫婦の一方でも、配偶者の同意を得て、単独で縁組をすることができるものとしております。

第二に、現行法においては、十五歳未満の子について、離婚等の際親権者でない父母の一方が子の監護者とされているときでも、親権者は、監護者の意思にかかわりなくその子の縁組の承諾を得るものとされておりますが、これを改め、そのような場合には子の監護者の同意を得なければならぬものとしております。

第三に、子がその氏を父母の氏に変更するに当たつて家庭裁判所の許可を要しない場合を認めるとともに、縁組後七年を経過した後に離縁をしたときは、養子は、戸籍の届け出によつて離縁後も養親の氏を称すことができることとするなど、

養子縁組及びその離縁に関する処分を、同法第九条第一項甲類の審判事項として新たに規定することとしております。

最後に、戸籍法につきましては、第一に、民法の改正により特別養子制度が新設されることに伴い、特別養子縁組の届け出及び届け出のあつた場合の戸籍の編製等に関する規定について所要の整備をすることとしております。

第三に、その他の民法の改正に伴い、届け出に

関する規定について所要の整備をするものとしております。

以上が民法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

○大塚委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○大塚委員長

この際、参考人出頭要求に関する法律の件についてお諮りいたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案審査のため、参考人の出頭を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭の日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

なあ、参考人の人選、出頭の日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

府が責任を持つて提案している以上は、これに対して答えるのが当たり前の話ですから、それについてかれこれ政府委員室から質問の内容などを聞いてくるというのは筋が違う、こういうふうに今思つておるわけです。余り言つても悪いけれども、そういうふうに思つておるのでした。ただ、一般質問の場合は何を質問されるかわからないのですから、その場合には聞いてくるのが当たり前なんですが、それともね。そういう点は念を押すといふか、大きを刺しておきます。そのかわり私は、法案の質問の日には法案だけ質問い合わせします。

そこで、この法制審議会の答申などを見てみますと、まず法制審議会といふものは一体どういうものなのか、それから、なぜこの法案が法制審議会にかけられなければならないのかということからちょっとお聞きしたいと思うのですが、法制審議会といふのは法務省設置法か何かでどういうふうに規定されているのですか。

○清水(湛)政府委員 お答えいたします。

法務省設置法等によりまして法務大臣の諮詢機関

こういうことで設置されているものでございます。

○稻葉(誠)委員 法務省設置法のどこですか。

——それは調べればわかるのですからいいので

すが……。

ここで、当初五百五十七カ所に設置された、こ

うありますね。設置されたという意味はどういう意味なのかな?とよくわからぬのですが、こ

のうち看板だけかけていて実際何にもやらない

ところが相当ありますね。もう古い記憶では都

島の簡易裁判所その他あるわけですが、これはど

ことここで幾つぐらいございましたか、全然何も

しかなかった……。

○山口最高裁判所長官代理者 御指摘の点は裁判所法三十八条の、特別の事情によつて簡易裁判所で執務ができないとき、当該簡易裁判所の所属

ております地方裁判所の管轄区域内にあります

他の簡易裁判所にその事務の全部または一部を移

転することができます。これは地方裁判所の裁判官会議の決議によってやるわけでございますが、それによって事務移転をされております。そこについての御指摘であらうかと思います。

当初、昭和二十一年五月三日の段階におきましたが、その後さらに事務移転がなされおりります。ただいま御指摘の都島簡易裁判所につきましても、大阪簡易裁判所へ事務移転がなされたわけでございます。その後さらに事務移転がなされております。その後さらに事務移転がなされております。そこでそれを事務移転がなさるわけでございます。

○稻葉(誠)委員 その事務移転というのは規則でやるわけですか。あるいは法律でやるのですか。

○稻葉(誠)委員 どういうふうになつていいのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 先ほど申しましたように、裁判所法の三十八条で、特別の事情がある場合に地方裁判所の裁判官会議の決議によつて事務移転をすることができる、こういうふうになつております。

○稻葉(誠)委員 そうすると、それは五百五十七カ所の中に入つてゐるのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 ただいま申し上げました事務移転につきましては、いすれも管轄法で設置が定められておりますので、現在管轄法で定められております五百七十五の簡易裁判所の中に入つてございます。

○稻葉(誠)委員 私の聞いているのは、結局同じことかもわかりませんが、五百五十七カ所当初設置されたという中に入つておる、こういうわけで設置されたというわけですか。

○山口最高裁判所長官代理者 そこでその後十八所があつた。こういうわけですね。そこでその後十八所があつた。そこから事實上五百五十七から引いたものが現実には設置されたものである。こういうふうに理解をしてよろしいのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 ちょっとと言葉が足らなかつたかもしませんが、当初発足いたしました五百五十七の中には八つの事務移転所が含まれております。

○稻葉(誠)委員 そこで問題は、事務移転という

のは、現実には簡易裁判所といふ看板みたいなものはややんとかけてはあるのですか。あるいはないのですか。どうなんですか。

よくわからないのですけれども、「時日比谷公園の角のところに杉並簡易裁判所といふ看板がかかつていたことがあります。看板じゃないか、何

思つたのですが、どういうふうになつてているのですか、実際には。

○山口最高裁判所長官代理者 事務移転をいたしました場合の執務のありようにつきまして、かつては、例えば都島簡易裁判所が大阪簡易裁判所に事務移転をされました場合、都島簡易裁判所の名

において事務をとるのだというような考え方がある。その時期がございまして、その当時都島簡易裁判所の看板が掲げられたことがあったのではないかと思います。ただ、現在におきましては、例えば渋谷簡易裁判所を東京簡易裁判所に事務移転いたします場合、そつくり東京簡易裁判所に事務移転することになりまして、東京簡易裁判所の名前において事務をとるのだというような考え方があつたのではないかとも思います。ただ、現在におきましては、例えば渋谷簡易裁判所の管轄に属する事件を処理するというのが現在の考え方になつております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、現実にはそれが廃止されることになるわけですね。渋谷の簡易裁判所というのは、私も行つたことがあるのですが、あれは目黒通りを渋谷の方から行つて左側のところですね。それは事務移転されたのですか、今のお話だと。違うでしよう。今後の話でしよう、それは。何だか話がおかしくなってきた。

○山口最高裁判所長官代理者 今のは例えて申し上げたわけでございまして、渋谷簡易裁判所は現に立派に存在いたしております。

○稲葉(誠)委員 立派かどうか別ですが、あることはありますよ。私も何回かあそこに行きましたから。なかなかわからないのです。通り過ぎてしまつたりなんかしてわからなくてあれでした。

そこで問題は、今までのよう事務移転されたものは現実にはもう廃止になつていてるわけですか。あるいはないですか。何でもかんでも国会で審議しろとあります。しかしながら、事務移転は当分の間といちこまつたと書いたとあります。されども四十戸ほど事務のものでござります。されども四十戸ほど事務移転をいたしておりますが、二十戸につきましては事務移転を解除いたしまして現実にまた執務を行つというようになつてゐるわけでございません。

○山口最高裁判所長官代理者 提案理由説明のところに詳しく具体的には書いてございませんけれども……(稲葉(誠)委員 提案理由じやない、法制審議会)と呼ぶ)失礼いたしました。法制審議会の理由等につきまして詳細に御説明申し上げまして、御審議の過程におきましては、答申の中には記載はされておりませんけれども、事務移転が現に、その当時におきましては「二十一カ戸存在しておきました。二十二カ戸存在する」ということとその理由等につきまして詳細に御説明申し上げまして、御審議の過程におきましては、そういう事務移転が存在する、そのことにつきましても、例えば小規模独立簡裁の見直しを行う場合の基準の定め方等についてはそれも十分踏まえた上で御審議がなされてきたというように私どもは受けとめております。

○稲葉(誠)委員 その事務移転というのがよくわからないのですが、事務移転といふと、今裁判所法の三十八条でしたか、でやると、いうことなんですが、そうすると、国会の審議は要らないわけですね。既にもう法律があって、それによつてやるのだから、事務移転ならば。廃止となると、今度は国会の審議が要るわけですか。

○山口最高裁判所長官代理者 確かに発足当初から今まで事務移転の状況が続いておりますが、今日は事務移転の状況が続いておりますが、これまで當委員会で稲葉委員初つきましては、これまで當委員会で稲葉委員初

め各委員から御指摘がございましたように、事務の廃止状態ではないか、こういう御指摘がございました。しかし、事務移転は当分の間といちこまつたと書いたとあります。されども四十戸ほど事務のものでござります。されども四十戸ほど事務移転をいたしておきますが、二十戸につきましては事務移転を解除いたしまして現実にまた執務を行つというようになつてゐるわけでございません。

○稲葉(誠)委員 私が聞いておるのは、事務移転の場合は法律の改正ではないから国会の審議は要らないけれども、事実上廃止ということならば国会の審議が要るということになるではないか。この法律の一部を改正することになるわけですね、廃止ならば。それを避けるために事務移転、事務移転というやり方をやつていて、實際には廃止とちつとも違わないのではないか。こういうことを聞いたことがあります。そういうふうなものが一体どことどこにあるのかをちょっとと説明していただけませんか。

○山口最高裁判所長官代理者 事務移転を行つてまいりました理由は、例えば戸舎敷地の確保困難、未開戸はいずれもその理由で事務移転を行つたわけでござります。そのほかの事務移転厅につきましては、戸舎が老朽化いたしまして、それで早急に建てかえるめどがついていない、こういうような理由で事務移転をいたしておりますが、その当時の段階におきましては、そういう状況が解消されました場合には事務移転を解除して復活するという前提で事務移転がなされてきたわけでございまして、決して廃止の先取りという形でやつてきたわけではございません。

○稲葉(誠)委員 いや、私の聞いているのはそんなことを聞いているんじゃないのです。廃止なれば法律の改正が必要なんでしょう、こういうのです。ところが事務移転ならば裁判所法の三十九条で、裁判官会議で決められるからということはありますよ。私も何回かあそこに行きましたから。なかなかわからないのです。通り過ぎてしまつたりなんかしてわからなくてあれでした。

それも事務移転といふ形を今までみんなとつてきで、それで国会の審議を。言葉は悪いかもわからぬけれども免れできたんじゃないですか。これ

は。だから私も、何でもかんでも国会で審議しろとあります。されども免れできたんじゃないですか。これ

が、そこは別として、私がお聞きしたいのは、最初にできた、ここに書いてあるのは、十八戸が増設された。こう書いてありますね。それは別として、逆な意味で、實際には最初できたものがその後廃止になった、現実になくなつた、こういうふうなものが相当あると思うのです。それは全然書かれてあります。されども四十戸ほど事務移転をいたしておきますが、二十戸につきましては事務移転を解除いたしまして現実にまた執務を行つというようになつてゐるわけでございません。

○稲葉(誠)委員 私が聞いておるのは、事務移転の場合は法律の改正ではないから国会の審議は要らないけれども、事実上廃止ということならば国会の審議が要るということになるではないか。この法律の一部を改正することになるわけですね、廃止ならば。それを避けるために事務移転、事務移転といふやり方をやつていて、實際には廃止とちつとも違わないのではないか。こういうことを聞いたことがあります。そういうふうなものが一体どことどこにあるのかをちょっとと説明していただけませんか。

○山口最高裁判所長官代理者 事務移転を行つてまいりました理由は、例えば戸舎敷地の確保困難、未開戸はいずれもその理由で事務移転を行つたわけでござります。そのほかの事務移転厅につきましては、戸舎が老朽化いたしまして、それで早急に建てかえるめどがついていない、こういうような理由で事務移転をいたしておりますが、その当時の段階におきましては、そういう状況が解消されました場合には事務移転を解除して復活するという前提で事務移転がなされてきたわけでございまして、決して廃止の先取りという形でやつてきたわけではありません。

○稲葉(誠)委員 いや、私の聞いているのはそんなことを聞いているんじゃないのです。廃止なれば法律の改正が必要なんでしょう、こういうのです。ところが事務移転ならば裁判所法の三十九条で、裁判官会議で決められるからということはありますよ。私も何回かあそこに行きましたから。なかなかわからないのです。通り過ぎてしまつたりなんかしてわからなくてあれでした。

○稲葉(誠)委員 三代かかつたのじゃないですか。今最高裁判事

やつておる、元法務省の民事局長をやつておられた、非常に有能な方がいらっしゃるのですが、この方のときに初めて廃止になつたのじゃないですか。三代かかったのじゃないですか。なぜそういう質問をするかというと、それだけの手数をちゃんと踏んでいるのですよ、普通の廃止の場合に、三代かかって何をやつたかということをこれから聞くのですけれどもね。

ところが、今度の場合は何をやつたのかわから

ないで、いきなりばあんと全部百一も廃止してしまふうということがおかしいではないかというところに質問が行くわけです。前もつて質問の内容まで知らてしまふものちよつとあれですけれども、これは私の方で開示するわけですけれどもね。そこなんですよ、問題は。

だから、小川の簡易裁判所が、それじゃなぜ事

実上廃止になつたのか、どういう経過でやつたのか。

私の聞いているのでは、とにかく三代かかっ

たというようになっていています。

だからしてしまふものちよつとあれですけれども

ね。そこなんですよ、問題は。

だから、それじゃその経過をちよつと説明して

くださいよ。そうすると、局長が東京高裁の事務

局長さんをやつておられたときですか。あの東

京高裁の事務局長というのは一番怖いんだと言つ

ていますよ。えらい権限を持つていてんだと、裁

判官はあれを一番怖がっているのですよ。人事の

権限を握っているというので、これは大変なあれ

ですよ。

まあそれは余計なことになりまつたけれども、

その経過を聞きたいのはなぜかというと、私の言

うのは、その事務移転というのは法律上の廃止で

はないんだというのでしょうか。それだけでも大変

な努力をしているのですよ。話したいというか、

説得を何回もしていつてやつていてますけれども、

それを今度の場合は、また後で聞きますけれども、

その辺がどうなつていてるのやら、実際には

どうなつていてるのかわからないのですよ。わから

ないというか、説明がないからわからない。そこ

を私、お聞きしているのですよ。大変な骨を折つ

ているのですよ、これ。私も聞いているのですか

ら。それを、骨折つて努力をしているというものを、やはりこの百一なら百一を廃止しようとする

ならそれだけのことをしなきゃいけないんじやないですか。それをやつてないじゃないかというこ

と、私はそこにポイントを置くわけですよ。

○山口最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、

今御審議をお願いいたしております管轄法の改

正につきまして、簡裁の整理統合ということが生

ずるわけでござります。私ども、この問題を提起

いたしました段階より後の六十年五月、六月の段

階、それから翌年の六十一年三月、四月の段階、

りましたね。あなたの方に言わせれば廃止じやないのですよ、事務移転なんですよ。事務移転だけ

でございますが、それぞれ関係する管内の市町

村を所長あるいは事務局長がお伺いいたしまし

て、自治体の首長であるとかあるいは議会の議長

さん、副議長さんの方々にお目にかかりまして、

問題になつていてる簡裁が置かれている問題状況

それからその当時は、最初の段階では三者協議

で進展状況、それから裁判所の現状認

識、こういうものを御説明申し上げた。六十一年

の三月の段階でございますと、法制審の答申がそ

ろそろ始まる段階でございまして、それまでにあ

る程度議論の進展も見ておるものでございますか

ら、その辺の事情も御説明申し上げたわけでござ

ります。六十一年の秋の段階では、答申案が出て

おりますから、答申案の内容について御説明申し

上げまして、個々の序につきまして裁判所の考

え方を申し上げ、地元の御意向も伺いながら御理解

を深めるような作業をして今日まで来て

おります。

したがいまして、地元の市町村の

ところに足を運びました回数は最低でも三回、場

合によりますと相当回数足を運びまして現状を御

説明申し上げて、この適正配置について御理解を

いただくようお願いしてまいつてきたという状況

でございます。

○稲葉(誠)委員 今お話にも出てまいりました裁

判所の所長さんの仕事の一番大きなものは、いか

にして簡裁の統廃合を実施するか、円満にさせる

かというところにその司法行政上の手腕があるか

ないかということがかかるとして、そこが最高裁

の問題について協議を進めてまいりました。やは

り全国的な問題でありますので、二二八三三ござ

います独立簡易裁判所の整理統合を考える場合、

何らかの基準が必要であるのだとうに考えられたわ

けでございます。その前の段階で三者協議会にお

きまして、日弁連それから法務省、最高裁とでこ

の問題について協議を進めてまいりました。

私たちもいたしました。

私は二つ点から尺度を

考慮すべきである。一つは、裁判所の利用度を示

すものとして事件数を取り上げる。一つは、裁判

所に対するアクセスを示すものとして、統合され

る場合の受け入れまでの公共交通機関による所

要時間を考える。この二つを組み合わせて二二八

十三の独立簡裁を位置づけてみて、その中でどう

いふうな基準を立てるかということを考えてい

ます。

表を出してもらわないといかぬわけですよ。我々

はそれを見て認否するということになるかもわからぬけれども、大変な努力がかかるわけですね。

三代はちょっとオーバーかもわからぬですが、少な

くとも二代かかったことは間違いないわけですよ。

これは前の所長さんのときからの懸案事項だ

ったのですからね。ちょっと、これまたいろいろ

差しさわりがあるから言いませんけれども。

だから、それじゃその経過をちよつと説明して

くださいよ。そうすると、局長が東京高裁の事務

局長さんをやつておられたときですか。あの東

京高裁の事務局長というのは一番怖いんだと言つ

ていますよ。えらい権限を持つていてんだと、裁

判官はあれを一番怖がっているのですよ。人事の

権限を握っているというので、これは大変なあれ

ですよ。

まあそれは余計なことになりましたけれども、

その経過を聞きたいのはなぜかというと、私の言

うのは、その事務移転というのは法律上の廃止で

はないんだというのでしょうか。それだけでも大変

な努力をしているのですよ。それだけでも大変

な努力をしているのですよ。話を聞いていて、

それがどうして百一になつたのですか。それがどうして百一になつたのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 小川管内の市町村

に所長がいらっしゃいます。小川簡裁の庁舎の

老朽度合いといふようなものを御説明申し上げ

て、事務移転の必要があるのだということを御説

明申し上げたというふうに伺っております。もち

らん、町長さんあるいは町議会の議長さんにも御

説明申し上げていてるわけですよ。

○稲葉(誠)委員 そうすると、今度の百一は、ま

ず最初百一じゃなかったですね。最初は百四十九

だったわけですか。それはどういう基準であった

のですか。それがどうして百一になつたのですか。

○稲葉(誠)委員 そうですね。最初は百一になつたのですか。

だから私が聞いていてるの、もとへ戻るのです

が、小川の簡裁のときに大変骨を折つたという話

を聞いているのですよ。非常に熱心にやられたわ

けです。それと同様ようにみんなやつたのです

か。どうもよくわからないですね。本来ならば、

一百一ということなら百一のものについて現在向こ

うの同意状況がどういう状況だと、ちゃんとと一覽

する

でどれだけの努力をしたのですか。わかっている範囲でお答え願いたいのです。

こうではないかといふうに申し上げたわけでございます。

いろいろ要素の立て方があらうかと思います。人口を基準にするとかいろいろあるわけでございまが、やはり将来の裁判所の利用度合いを直接示すものといたしましては、事件数を基礎にするのが一番いいのではないか。その事件数につきましても、民事訴訟、刑事訴訟、民事調停という当事者が裁判所に出頭しなければならない、しかも基本的な事件、これを標準にすべきではないだろか、かよう考へたわけでございます。公共交通機関による所要時間につきましては、ある簡易裁判所の所在地から受け入れ庁まで公共交通機関を利用いたしましてどの程度の時間が必要になるか、これを考へたわけでございます。

その結果、この関係資料の八ページ、九ページにござりますように、相関表というものができ上がりたわけでございます。この中で百二十件以下、これは民訴、刑訴、調停の五十五年から五十九までの五年間の年間平均件数でございますが、これが百二十件以下の庁については所要時間が六十分以内のところ、これをひとつ統合の検討対象にしてはどうか、かよう考へたわけでございます。それから事件数が少なくなりまして十二件以下のところ、天塩、中頸別がそうでございますが、これにつきましては二時間を超えるところも含めて考へてはどうだろか。国民の裁判を受ける権利に関連する事柄でござりますので、離島につきましてはいかに事件が少なかろうと今回の統廃合の対象にはしない、こりうことを考へたわけでございます。

種々の関係機関の御意見も伺つておりますが、私ども、この答申を受けまして、それまでにも件以下のところに問題がかなりあるように見受けられました後、改めて弁護士会、司法書士申を受けました後に、改めて弁護士会、司法書士

は、簡裁事の一人当たりの負担件数からいたしまと三分の一くらいでございます。その辺がいまだに膨らませまして、こういう基準案ではどうかということで三者協議会にも出したわけでございました。

この基準のとりよつては、三者協議会の協議の過程におきましてもいろいろ御意見がございました。御意見がございましたが、最終段階ではこの基準については特に意見を述べないというふうにおっしゃられまして、御異論はなかつたわけでございます。このような考え方を法制審議の場におきまして法制審議会の幹事会としてお出ししました。いろいろ御論議いただきました結果、御承認いたただきました。

ただ、法制審議会それから三者協議会の過程におきましても、この基準で一律に統廃合を決めてはいけない。やはりそれぞれの地域の実情というものがはあるから、その地域の実情を加味しながら統廃合を決定していくべきである、こういうふうに弁護士会等からも指摘がございましたし、法制審議会の御審議におきましてもそういう御指摘があつたわけでございます。したがいまして、この関係資料の六ページにござりますように、具体的な統合に当たっては、この枠内にございます百四十九の庁について、例えば管内人口、その動向、事件数の動向、家裁出張所の事件数、管内面積、それから自家用車両の保有状況等管内全般の交通事情、地域の開発計画その他簡易裁判所の存続の必要性に影響すると思われる事項を考慮し、相関表上の位置を基本として、存置の必要性を総合的に判断すること、こういふうにうたわれたわけでございます。

○山口最高裁判所長官代理者 戦後、昭和二十二年に簡易裁判所が発足いたしまして、その当時は物資等も非常に不足いたしておりましたし、例えば厅舎にいたしましてもパラックを借りるとかあるいは倉庫に借りるとか、そういうような劣悪な状況でスタートしたわけでございますが、二十年代、三十年代にかけまして、かなりの予算を投じまして、木造ではございますが、厅舎の新営を図る、そういうふうな形で物的施設の充実にも努めてまいりました。その後、簡易裁判所の判事

会、調停協会等の関係機関、さらには市町村等にけられる。さらに、この百二十件と申しますのは、簡裁事の一人当たりの負担件数からいたしまと三分の一くらいでございます。その辺がいまだに膨らませまして、こういう基準案ではどうか、そういうことで三者協議会にも出したわけでございました。

この辺は、戦後二十年代を経過いたしまして三十年に入つてまいりますと、社会生活の安定に伴いまして、当時、二十年代には非常に多うございました簡裁の刑事案件が激減してまいりました。それから簡裁の管内の人口が、都市集中によりまして都市部の方へ移動してまいりました。それもあわせて相乗作用を營みまして、民事事件の数におけるのですね。現在あるものがいかにして充実されるかでございます。このような考え方を法制審議の場におきまして法制審議会の幹事会としてお出ししました。いろいろ御論議いただきました結果、御承認いたただきました。

したがいまして、その三十年代におきましては、最高裁当局の考え方によれば、その目的を達成するかというふうな観点が当然といふか、ないよう考へられるのですがね。そうなつてみると、話として考えられてくるのは、じや簡易裁判所といふうにおっしゃられまして、御異論はなかつたわけでございます。このような考え方を法制審議の場におきまして法制審議会の幹事会としてお出ししました。いろいろ御論議いただきました結果、御承認いたただいたわけでございます。

ただ、法制審議会それから三者協議会の過程におきましても、この基準で一律に統廃合を決めてはいけない。やはりそれぞれの地域の実情といふうに考へられるから、その地域の実情を加味しながら統廃合を決定していくべきである、こういうふうに弁護士会等からも指摘がございましたし、法制審議会の御審議におきましてもそういう御指摘があつたわけでございます。したがいまして、この関係資料の六ページにござりますように、具体的な統合に当たっては、この枠内にございます百四十九の庁について、例えば管内人口、その動向、事件数の動向、家裁出張所の事件数、管内面積、それから自家用車両の保有状況等管内全般の交通事情、地域の開発計画その他簡易裁判所の存続の必要性に影響すると思われる事項を考慮し、相関表上の位置を基本として、存置の必要性を総合的に判断すること、こういふうにうたわれたわけでございます。

私は、この答申を受けまして、それまでにも件以下のところに問題がかなりあるように見受けられました後、改めて弁護士会、司法書士申を受けました後に、改めて弁護士会、司法書士

がよりよく發揮できるよう努めてきたわけであります。しかし、戦後二十年代を経過いたしまして三十年に入つてまいりますと、社会生活の安定に伴いまして、当時、二十年代には非常に多うございました簡裁の刑事案件が激減してまいりました。それから簡裁の管内の人口が、都市集中によりまして都市部の方へ移動してまいりました。それもあわせて相乗作用を營みまして、民事事件の数におけるのですね。現在あるものがいかにして充実されるかでございます。このような考え方を法制審議の場におきまして法制審議会の幹事会としてお出ししました。いろいろ御論議いただきました結果、御承認いたただいたわけでございます。

したがいまして、その三十年代におきましては、最高裁当局の考え方によれば、その目的を達成するかというふうな観点が全然といふか、ないよう考へられるのですがね。そうなつてみると、話として考えられてくるのは、じや簡易裁判所といふうにおっしゃられまして、御異論はなかつたわけでございます。このような考え方を法制審議の場におきまして法制審議会の幹事会としてお出ししました。いろいろ御論議いただきました結果、御承認いたただいたわけでございます。

ただ、法制審議会それから三者協議会の過程におきましても、この基準で一律に統廃合を決めてはいけない。やはりそれぞれの地域の実情といふうに考へられるから、その地域の実情を加味しながら統廃合を決定していくべきである、こういうふうに弁護士会等からも指摘がございましたし、法制審議会の御審議におきましてもそういう御指摘があつたわけでございます。したがいまして、この関係資料の六ページにござりますように、具体的な統合に当たっては、この枠内にございます百四十九の庁について、例えば管内人口、その動向、事件数の動向、家裁出張所の事件数、管内面積、それから自家用車両の保有状況等管内全般の交通事情、地域の開発計画その他簡易裁判所の存続の必要性に影響すると思われる事項を考慮し、相関表上の位置を基本として、存置の必要性を総合的に判断すること、こういふうにうたわれたわけでございます。

私は、この答申を受けまして、それまでにも

件以下のところに問題がかなりあるように見受けられました後、改めて弁護士会、司法書士

がよりよく發揮できるよう努めてきたわけであります。

しかし、戦後二十年代を経過いたしまして三十年に入つてまいりますと、社会生活の安定に伴いまして、当時、二十年代には非常に多うございました簡裁の刑事案件が激減してまいりました。それから簡裁の管内の人口が、都市集中によりまして都市部の方へ移動してまいりました。それもあわせて相乗作用を營みまして、民事事件の数におけるのですね。現在あるものがいかにして充実されるかでございます。このような考え方を法制審議の場におきまして法制審議会の幹事会としてお出ししました。いろいろ御論議いただきました結果、御承認いたただいたわけでございます。

したがいまして、その三十年代におきましては、最高裁当局の考え方によれば、その目的を達成するかというふうな観点が全然といふか、ないよう考へられるのですがね。そうなつてみると、話として考えられてくるのは、じや簡易裁判所といふうにおっしゃられまして、御異論はなかつたわけでございます。このような考え方を法制審議の場におきまして法制審議会の幹事会としてお出ししました。いろいろ御論議いただきました結果、御承認いたただいたわけでございます。

ただ、法制審議会それから三者協議会の過程におきましても、この基準で一律に統廃合を決めてはいけない。やはりそれぞれの地域の実情といふうに考へられるから、その地域の実情を加味しながら統廃合を決定していくべきである、こういうふうに弁護士会等からも指摘がございましたし、法制審議会の御審議におきましてもそういう御指摘があつたわけでございます。したがいまして、この関係資料の六ページにござりますように、具体的な統合に当たっては、この枠内にございます百四十九の庁について、例えば管内人口、その動向、事件数の動向、家裁出張所の事件数、管内面積、それから自家用車両の保有状況等管内全般の交通事情、地域の開発計画その他簡易裁判所の存続の必要性に影響すると思われる事項を考慮し、相関表上の位置を基本として、存置の必要性を総合的に判断すること、こういふうにうたわれたわけでございます。

私は、この答申を受けまして、それまでにも

件以下のところに問題がかなりあるように見受けられました後、改めて弁護士会、司法書士

がよりよく發揮できるよう努めてきたわけであります。

どらせていただきます場合、やはり全国民の負担において裁判所を運営しているわけでございますから、予算、人員の公平な、適正な配分というものを考えなければならぬ。現在の状況は、戦後四十年の間に生じました大きな社会事情の変動に必ずしも裁判所の配置がマッチしていないのではないか、そういうことが強く認識されるわけでございまして、現在の、あるいは将来の社会事情にマッチするように裁判所の配置を見直すべきである。交通事情が飛躍的によくなっている今日でございまして、昭和二十二年当時に比べますと、人の行動範囲、生活圏といふものはかなり広くなつてゐるわけでございます。そのような状況を踏まえて簡易裁判所の整理統合を行い、それによつて生じました余力を存続する簡易裁判所に振り向けて、簡易裁判所全体の機能の充実を図らなければならぬ、こういう視点から現在の統廃合の問題を考えたわけでございます。

○福葉(誠)委員 そうすると、お話を出ました、最初百四十九を廢止しようとしたものが百一になつたというので、具体的に言うと四十八減ったわけですね。そうすると、それはどういうふうなところが減つたということになるのですか。減つたというか、対象から外れたということになるのですか。例えば二、三例を挙げるとどうなんですか。

○山口最高裁判所長官代理者 先ほどの関係資料の八ページ、九ページの相関表をごらんいただきたいと思います。

まず、順次御説明申し上げますと、八ページの上の方で事件数で百一件から百二十件のところがございます。事件数百件を超える府でございますが、この枠の中には十七ございます。この十七府につきましては、いずれも人口が相当多数でございまして、現在も人口の増加傾向がございます。

それままでして事件数も増加傾向を示しておりますが、あるいは近年急増しておる、そういう状況がございまして、今後の動向に留意する必要がございます。地方自治体はもとより、関係各機

関の意見を伺いましたが、このような事情を背景

いたしまして、存置を相当とする意見が極めて

強うございました。将来の動向を十分把握する必

要があるという観点から、この枠内の府十七府につきましては、全部統合の対象から外したわけでございます。

その次に、事件数で申しますと六十一件から百

六十分の枠内にある府、これは例えば取手、相

生、亀岡、笠間、このあたりの府に入っている府

でございますが、これにつきましては、ある程

度の人口、事件数をしておりまして、交通事情

につきましても、所在市町村から受け入れ府まで

の所要時間が四十六分から六十分と比較的良好で

ございます。ただ、四十五分以下の府のように交

通至便というわけにはいかない、いわば中間的な

領域に属するわけでございます。したがいまし

て、この範囲の府につきましては各府別に人口動

態、事件数の動向、管内全般の交通事情等、法制

審答申に示しております個別事情を検討したわけ

でございます。

これらのうち取手、亀岡、瀬戸、鳴門、笠間

につきましては、人口増、事件増の傾向がござい

ます。今後も相当の事件数が予想されるといふこ

と。それから、築館、棚倉につきましては、管内

に市町村が散在しておりますので、管内全般の交通

事情がよくない、いうことが見受けられます。大

いまして、現在も人口の増加傾向がございます。

それままでして事件数も増加傾向を示しており

ます。九ページの下の方に串本、浜坂、男鹿等がござ

ります。これらの方に入っている府でござい

ます。これらの府内には十四府ございますが、い

ずれも少ないとほいしましてある程度の事件数

を有しておりますし、所在地から受け入れ府まで

の所要時間が七十五分を超えて相当の時間を要する。それから、管内全般の交通事情も甚だ悪

いわけでございまして、最遠地からの所要時間が

百十四分から、ひどいところになりますと二百九

十二分ほどかかる。それから、この中で男鹿と串

本を除きましてはいずれも家裁出張所が併設され

ております。これらの各府につきまして、関係

機関の意見も存置を相当とするというものが大

部分でございまして、この枠内にある府は全部統

合の対象から除外するのが相当であると考えたわ

けでございます。

それから、事件数が五十一件から六十件、所要

時間が六十分を超えて七十五分の枠内にある長門、

国東、野辺地、徳島池田でございます。これは交

通事情は必ずしも良好とは言えませんで、特に野

辺地、徳島池田につきましては管内も広うござ

いまして、全体の交通事情が甚だ悪い。それから

長門につきましては近年著しい事件増の傾向が見

られるということからいたしまして、これらの三

府は存置すべきものといたしましたが、國東につ

きましては、人口の相当の割合を占める部分にお

けることが予想されますので、将来は支部を含め

た配置の見直しも考える必要がございます。そ

ういう状況を勘案しまして、橋本は存置することに

決したわけでございます。

このようないくつかの検討を加えまして、百一府に絞り込

んだわけでございます。

以上でございます。

○福葉(誠)委員 今お話を中に、今度の独立簡裁の統廃合によって余力を残して云々という言葉がございましたね。余力というのはどういう意味かよくわかりませんが、恐らく一つの意味は、これによつて経済的な余裕が生ずるということも含んでいます。それで、その余裕が生ずるというのです。そうすると、一番大きなものは人との余裕でございます。そこで、離島を外したのと同じような意味合いで、今回の統合の対象からは除外するのを相当とした

ずれも少ないとほいしましてある程度の事件数を有しておりますし、所在地から受け入れ府までの所要時間が七十五分を超えて相当の時間を要する。それから、管内全般の交通事情も甚だ悪くあります。それから、橋本は存置すべきものといたしました。吉野と深川、吉野、この三府につきましては、存置すべきものといたしました。吉野と深川の二つの裁判所はいずれも管内面積が広うございまして、管内全体の交通事情が著しく悪い。事件数に照らしましても、統合によつて生ずる不便が大きいと思われるわけでございます。また、橋本につきましては近年人口の増加傾向が見られまして、むしろ受け入れ府となるべき支部併置の妙にして、むしろ受け入れ府となるべき支部併置の妙寺簡裁の所在地自治体よりも、これはかつらぎ町になりますが、それよりも橋本の方が人口も多くあります。これは農後高田へ行けるという状況がございまして、将来その周辺の地域の中心となることが予想されますので、将来は支部を含めた配置の見直しも考える必要がございます。そういう状況を勘案しまして、橋本は存置することになりました。

それから、九ページの下の方に、今度の独立簡裁の統廃合によって余力を残して云々という言葉がございましたね。余力というのはどういう意味かよくわかりませんが、恐らく一つの意味は、これによつて経済的な余裕が生ずるということも含んでいます。それで、その余裕が生ずるというのです。そうすると、一番大きなものは人との余裕でございます。そこで、離島を外したのと同じような意味合いで、今回の統合の対象からは除外するのを相当とした

とになりますと三百数十名に上るわけございまして、この二百数十名を受け入れるにはその他の繁忙期に振り向けて、簡裁並びに裁判所全体の機能をより高めることに費やしたい、こういうふうに考えております。

予算的に申しますと、簡易裁判所の運営維持に要する経費というのは比較的微々たるものでございまして、人件費は、別に人が減少するわけじゃございませんので、人件費が節約になるわけじゃございません。結局、庁舎維持の費用が若干ゆとりを生ずるという事になりますが、それは殊さら大きく評価するほどのものではないというように考えております。ただ、人的余力につきましてはかなり大きなものではないかと考えております。

○稲葉(誠)委員 最初におっしゃったのは余力といふうに私は聞いたのですが、お答えが余裕といふうになつて、また後で余力になつたように聞いたのですが、まあ言葉はどうでもいいです。そうすると、そのことによつてまず問題になつてくるのは、職員の人との話し合いといいますか、それから今二百何十人が移るということを言いましたね。その人たちは待遇が悪くなる場合もあるのではないかですか。例えば、独立簡裁なら庶務課長をやつておられる。ところが、ほかへ来れば庶務課長にはなれない。あるいは書記官になれば調整手当がついてかえつてふえるのかもわかりません。そこはどういうふうになるのですか。そのことで全体の職員との話し合いは何回くらいやつて、どういうふうにいつて、どこがポイントになつているのか、それが一つですね。それから、現実に対象となる人たちは不利になるようなことはないのかどうか。そこでですね、問題は。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の再編成と申しますが、配置の見直しということになりますと、これは国の高度の管理運営に関する事項になるわけでございまして、その事柄自体につきましては、職員団体との間でいろいろ話し合いをやるとか協議をするとかいうことはいたしておりません。しかしながら、裁判所の職員でございま

すから、この問題について十分理解を深めていたりが必要がございますので、事ある都度その趣旨を説明し、理解を求めるようにしてきたわけございます。

この統合の問題が実現いたしますと、勤務地の変更というふうに職員の勤務条件にかかる事柄が生じてまいります。そのことにつきましては、具体的に職員団体との間で交渉を持たなければならないだらうと思います。これまでいろいろ経過がござりますけれども、いろいろ職員の御意向等も伺いまして、これからまた作業を詰めていかなければならぬわけでございますが、勤務条件について不利なことにならないよう配慮していかなければならないと考えております。

それから、今御指摘の適正配置の実現によって、勤務場所が変わることによつて不利なことにはならないかという御指摘でございますが、そのぞくの、勤務条件について不利なことにならないようになります。

○稲葉(誠)委員 不利なことのないように努めて、勤務場所が変わることによつて不利なことにはならないかという御指摘でございますが、そのぞくの、勤務条件について不利なことにならないようになります。

○山口最高裁判所長官代理者 いろいろなポストが考えられるわけですが、例えば相当のキャリアを持つている方でございますと、本庁で、あるいは支部で主任書記官に昇任する場合もございましょうが、現実に庶務課長なんかやつてしている場合、どういうふうになるのですか。独立簡裁がなくなりますと、本庁なり支部へ帰つて庶務課長をまたやる手当がなくなりますね。そうすると、どうなるのでしょうか。書記官になればかえつてふえる場合もあるし、そうでなければ減つちゃうのですか。管理職

が庶務課長をいわば兼務しているような形でござりますので、実質的にはそら変わらないと考えております。

○稲葉(誠)委員 私も、独立簡裁の庶務課長は管理職手当を受けているんだと思つていたのですよ。聞いてみたら独立簡裁の場合は違うのだとうので、ああそういうものかなと思つたのです。が、近いところに勤務できたのが遠くになると、これはあり得ることだらうと思うし、ある程度はしようがないかもわかりませんけれども、職員が勤務条件で不利になることのないよう、それについては十分配慮していく、こういうふうに承つてよろしいですね。これはまた後ではかの方からいろいろ御質問が出るんだ、こういうふうに思うのです。しかし、今の庶務課長ということは形の上ではなくなるわけですね。そうするとどうなつちやうのですか。何があるのですか、そういう人たち。

○山口最高裁判所長官代理者 いろいろなポストが考えられるわけですが、例えば相当のキャリアを持つている方でございますと、本庁で、あるいは支部で主任書記官に昇任する場合もございましょうが、現実に庶務課長なんかやつてしている場合、どういうふうには限りませんけれども、並行異動ということもございましょうが、そのようないろいろなポストを考えられると思います。

○稲葉(誠)委員 きょうは第一回目の質問ですかね、まとめてお聞きするというか、あれなんですか。が、今百一の独立簡裁が統廃合で廃止されるとなると、お話を聞いていると、所長や事務局長が行つてずっと説得しているということなんですか。も、まだいろいろな状況を考えて、自分のところは廃止してもらつたのでは影響が非常に大きいから困るんだ、こういうふうに言つて、反対といふことをしておられるところが相手當がなくなりますね。どういうふうになるのですよ。これはこの百一の中でもあると思うのですよ。これはこの百一の中でもあると思うのですよ。それともう一つの問題は、百一のところがどうなるかわかりませんが、仮になつたときに、そのあと敷地だと建物は一体どうなるのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 合には、そこに本庁の簡易裁判所の庶務課長がおります場合、それはいわば庶務課長にはなれないが、まだ残してほしいんだと、いうところが相当の立場もあって、私たちは立場上なかなか言いづらいところだと思います。しかもそれはわかっていますから、あえて聞かないのです。いろいろな事情から見て、殊に将来の発展の問題、立地条件その他から見て、まだ残してほしいんだと、いうところが相当の立場もあって、私たちは立場上なかなか言いづらいところだと思って、私もそれはわかっていますから、あえて聞かないのです。あなたの方として、それはどこどことかどうかは別として、あるように私は聞いておるところとしては立場上なかなか言いづらいところだと思って、私もそれはわかっていますから、あえて聞かないのです。いろいろな事情から見て、殊に将来の発展の問題、立地条件その他から見て、まだ残してほしいんだと、いうところが相当の立場もあって、私たちは立場上なかなか言いづらいところだと思って、私もそれはわかっていますから、あえて聞かないのです。それともう一つの問題は、百一のところがどうなるかわかりませんが、仮になつたときに、そのあと敷地だと建物は一体どうなるのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 これはどういうふう話を進めているのです。これは最高裁判の一存でもいかぬし、法務省でもいかぬし、どういうふうになるのかわかりませんが、そこは

現在どういうふうになつてゐるのですか。それを聞いて、きょうは終わります。

○山口最高裁判所長官代理者 建物、敷地につき

ましては、整理統合されると裁判所の方で用途廃止をいたしまして、普通財産になります。普通

財産として大蔵省へ引き継ぐわけでございます。

したがいまして、大蔵省におかれまして普通財産としてその処理を考えられるわけでございますが、裁判所の今日までの設置、運営につきまし

て、地元からは絶大な御支援、御協力をいただいてきたわけでございます。中には地元から寄付を受けた財産もございます。それから、地元がいろいろ協力していただいて廉価に譲渡していただきたのもございます。いろいろ御説明伺つてまいりまして、地元の方ではぜひ公共用に使いたいから跡地の払い下げをしてほしいというような御希望もいろいろ出てまいりております。私ども、法制審議会の過程におきましても大蔵省の関係官に出ていただいておりまして、大蔵省の方にも十分御連絡申し上げまして、できる限り地元の御希望に沿うように大蔵省に働きかけているというのが現在の状況でございます。

これは、一応法律が確定いたしませんことには跡地の処分等の問題が出てまいりませんので、法律が確定いたしました後に跡地の関係につきましてはさらに作業を進めてまいりたいと考えております。

○大塚委員長 井上泉君。

○井上(泉)委員 この裁判所の統廃合の問題につ

いて、これをやるに当たつては慎重な検討がなされ、関係自治体の意見も聞いて、そしてこういう法条を提出された、こうしたことになっておるわけですが、この中には廃止された困る、そういう自治体の陳情も幾つかあったと思うのですが、それについてはどうですか。

○山口最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、昭和六十年五、六月以来これまで何回となく地元に御説明に伺つておるわけでございますが、特に裁判所が所在いたします自治体につきましては、

それはもう廃止されては困るという御意見が当初の段階では非常に強うございました。その後いろいろ御事情を申し上げまして、こういう状況であるから何とか御協力いただけないかというふうに申し上げてまいりました。だんだんこれはやむを得ないな、積極的に賛成とは言えないけれども国策としておやりになるならこれはやむを得ませんというふうにおっしゃつていただいてきていました。

そういうような経過を経ておりますので、当初の段階では反対という御意見が強うございましたが、最終段階では、積極的に賛成とはおっしゃらないにいたしましても、国の施策としてやることについてはやむを得ないものとして御理解いただきているように考えております。私は、地域の中に存在する役所がなくなるということは、地域の住民としても特にこれは地方にあるわけですか

○井上(泉)委員

簡裁といえども地域の中には存在

をしておる役所がなくなるということは、地域の住民としても特にこれは地方にあるわけですか

○清水(滋)政府委員

登記所の整理統合の件につ

いて、私直接の所管の者ではございませんけれども、若干の関係がござりますのでお答えさせていただきます。

登記所の整理統合につきましては、行政改革の一環いたしまして、政府の一つの基本的な方針として進めていますところでおあります。この登記所の整理統合につきましては、法務大臣の諸機関でございます民事行政審議会というのがございまして、そこで統合の基準あるいは実施に當

たつて考慮すべき事項というようなものが定められています。これによりまして一定の基準は決まつてゐるわけでございますが、具体的な実施に当たりましては関係市町村の十分な理解が得られるように努めるということも同時に

答申に示されていたわけでございまして、この答申にのつとりまして、それぞれの法務局、関係機関が関係市町村と十分な折衝をいたしました上で統合をいたしております。こう理解いたしております。

○井上(泉)委員 簡裁をとどめ地域の中には存在

しておるわけですから、地域住民としてはそれがなくても、長い歴史の中には設置をされて歴史を経過していくことについては寂しさを感じ、そ

れについても関係住民、自治体との話し合いを進め、積極的賛成は得られなかつたけれども、まあしようがないなという消極的賛成の気持ちを受け法条の提出に踏み切つた、こう言われるわけであ

りますけれども、やはりそういうことは住民にとっては反対である。市町村役場、自治体においては、上の役所からいろいろ言葉でこられるとそ

れにいつまでも抵抗することがなかなかできぬ。

抵抗しても上で決めることやからしようがないと

いう、いわゆる主権在民の思想から外れた、上の

言葉は何でも聞かなければいかぬ、こういう

古い考え方の中では、いわば押しつけられたとい

う感情を強く持つておるということを認識しておつ

ていただきたいと思うわけです。

例えば高知県あたりでは、あの広大な地域で四

カ所も簡裁が廃止されるということは関係住民に

とつては大変な不利益、不便をもたらすものでは

ないか、こう思うわけですが、地元のことと言つて恐縮ですけれども、高知県の場合なんかは自治体の反対は格段なかつたですか。

○山口最高裁判所長官代理者 自治体の反対とい

たしましては、先ほど申しましたように、裁判所が所在する自治体と、それから管内にはあつて

も裁判所がその地元にはないという自治体とで反

応が違うわけでございますが、裁判所が自分のと

ころにはない自治体は、おおむねこういう時代の

状況であるからそれはやむを得ないな、こういう

ふうにおっしゃられますし、裁判所が所在する自治体におかれましては、やはり理屈抜きに存続してほしいと当初は言っておられたところもござい

ます。しかしその後、時代の趨勢で廃止もやむを得ないだろうとおっしゃいまして、跡地の払い下げを受けたいというふうな御希望を出されたところもございます。中には積極的に、むしろ統廃合もござります。中には積極的に、むしろ統廃合は賛成なんだとおっしゃつておられる地元自治体もございます。そういう状況でございます。

○井上(泉)委員 法務局にてもあるいは簡裁に

しておるわけですから、地域住民としてはそれがなくなつていくことについては寂しさを感じ、そういう点からも積極的な賛成はできないという気持ちが強いと思うわけですが私は、法務行政、法務者の存在といふものは国民から非常に難れた存在のように一般的には認識をされておるのではないか。一般国民にとって法務省の存在は非常に大事なものではないか、こういうことにつけた活動を展開せねばならぬと思うのですが、現状では法務省としては重視をして人権擁護局としても活動を展開せねばならぬと思うのですが、現状の態勢で十分だとお考えになつていいのでしょうか。これは大臣に伺います。

○遠藤國務大臣 人権擁護の問題はもちろんど

と、法務行政ということはやはり国民の身近な問題と申し上げてはどうかと思いますけれども、今日の社会を形成している中において、やはり法制の確立があつてこのような社会ができ上がつてい

るんだというふうなことを国民に十分御理解いただきたいというふうなことで啓発運動を行つておる

問題が生じておりますが、我々としてはこの人権擁護についてはあくまで差別といふ問題をなく

うな親しみのある法制でなければならぬと、こう

私は感じておりますが、我々としてはこの人権

問題が生じておりますが、我々としてはこの人権

擁護についてはあくまで差別といふ問題をなく

うな親しみのある法制でなければならぬと、こう

私は感じておりますが、我々としてはこの人権

正していきたいというような考え方であるということを御理解願いたいと思います。

○井上(泉)委員 大臣の人権擁護に関する見解は、私はそれなりに評価をするものでありますけれども、ところがそのことが實際地域の中で活動されておるのかということを考えますといふと、非常に言葉は立派だけれども内容は伴つてない、内容は逆に差別を助長するような側に立つた人権擁護のやり方ではないか、こういうことが幾つかの事例の中であるわけです。

私はそういう幾つかの事例を挙げる時間がありませんので、例えば高知県の高知市の市民図書館という、いわば市民が多く出入りするところの壁等に、「エタを殺せ」こういういわば殺人を促すような落書きをして、その落書きがそこだけならいいけれども、各所にこのことが、何ヵ所も市内に書いてある。このことについて、人権擁護の立場から高知の法務局の人権擁護課長に、こうした実態をもつと取り締まつてもらわなければいかぬじやないか、これはどうしてくれる、こううつて申し入れしても、こちらには検査権がないからできませんというようなことで、少しも積極的に立ち上がろうとしない。

そういう中で、部落関係の者がこうしたことについて前にはよく糾弾闘争といふものを展開したわけですけれども、糾弾闘争をしなくともこうした人権の問題については人権擁護局、法務省の方が取り上げてやらから、そういう糾弾闘争をやらずに、事件が起こつたらすぐ連絡をとつて、これに対処するような措置を講ずるからと、いうような話は、私ども部落開放の推進委員会の中での当

局との交渉の中でも言われてきたことでありますけれども、この高知市における「エタを殺せ」という、全くこういう差別を大きく宣伝するような、なぞいうことに対しても大きな憤りを感じておる。その憤りを感じておることに対して、これに

対応する人権擁護局の方での対応の仕方ということが余りにも手ぬるいのではないか、こう言わざるを得ないわけですが、人権擁護局長の方ではございませんが、その問題をどういうふうにとらえておられるのか、

○高橋(欣)政府委員 ただいま御指摘のよな極めて悪質な落書きが本年の六月二十日以降高知市内で執拗に行われておりますことを私どもも承知いたしております。このような行為に対しまして、私どもがかねて進めてまいりました部落差別解消に向けての努力を踏みにじる行為でございまして、このような行為がいかに許すことのできない行為であるかということを一般に啓発するといふことが私どもの役目であると存じます。

○高橋(欣)政府委員 これは地方法務局から私どもも最近報告を受けた文書でございますが、こういう文書を配っております。「市民の皆様へ 悪質な差別落書きが市内で発生」という題で、「人権の尊重は人間みんなの願い」。表題の柱をまず読みましたときますと、「人権の尊重は人間みんなの願い」、それから次に「部落差別解消を妨害する事件発生」、三つ目の表題としまして「明るく住みよい社会づくりのために努力を」としまして、「皆さんお互いに、差別落書きを一度としない」「させない」「許さない」よう、一人ひとりが努力しません、「許さない」といったような啓発文書を、高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会の連名で作成いたしまして配布した次第でござります。

○井上(泉)委員 一千枚配布したという報告を最近受けております。

○井上(泉)委員 一千枚配布したという報告です。十万世帯のあるところに一千枚というたることはあなた、適当な宣伝、そういうふうな数字と、こう思いますが。

○井上(泉)委員 高知市に十万の世帯があるわけですね。十万世帯のあるところに一千枚というたら、これはあなた、適当な宣伝、そういうふうな数字と、こう思いますが。

○高橋(欣)政府委員 一千枚とりあえず配った詳細についてはまだ私ども存じておりませんが、で

きたものからまず配るということではないかと思

いますが予定として報告を受けておりますところによりますと、来月上旬に同種の文書を二万枚用意して配布するというふうに事前の報告を受けております。

○井上(泉)委員 それで、この差別落書き、それを僕も現地へ見に行きましたが、その落書きの内

容といふものは本当に憮然とするような、今えたなんというような言葉、これはなくなつておる言葉ですが、それをそのままにして「エタを殺せ」

といふような、これでは、人権擁護局がそれを啓発するだけじゃ、文書を配るだけじゃ、私はやはりこうした問題に対する対応の仕方とは言えない。手元にあればその配った通知書なりを示していました。殺せということは、これを書いた者は

いわば殺人を唆すような、殺人をしてもよろしいぞ、あれをやれよということをしておるのですが、この点について 警察庁と連絡でもとつたのですか。

○高橋(欣)政府委員 今御指摘の殺せという文言が殺人の犯罪とどう結びつくかということは、私どもそこまで検討して警察にお願いしたということことはございませんが、特に市民図書館の落書きにいたしております。このような行為に対しまして、私どもがかねて進めてまいりました部落差別解消に向けての努力を踏みにじる行為でございまして、このような行為がいかに許すことのできない行為であるかということを一般に啓発するといふことが私どもの役目であると存じます。

○高橋(欣)政府委員 ただいま御指摘の殺せという文言が殺人の犯罪とどう結びつくかということは、私どもそこまで検討して警察にお願いしたということことはございませんが、特に市民図書館の落書きにいたしております。このような行為に対しまして、私どもがかねて進めてまいりました部落差別解消に向けての努力を踏みにじる行為でございまして、このような行為がいかに許すことのできない行為であるかということを一般に啓発するといふことが私どもの役目であると存じます。

○高橋(欣)政府委員 これは告訴はしてないです。これは、告訴するに当たつてもだれをどう告訴するか、不特定多数の者を告訴することになるわけですから、それから、あなたのところに報告はいつ来たのか。

○高橋(欣)政府委員 一千枚配布したという報告を最近受けております。

○井上(泉)委員 高知市に十万の世帯があるわけですね。十万世帯のあるところに一千枚というたら、これはあなた、適当な宣伝、そういうふうな数字と、こう思いますが。

○高橋(欣)政府委員 一千枚とりあえず配った詳細についてはまだ私ども存じておりませんが、で

きたものからまず配るということではないかと思

いますが予定として報告を受けておりますところによりますと、来月上旬に同種の文書を二万枚用意して配布するというふうに事前の報告を受けております。

○井上(泉)委員 それで、この差別落書き、それを僕も現地へ見に行きましたが、その落書きの内

容といふものは本当に憮然とするような、今えたなんというような言葉、これはなくなつておる言葉ですが、それをそのままにして「エタを殺せ」

といふような、これでは、人権擁護局がそれを啓

発するだけじゃ、文書を配るだけじゃ、私はやはりこうした問題に対する対応の仕方とは言えない。手元にあればその配った通知書なりを示しておる。その憤りを感じておることに対して、これに

○遠藤國務大臣 先生の御指摘、私ここで聞いておいて全く情けない。でも、今の答弁を聞いておられて全く情けない。ところが、殺せになつてはいる。こんな状態をなす感じを持たれたのではないかな、こう懸念しますが、ただいま私、大臣の立場として、この問題は人権侵害の悪質な事犯だということで警察と協議をして、所轄警察にも捜査を依頼した。そして嚴重な対応をしたい、このような考え方を持っております。特に高知地域でこの十月に入り、人権擁護の大会を開くことになつております。そういうふうな点で、その地域でそのような事犯が起きていたということは、全く心ならずも、こう申し上げたらいか、全く遺憾でございますので、先生の御指摘の点について十分対応していきたいと思いますので、御了承を願いたいと思います。

○井上(泉)委員 今私が手を挙げたのは、大臣の見解をただしたいと思いまして手を挙げたわけであります。大臣の方からそれについての意見の開陳がなされ、誠意のある答弁として私は受け取つてしまひたいと思います。

しかし、それについても事務局の方が大臣にそ

んなことを言われては困る、これは一般的な啓発宣伝をやろう——一般的な啓発宣伝といいまして

も、具体的な事例があつてそれで初めて一般的な啓発宣伝をやるべきであるから、具体的な極めて要質な、部落民にとつてはまさに屈辱的な差別キヤンペーンですから、こういう事例に対してもつ

と私は積極的な対応の仕方があるべきはずだと思つたわけですが、今の大臣の御見解をお聞きして局長はどうお考へになつていらっしゃいますか。

○高橋(欣)政府委員 大臣の今のお話を体しまし

て、積極的に対応していきたいと存じております。

○井上(泉)委員 積極的に対応ということになりますとすぐ敏感に私どものところへはね返つてくるわけですから、すぐわかりますから、この場

の言い逃れとして終わることのないよう、これが大臣の見解をあなたも了承しておるのだから、それをきちつとやつていただきたい。事件が七月五日に起こつて、その以前にもいろいろあつた。

○高橋(欣)政府委員 警察署を訪れまして、本年六月二十六日、高知市民図書館副館長が所

市本町に所在いたします市民図書館二階男子便所

前は「エタを殺せ」じゃない、「エタは死ね」であつた。ところが、殺せになつてはいる。こんな状態を放置してきた人権擁護局のやり方に私は非常に不満を感じておるわけありますけれども、今大臣の言われた見解が現実に実行されることを期待をして、そのことによって部落差別を少しでもなくしていくよくな、そしてこんな悪質なものは徹底的に処理をするようなことが望まれるわけありますので、なおひとと人権擁護局としては、機構

いじりの中で簡裁の統廃合あるいは登記所の統廃合というようなことで人減らしが強くなつておるわけですが、少なくとも人権擁護の仕事に携わつておる人が、一人でカメラも持たずにメモもせずに現地に行つて、そして机の上で文書を書いて、その文書を印刷に回して、そしてどういう方法で配つたか知りませんけれども、少なくとも新聞あたりへ広告くらい出すべきだと私は思います。そ

局として国民の人権を守ることはできぬじやない

か、私はこういうふうに思うので、さらにそのことについての御奮闘をお願いするわけでありま

す。

それ同時に、警察の対応の仕方であります。

○井上(泉)委員 今局長は告発と言ひ、私も告発と受け取つて

おつたわけでありますけれども、調べてみると告

発ではなしに被害届が出されておる。こういうこ

とに至つて、その被害届に基づいて警察は恐らく

捜査——被害届が出てきたら、あそうかと言つ

てそのまま机の中に忍び込ますもののじやないと思つたわけですが、被害届の取り扱いはどういうふうにされておるでしょうか。警察としての対応の仕方をお聞かせ願いたいと思います。

○広瀬説明員 お尋ねの落書き事案につきましては、警察署といつしまして次のような報告を受け

ておるところでございます。

本年六月二十六日、高知市民図書館副館長が所

市本町に所在いたします市民図書館二階男子便所

におきまして、何者かが赤色マジックでタイル製

壁やスクリーンにお尋ねのような記載をし、一部

消すことができないようになつたという旨の届け出がありましたことから、警察といたしましては

事案を認知いたしました。その後、高知市等の御

協力によりまして高知市内で合計二十五カ所に同

様の落書きがなされていることを認知いたしてお

ります。

これらの事案につきましては、その落書きの書

かれた対象物及び落書きによる汚損程度によりま

して器物損壊罪に当たるものと認められましたの

で、高知県警察におきましては現場の実況見分、

関係者からの事情聴取等所要の捜査を行い、犯人

像の似顔絵を作成し、これを聞き込み等の捜査に

活用するなど被疑者の検挙に向けまして所要の捜

査を推進いたしております。また、この種事案の

再発防止を目的としたしまった警ら警戒活動を推

進いたしております。

以上のような報告を受けております。

○井上(泉)委員 そういう事態というものを警察

の方としては十分認識をされており、そういう

報告も受けられておるわけありますけれども、さ

なあこれに対して捜査といふものを、それは事件

はたくさんあるありますけれども、少なくとも不特定多数の人の人権に関することである

し、そしてそれはこの関係者のみならず、これは

一般地域住民の人権を守るためにもこういうふう

なことは厳重に取り締まるべきであるし、またそ

の犯罪行為を犯した者は、重要な犯罪者として摘發

に積極的に対応していただかなくてはならないと私は思うわけあります。しかし、肝心かなめの

国民の人権を守る、そして差別しても糾弾してはいけない、人権は法務省、法務局で守る、こう言つて今までたびたび言つてきましたわざであります

が、その法務局の、法務省の対応の仕方というものが非常にいわばよそことに感じておる。

質疑時間がなくなつたので終わりますけれども、これについて最後にひとつ、今警察の答

弁を踏まえまして、この高知県に起つた人権無

視の、人権侵害のこのいわば大キャンペーンともいうような落書き事件について、私はいま一度大臣の御意見をお尋ねして、私の質問を終わりたいと思います。

○遠藤國務大臣 今先生お話しのとおり、人権問題は日本の国としてこれは大きな一つの国是だ、特に法務省として、やはり法の確立と人権、そして国民の財産の保全ということが一番大切な任務でございます。その中ににおいて、人権問題についても御理解願いたいと思います。そのたびの問題については、私としてもまことかれた対象物及び落書きによる汚損程度によりまして器物損壊罪に当たるものと認められましたのが、陰に陽に苦労して今日を築き上げておるということも御理解願いたいと思います。

このたびの問題については、私としてもまことに先生御指摘のとおりでございまして、悪質な人権侵犯と申しましようか、差別を扇動するような行為であるというような点で許すべきではない、このような気持ちを持つておりますので、今警察に長官にも改めて私からも要請をいたして、さらには先生御指摘のとおりでございまして、悪質な人権侵犯と申しましようか、差別を扇動するような行為であるというような点で許すべきではない、このたびの問題については十分認識をされており、そういう報告も受けられておるわけあります。

○井上(泉)委員 そういう事態といふものを警察

の方としては十分認識をされており、そういう

報告も受けられておるわけありますけれども、さ

なあこれに対して捜査といふものを、それは事件

はたくさんあるありますけれども、少なくとも不特定多数の人の人権に関することである

し、そしてそれはこの関係者のみならず、これは

一般地域住民の人権を守るためにもこういうふう

なことは厳重に取り締まるべきであるし、またそ

の犯罪行為を犯した者は、重要な犯罪者として摘發

に積極的に対応していただかなくてはならないと私は思うわけあります。しかし、肝心かなめの

国民の人権を守る、そして差別しても糾弾してはいけない、人権は法務省、法務局で守る、こう言つて今までたびたび言つてきましたわざであります

が、その法務局の、法務省の対応の仕方というものが非常にいわばよそことに感じておる。

質疑時間がなくなつたので終わりますけれども、これについて最後にひとつ、今警察の答

弁を踏まえまして、この高知県に起つた人権無

述をなされるかどうかという点についての御質問をしたいと思っておるわけであります。

そこで、前提をひとつ確認だけしておきたいと思つておるわけであります。まず、これは裁判所から言わなければ申し出ないのでどうかという問題でございますが、これは第一回国会の衆議院司法委員会議事録六十六号あるいは六十五号あるいは六十三号によりますと、こういうふうに政府委員側は述べております。「もちろんそういうことが問題になつてゐるということを法務庁で」當時法務庁です、「法務庁で聞き知った場合には、進んで許可を求めにいくことがあると思ひますが、」だから、みずから積極的に裁判所に第四条該当事項があれば許可を求める行為、こう言つておるのです。しかし「多くは裁判所の方から意見を求められるようなことがあるのじやないか」というふうに思つておるのです。これは法務総裁の法律的な顧問的職務上の単なる意見の開陳であります。もちろんこれは裁判所をどうこう拘束するということはあり得ない。裁判所の方で単に参考に供するだけであります。これがたまり得ないことだというふうに考えておるのであります。こう言つておるわけであります。だから、裁判所が積極的に法務大臣に意見を求める限りで、もちろんこれは裁判所をどうか裁判所に許可を求め、意見を述べる、こうなるわけでござります。これがどうも法律の解釈上の見解だらうと思うのであります。

そこで、私の知る限りでは、本年の四月に森林の共有林分割の制限についての違憲判決が出たわけあります。これに対して政府の意見書が提出をされたわけであります。そこで私は、百八国会の建設委員会で、違憲になるような条文を行政官房が残しておくことに行政上の責任があるのじやなかろうか、いかがですか、こうお聞きをいたしました。一体この違憲判決の結果森林行政に大きな影響があるのじやなかろうか、こういうこともお聞

きをしたわけです。林野庁の方ではどういう答弁

があつたかと言いますと、百八国会の六十二年五月十五日の私の質問に対し、「この森林法第百八十六条の規定の削除による特段の影響は生しない、このように考へておるところでござります。」削除されただって、憲法違反だつてどううてことはない

という答弁だ。

そうかなと思いまして、私はこの第四条に基づいて提出された意見書、これはどう書いてあるだろかと思いまして、理事会で取り寄せをして、ただいて、本日いただきました。これを読んでみると、こういうふうに書いてあるわけであります。仮に、森林法一八六条が違憲とされるよう

なことがあるならば、現下の厳しい不況の下で危機的状況を迎えていた林業の振興を図り、森林の保育培養を図るためになされている林野行政遂行にとって、有形・無形の多大な悪影響を生じる

ことは必定であり、ひいては、国民生活の安定と国土の保全を害する結果になりかねないものである。」と言つて意見書を出しておるわけですが、裁判所にはこういう意見書を出しておるわけ

が、裁判所にはこういふうに思つておるのです。国会の答弁は大したことありませんといふことです

が、裁判所にはこういふうに思つておるわけ

であります。それで、結果的に裁判所はこの意見書は採用しなかつたわけであります。時間がありま

せんから詳しく述べませんが、林野庁、今言つたようなことについてどのような御見解なんですか。

**○安橋説明員** 一月一十六日の法務大臣の意見書というのは、先生が今述べられたとおりでございました。これは、森林法百八十六条自体の合憲性を前提といたしまして、公共の福祉との関係で百八十六条自体に合理的な立法目的があり、規制の態様もそいつた観点で許されるという見地から述べられたものでございます。

ただ、先生今御指摘のとおり、その後四月二十

二日に最高裁から百八十六条自体が違憲であると判決が最終的に下りまして、これは最高裁の判決で最終判断であるということでございました。そこで、私はこの違憲判決の結果森林行政に大きな影響があるので、私ども林野庁といたしましてその対応を検討いたしました結果、やはり最終判断がそのように出た以上削除せざるを得ないのじやないかといふことで削除法案を出したような次第でござります。その場合に、この百八十六条自体の削除によりまして、既存の制度の充実に努めてまいりたいというようなことで、百八十六条自体の規定の削除とそれの対応策をお答え申し上げたところでござります。

そういうようなことでござりますので、私ども政が円滑に行われるようになりたいという認識に立ちまして、既存の制度の充実に努めてまいりたいというようなことで、百八十六条自体の規定の削除とそれの対応策をお答え申し上げたところでござります。

そういふうなことでござりますので、私ども政が円滑に行われるようになりたいという認識に立ちまして、既存の制度の充実に努めてまいりたいというようなことで、百八十六条自体の規定の削除とそれの対応策をお答え申し上げたところでござります。

さあ、こうおっしゃつておるわけであります。ただし、その影響ができる限り出ないようよう今後とも対応を考えていかないと考へておるところでござります。

○坂上委員 あなた方が意見書を提出するに当たつてのあなたの方の認識と現実の林野行政に対する皆様方の認識が著しく違うからだ、私はこう言つておるのです。しかも、違憲判決などといふうなことは行政の中であつてはならぬことでござります。さつきのは私の質問に対する答弁なんですが、これはどういう意味か、私たちとわかりかねておるのですが、この第四条を指摘したわけではなさそうであります。やはり日本が総理大臣だと思いますが、前向きに検討するところ、その影響ができる限り出ないようよう今後とも対応を考えていかないと考へておるところでござります。

○坂上委員 あなた方が意見書を提出するに当たつてのあなたの方の認識と現実の林野行政に対する皆様方の認識が著しく違うからだ、私はこう言つておるのです。しかも、違憲判決などといふうなことは行政の中であつてはならぬことでござります。さつきのは私の質問に対する答弁なんですが、これはどういう意味か、私たちとわかりかねておるのですが、この第四条を指摘したわけではなさそうであります。やはり日本が総理大臣だと思いますが、前向きに検討するところ、その影響ができる限り出ないようよう今後とも対応を考えていかないと考へておるところでござります。

いま一つ調べてもらいましたら、五月十五日の農水委員会で、寺前先生が質問しているのにあなたの方で田中さんという方がお答えになつていて、事例もそれほど聞いておりませんので、あの規定がなくなつた後ににおける経営なり所有の零細化と

ござります。

そこで、法務大臣とされましては一体、裁判所が許可するかどうかは別のことでござります。から求めがあれば出しますけれどもではなくして、任意に出せるわけでございまして、ただ、裁判所が許可するかどうかは別のことです。

○池田(信)政府委員 大臣にお尋ねでござりますが、前提といたしまして、運用の關係で若干御説明をさせていただきたいと思います。(坂上委員)が、この発動をなさるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○遠藤國務大臣 四条問題については、さきの衆議院の本会議だと記憶しておりますが、自民党の

ます。それは四条の面が含まれているか含まれていないかということがちょっと私としても鮮明にはしておませんけれども、先生の御指摘の点については、今係争中のところに法務大臣が割り込んでいつて意見を言うということはやはり三権分立の趣旨に反するのではないかという点がござりますので、こちらから割り込むと言うと語弊がございますが、特に今申し入れをすると、いふうなことは今のところ考えておりません。また、裁判所の方から要請があつた場合に、今ここで係争中に法務大臣が意見を申し述べるとか述べないといふことは、いろいろマスコミや何かでも問題になつてゐるなかにおいてそういうふうな答えを出すということも慎重を期すべきではないかなといふことでございますので、その点で御理解をちょうだいいたしておきたいと思います。

○坂上委員 もう一点。第四条はこう書いてある

わけです。「法務大臣は、国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟において、裁判判決」という意味でござります。裁判所の許可があれば「自ら意見を述べ、又はその指定する所部の職員に意見を述べさせることができる」こう書いてあるわけ

であります。この問題、「国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟」という御理解はまだないのでございましょうか。

○遠藤國務大臣 これは国としても重大な問題で

あるということは十分認識をいたしており、その

面で今争つてあるというような状態でございまし

て、財産の取得の問題を通して争つてあるという

係争中の問題でござります。これは法律によつて

決定をするということが当然なことか、こう思つておりますけれども、特に裁判所が法務大臣の意

見はどうかということになつたときになつて改めて私は検討してまいりたい、こういうふうに思つております。

○坂上委員 この問題は、また一般質問等でもう少し各論に入りまして御質問をさせていただくつもりでございます。さらに御検討いただきたいと思つておるわけでございます。

それから、弁護士や行政書士に関する問題でございますが、この間、外国人在留の延長、再入国許可等の手続の代行に關する省令が出されたわけでございます。新聞にも報じられておりますし、省令もいたしましたが、結局のところこのようないかなる御見解でございましょうか。

○小林(後)政府委員 お答え申し上げます。

今回の手続の取り次ぎにつきます新しい制度

は、本年五月の先生御指摘の省令改正によつて設

けられたものでございますが、その根幹には近年

におきます在留に関する手続の大変なふくそうと

いうものがござります。そのふくそうの結果、在

留外国人そのものが非常な負担を強いられてい

る、あるいは入管当局が大変過剰な負担を強いら

れたものでござります。

○坂上委員 お答え申し上げます。

今回の手續の取り次ぎにつきます新しい制度

は、本年五月の先生御指摘の省令改正によつて設

けられたものでございますが、その根幹には近年

におきます在留に関する手続の大変なふくそうと

いうものがござります。そのふくそうの結果、在

留外国人そのものが非常な負担を強いられてい

る、あるいは入管当局が大変過剰な負担を強いら

れたものでござります。

○濱田説明員 今回創設される制度は、在留資格

の変更等の手続に際しまして、申請書類の提出の

みの代行を当該外国人を雇用いたしております者

等ができる特例であるというふうに承知いたして

いるわけでござります。したがいまして、申請書類の作成につきましては従来どおり本人または行

政書士等が行うこととなつてゐるわけでございま

して、御指摘の問題は生じないものと考えて

いるところでござります。

○坂上委員 お答え申し上げます。

今回の手續の取り次ぎにつきます新しい制度

は、本年五月の先生御指摘の省令改正によつて設

けられたものでございますが、その根幹には近年

におきます在留に関する手續の大変なふくそうと

いうものがござります。そのふくそうの結果、在

留外国人そのものが非常な負担を強いられてい

る、あるいは入管当局が大変過剰な負担を強いら

れたものでござります。

それでは本題に移らせていただきますが、お二月に御指摘の行政書士あるいは弁護士関係の法令との関係は、私どもこの制度について検討いたしました際十分に協議、検討を尽くしたところござります。すなわち、今回の制度の結果申請の取り次ぎを認められますのは一定の、特に私どもの管理の観點から見て信頼するに足ると認められる企業あるいは学校等に関しまして、その企業が雇用している外国人職員あるいは学校に在籍している外国人学生、修学生等についてのみそ

の人々の在留にかかる申請の取り次ぎをその機関、すなわち企業であるとか学校であるとかに認めていこうということでございまして、その取り次ぎをする人間もその企業あるいは学校に経常的に雇用されている職員でござります。その職員の中で適当な者を法務大臣が認定をして、そしてその取次者としての資格を認める。そうした場合における承認がござります。そうした承認を受けておるわけござります。

けた場合におきまして、その企業あるいは学校に属する外国人職員、外国人修学生について取り次ぎの中請を行うことを認めるということでございまして、言いなれば、これらの職員はそうした業務を行なうことを報酬を受けて業として行う認め可を与えますと弁護士業務や行政書士の業務の侵害になるかと思うのであります。御当局、いかなる御見解でございましょうか。

○小林(後)政府委員 お答え申し上げます。

今回の手續の取り次ぎにつきます新しい制度は、本年五月の先生御指摘の省令改正によつて設けられたものでございますが、その根幹には近年におきます在留に関する手續の大変なふくそうというものがござります。そのふくそうの結果、在留外国人そのものが非常な負担を強いられている、あるいは入管当局が大変過剰な負担を強いられているという現況があるわけでございまして、こうした状況を前提として、何とかこれに合理的に対応していこうという工夫の一環として設けられたものでござります。

先生御指摘の行政書士あるいは弁護士関係の法令との関係は、私どもこの制度について検討いたしました際十分に協議、検討を尽くしたところござります。すなわち、今回の制度の結果申請の取り次ぎを認められますのは一定の、特に私どもの管理の観點から見て信頼するに足ると認められる企業あるいは学校等に関しまして、その企業が雇用している外国人職員あるいは学校に在籍している外国人学生、修学生等についてのみそ

の人々の在留にかかる申請の取り次ぎをその機関、すなわち企業であるとか学校であるとかに認めていこうということでございまして、その取り次ぎをする人間もその企業あるいは学校に経常的に雇用されている職員でござります。その職員の会の議長さんでござります。こういう方々にお目にかかりまして、種々御説明を申し上げたわけござります。

先ほど御説明申し上げておりますように、この

のですが、いかがですか。

○小林(後)政府委員 私どもに対しましても、行

政書士会から接觸がございました。そこで私ども

としては、今後引き続き具体的な問題について話

を進めていこうということを申し上げた経緯がござります。先生の御発言の趣旨を体して、さらに問題について詰めるべき点があれば詰めてまいりたいと存じます。

問題の検討を進めるに当たりましては、単に御賛成いただくとか、あるいは御同意をいただくとか、そういう形でお伺いしているわけではございません。法制審議会の答申にもございますように、何よりもこの問題につきましては、所在地を中心とする地元自治体の御理解をいただくことが極めて重要であるというふうに考えて、検討の早い段階から御説明にお伺いして御理解を賜るよう努めてまいってきたわけでございます。したがいまして、中には積極的に賛成するとおっしゃつておられる方もございますけれども、賛成あるいは同意の書面を出していただくとか、そういうことでは事柄の性質上ございませんので、それぞれの簡易裁判所が抱えている問題状況、各都道府県内の他の簡易裁判所との比較において一体どう見るかは調査なり、そういうのはみんなあるのですか。これは私はこの間の理事会から言っているのです。こうやって質問の中でお答えをいただこう、こうなったわけでございます。全部あるのだったらひとつ見せていただきたい、こう思っておられます。それで一つ一つ聞きたいと思います。といふのは、裁判所のことです。そこそこは、やることはなさらぬと思うのでございますが、やはり必ずしも理解はいただいてなかつたのじやなかろうか。理解が得られないところについても、得られなくともこれはだめだ、こうなつたのでござりますか、調書はあるのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 各市町村ごとにそういう文書なりあるいは調査なり、その辺のことをする御説明申し上げまして、御理解をいただくよう努力してきたわけでございます。

○坂上委員 各市町村ごとにそういう文書なりあるいは調査なり、そういうのはみんなあるのですか。これは事柄の性質上ございませんので、それぞれの簡易裁判所が抱えている問題状況、各都道府県内の他の簡易裁判所との比較において一体どう見るかは調査なり、そういうのはみんなあるのですか。これは私はこの間の理事会から言っているのです。こうやって質問の中でお答えをいただこう、こうなったわけでございます。全部あるのだったらひとつ見せていただきたい、こう思っておられます。それで一つ一つ聞きたいと思います。といふのは、裁判所のことです。そこそこは、やることはなさらぬと思うのでございますが、やはり必ずしも理解はいただいてなかつたのじやなかろうか。理解が得られないところについても、得られなくともこれはだめだ、こうなつたのでござりますか、調書はあるのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 それぞれ地元に御説明に行かれました所長方から、このような御説明をし、相手方の御意見はこうであったというようないな報告書はございます。報告書はござりますが、こういう非常にデリケートな問題でございましたから、その報告書の記載の仕方もそれぞれ方によつてまちまちでござりますし、いろいろなやりとりの中での微妙なニュアンスというものを見面

に正確に映し出すということは、これはなかなか困難でございます。したがいまして、そういう報告書形式のもので軽々に、あるいはそれをそのまま考えていくのは必ずしも妥当でない面があるかもしれません。法制審議会の答申にもございますように、何よりもこの問題につきましては、所在地を中心とする地元自治体の御理解をいただくことが極めて重要であるというふうに考えて、検討の早い段階から御説明にお伺いして御理解を賜るよう努めてまいってきたわけでございます。したがいまして、中には積極的に賛成するとおっしゃつておられる方もございますけれども、賛成あるいは同意の書面を出していただくとか、そういうことでは事柄の性質上ございませんので、それぞれの簡易裁判所が抱えている問題状況、各都道府県内の他の簡易裁判所との比較において一体どう見るかは調査なり、そういうのはみんなあるのですか。これは私はこの間の理事会から言っているのです。こうやって質問の中でお答えをいただこう、こうなつたわけでございます。全部あるのだったらひとつ見せていただきたい、こう思っておられます。それで一つ一つ聞きたいと思います。といふのは、裁判所のことです。そこそこは、やることはなさらぬと思うのでございますが、やはり必ずしも理解はいただいてなかつたのじやなかろうか。理解が得られないところについても、得られなくともこれはだめだ、こうなつたのでござりますか、調書はあるのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 一般論として申しますならば、簡易裁判所の配置は、今回検討に当たって考慮しましたような社会事情の変動に応じて強力的に行うべきものであろう、今後の交通事情、事件数の推移によりましては新設を考えるべきことなどは当然あると思われます。法制審議会の所といたしましても、決してそういう意味での自治体の同意をいただいたと考へているわけではありません。ただ、法制審議会でも指摘されておりますように、具体的な集約所の選定に当たっては、地元自治体等の意見を聽取し、それぞれの地域の実情を把握し、総合的に判断することとされているわけでございまして、そうした地域の実情と、これを踏まえた各自治体の御意向を伺うといふ観点からこののようなプロセスを踏んできたわけあります。そういう結果を踏まえまして、答申の中から四十八庁を除く百一庁というものを選定してきました。こうやってござります。

○坂上委員 時間がありませんから、そう詳しくは結構ですが、数字だけで。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の意味というのは、理念というの

は、民衆裁判所、駆け込み裁判所、町医者、こういうような概念であったわけでござります。したがいまして、民衆の簡易裁判所、国民のための裁判所であればあるほど、その管轄内の地方自治体

の問題だと思ふのですね。今話もありました

が、そういう非常にデリケートな問題でございましたから、その報告書の記載の仕方もそれぞれ方によつてまちまちでござりますし、いろいろなやりとりの中での微妙なニュアンスというものを見面

に正確に映し出すということは、これはなかなか困難でございます。したがいまして、そういう報告書形式のもので軽々に、あるいはそれをそのまま考えていくのは必ずしも妥当でない面がある

かもしれません。法制審議会の答申にもございますように、何よりもこの問題につきましては、所在地を中心とする地元自治体の御理解をいただくことが極めて重要であるというふうに考えて、検討の早い段階から御説明にお伺いして御理解を賜るよう努めてまいてきたわけでございます。したがいまして、中には積極的に賛成するとおっしゃつておられる方もございますけれども、賛成あるいは同意の書面を出していただくとか、そういうことでは事柄の性質上ございませんので、それぞれの簡易裁判所が抱えている問題状況、各都道府県内の他の簡易裁判所との比較において一体どう見るかは調査なり、そういうのはみんなあるのですか。これは私はこの間の理事会から言っているのです。こうやって質問の中でお答えをいただこう、こうなつたわけでございます。全部あるの

でござりますか、調書はあるのですか。

○坂上委員 それでは、あなたのところは事件数が五十件だから、統合するところと近いからあれども、一つは、行革という面ではこの法案と

は、全く関係ない。ただし、行革というの

は、どちらもつぶ滅ぼす。件数というの

は、そこが簡

單に使えるか使えないかという一つの関数でもあ

るわけです。そういう意味で、今度の統廃合がどの程度行革に沿うのか、経費的にも、人員的にも。そういう面と、逆にそれがどういうマイナスを持つのかというバランスの問題が常に行革問題にはあるわけですよ。この点について、一体今度の措置によってどの程度の、要するにプラスといふか、お金の面でも人員の面でもあるのかということをまず第一にお聞かせ願いたいと思います。

○山口最高裁判所長官代理者 今回の適正配置の問題、簡裁の整理統合の問題は、社会事情の変化にマッチするよう機構を改革するという点におきましては、行政改革と似たような発想がございます。

しかしながら、行政改革が仮に人員、予算の縮小を目的とする、ミニガバメントをつくるのが行政改革の目的であるというふうにいたします

と、裁判所の場合、適正配置によりまして予算、人員の縮小をねらっているわけではございません

ので、そういう点では必ずしも行政改革と同じというわけにはまいらないだろうと思います。た

い、点におきましては、行革に似通つた面もあるわけでございます。

具体的に申しますと、今回簡易裁判所の整理統合をすることによりまして、書記官、事務官、廷吏等の一般職員が約二百数十名でございますが、余裕が生ずるわけでございます。これを受け入れる

手数料の金額にはならないだろうと思ひます。

いま一つのメリットと申しますか、現在の百一

庭をそのまま存続いたすといたしますと、九十数カourtの庁舎の建てかえが必要になつてしまひります。

これを整理統合いたしますことによりまして、その建築に要する費用というものが、いわば

冗費の節約ができる、こういうメリットがあろうかと思ひます。

○安倍(基)委員 余り金目のもののことと言つて

悪いけれども、すばりどの程度の節約になるのか、要するに人員としても、つまりお金の面で言つたときに、建てかえ費を考えたときに、それを

お聞きたいと思います。

○山口最高裁判所長官代理者 先ほど九十幾つかと申しましたが、百四十九厅の中で九十幾つかございまして、百一厅の中で建てかえを要する厅はたしか六十厅ばかりであつたかと思います。こ

れにつきまして一厅当たりほぼ一億というふうに見ますと、六十億円ほどの金額にならうかと思ひます。

○安倍(基)委員 六十億円というのは一時的な

ものであるのか、あるいはこれからずっと、今の給与なんかの場合ありますけれども、今非常に気に

しているのは、社会党の方も聞かれましたが、やはりそれによつてこうむる周辺のマイナスです

ね、これは決して少なくないですよ。特にこれら

ら、今まで日本人というものは割合と争い事を嫌がついていたけれども、簡単な問題を割合と簡単に、

いわゆるホームドクター的にやるものに対する需

要是あるのはふえるのじゃないかという気もする

のです。その面で、手近なところにないというこ

とがついついおつくくなつて、そうするとトラン

ブルがなくていいじゃないかと言われるかもしれないけれども、それは逆に病気を抑え込むみたいな

話で、ちょっととした解決を、それこそ裏の暴力でやるとかなんとかでやるという可能性もあるわけ

です。

今度の法案について、我々としては行革といふ

面では非常にいいのだけれども、マイナス面が相

当たり得るぞ。その辺はどう考へているのだ。そ

れに對してどう手当をしていくのか。例えれば

立派なアフターケアといふ形態で行わせていただ

く、その辺を詰めて検討してまいりたいと思つて

おります。

○安倍(基)委員 もう一つ、いわゆる跡地なんか

はどうなるのかな。これは、一つの考へ方は自治

体に利用してもらつという考へもありましよう

し、また反面、行革をやつたのだからそれを国庫

にとろうという考へもあるのです。これは二つの

考え方がありますね。私はケース・バイ・ケー

スかとは思いますけれども、ただ、この問題はせ

つかくそうやつて行革、今行革じやないとおつし

いましたけれども、その辺が私もいささか疑問

なので、適正配置というのは一種の行革には違ひ

ないので、それは別に行革なら行革だとはつきり

言えられないのであつて、何も遠回しな言い方をする必要はないのです。この跡地問題なんかはどうな

さるのか、この辺もちょっとお聞かせを願いたい

と思います。

○町田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げま

す。

それからいま一つは、御指摘の、遠くなるので

あるからアフターケアを考えなければならないと

ますと、行政財産につきまして用途を廃止いたしましたと大蔵大臣に引き継ぐということになるわけございまして、簡易裁判所の場合もこれを廃止いたしますと行政目的がなくなるわけでございましてから、用途を廃止した上、大蔵大臣の方に引き継ぐ、そしてその後は大蔵大臣の方が普通財産として管理、処分されるということにならうかと考えております。

○安倍(基)委員 跡地について、例えば東京あたりだと、昔はそういうところは地方自治体に無償貸しきつけとかなんとかやったことがあるのですね。その辺は、東京あたりはそんなのはばんばん売つてもいいのじやないか。地方で、特に過疎地的なところであれば何かそういう公共的なものに使わせてもいいのじやないかな。ただ、それが莫大な資産であれば、その辺余り自治体を甘やかすことはない。けれども、今回、いろいろの不便を皆さんに一面ではもたらす要素もあるという面では部分的にはそうしてもいいのじやないか、まあケース・バイ・ケースで考えるべきじやないかと思ておりますが、時間も大分少なくなりましたから、聞きたいことが山ほどあるのですけれども、大臣にまず第一の点、アフターケアをどうするか、それは地方の実情に応じて伸縮自在と言つては悪いけれども、状況によつてはまた裁判官がちょこちょこ行くようにするとか、その辺をどうお考えになるのかなということが第一点です。それじや、そのことを先にお答え願いましょう。

○遠藤國務大臣 先ほどお答えしておるようでございますが、各地域で既得権が剥奪されたような感情が多少残ると思います。それを緩和するのには、先生のお話しのようにアフターケアや何かにおいて気分的に、果たしてそれで満足するかどうかといふことは問題がありますけれども、気分的に緩和せしめるということになりますと、関係町村と相談をして裁判所から出張していくとか、いろいろまとめて相談所を設けてお話し合ひをするとか、いろいろそういうようなことを今までの質疑や何かの中でもやつてもらわなければならぬなど

いう感じを持つております。

それからいま一つ、これはお尋ねは受けませんけれども、跡地の問題について関係市町村なりをいたしましたと行政目的がなくなるわけでございまして土地の提供なり安く購入してあげたというよろな点もございますので、これもアフターケアと同じようなもので、市町村や何かとの相談にも乗つていかなければならぬのではないかな、こういふふうな感じを持っております。

○安倍(基)委員 私は、第一のアフターケア、ちよつと大臣の答弁ははつきりしないと思うのですね。怒っているから、なだめるためにやるなんというのはアフターケアじやないのでよ。例えば、その地域から移した、ところがその地域から随分数が出てくるというので、もう一遍その辺を、再配置じやないにしても、ちょこちょこ行くターケアじやないのですよ。常時その状況に応じて、小売店がそばからなくなると買い物に行く客が少なくなるかもしぬれども、いろいろな問題が起つてくると、例えば廃止対象の地区から何度も何度も通つてくる人がいるかもしぬれないわけですよ。そのときはそれなりの出張所なり巡回

○安倍(基)委員 ちょっと頭をなでましようという意味のアフターケアじやないのですよ。常時その状況に応じて、小売店がそばからなくなると買い物に行く客が少なくなるかもしぬれども、いろいろな問題が起つてくると、例えば廃止対象の地区から何度も何度も通つてくる人がいるかもしぬれないわけですよ。そのときはそれなりの出張所なり巡回

○大塚委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時四十四分開議

○大塚委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、最高裁判所早川家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○橋本(文)委員 今回の簡裁の統轄局の問題につきましてお尋ねいたしますけれども、百二十一院の独立簡裁が廃止される、そのうちの二十一がいわゆる事務移転室である、このように聞いており

たまま司法書士会とか弁護士会の連中はまだ聞くようございますから、その話はきょうはやめおきまして、裁判所の意見を聞いた上で御質問を終わらたいと思います。

○遠藤國務大臣 今先生のお話しの点、十分私としても、自分の地域も三ヵ所ほど廃止になるものでございますので、その気持ち、やはり住民に対するサービスといいましょうか、そういうような点を考えて検討してもらおうという考え方を持つております。

○山口最高裁判所長官代理者 現在事務移転をしております簡易裁判所のうち土地のございますのは、先ほど仰せの五日市、長崎小浜等がございません。それ以外につきましては、現在裁判所の方では管理いたしております。

○橋本(文)委員 そうすると、事務移転局としまして五院分については土地を裁判所が管理しておる、こう理解すればいいわけですか。

○山口最高裁判所長官代理者 御質問の御趣旨を取り違えまして、失礼いたしました。

本宮については現在返しておりまして、現在土地を管理いたしておりますのは五日市、小川、直江津、長崎小浜でございます。

○橋本(文)委員 ところでこの事務移転局の問題なんですけれども、昭和二十二年に簡易裁判所ができました。そのとき初めから事務移転局だったわけではないと思うのです。現在二十一の事務移転局はどういう経過をたどつて移転局になつたのか、その推移を簡単で結構ですから説明してください。

○山口最高裁判所長官代理者 昭和二十二年五月三日の発足当初に事務移転をいたしました、いわゆる未開局というものが八つございます。これは並崎、都島、東淀川、西成、灘、柳生、十津川、鹿野でございます。

その後、宝塚が昭和二十四年四月十一日に府舎敷地の確保困難という理由で事務移転されております。

それから、すさまが昭和二十九年三月一日、や

ますが、この二十一の事務移転局の実態について若干お尋ねいたします。

三十年一月一日、これは愛知横須賀簡裁が、庁舎が類焼いたしまして急速な復旧が困難であると  
いうことで半田に事務移転いたしております。

三十九年三月一日になりました、横浜南簡裁が  
庁舎の老朽狭隘、代替敷地の確保困難ということ  
で横浜簡裁に事務移転しております。

三十八年九月一日、西枇杷島簡裁が名古屋に事  
務移転をいたしております。これも今申したと同じ  
理由でございます。

それから、三十九年三月一日、津久井簡裁が相  
模原簡裁に事務移転いたしております。理由は同  
じでございます。

四十三年八月一日、本郷簡裁が岩国に事務移転  
いたしましたが、これは庁舎の明け渡しを求められまして、代替庁舎敷地の確保が困難であつたと  
いう理由でございます。

四十七年四月一日になりました、本宮簡裁が新  
宮に事務移転いたしました。庁舎老朽でございま  
す。

五十一年になりました、一月十九日、木古内簡  
裁が函館簡裁に事務移転いたしております。庁舎  
老朽、敷地不適、代替敷地の確保困難という理由  
でございます。

それから、五十三年十月十六日、五日市簡裁が  
八王子簡裁に移転いたしました。庁舎老朽、代替  
庁舎確保困難でございます。

五十三年十一月一日、長崎小浜簡裁が島原に事  
務移転いたしております。庁舎腐朽という理由で  
ございます。

五十六年八月三日になりました、小川簡裁が庁  
舎老朽、代替庁舎確保困難で事務移転いたしま  
した。

最後に、五十七年十二月一日、直江津簡裁が同  
様の理由によりまして高田簡裁に事務移転いたし  
ております。

○橋本(文)委員 建物が老朽化した、あるいは  
腐ってしまった、建てかえが困難だということで  
もつて事務移転をしておるようですが、そうしま  
す。

すと、土地そのものは初めから裁判所の管轄する  
ものではなかつた、いわゆる借家であったとい  
うことです。

○山口最高裁判所長官代理者 中には、すさみの  
ように借り上げ庁舎で執務していたところもござ  
います。

敷地も借りて建物を建てていたところもござ  
いますが、おむね敷地は確保していたわけ  
でございます。ところが、先ほど申しましたよう  
に代替敷地の確保困難という場合には、その敷地  
を手放さなければならぬ事情があつたわけでござ  
います。敷地は裁判所のものであつたわけで  
ますものは、敷地は裁判所のものであつたわけで  
ございます。ただ、建物の建てかえにつきまして  
は、その当時それが優先度の高い、例えば地家  
裁の本庁でございますとか支部の庁舎でございま  
すとか、その建てかえの方が優先順位がございま  
すとか、して簡裁の建てかえを早急にやるめどがつか  
ない、こういう状況がございまして事務移転をいた  
しておる、こういうことでございます。

○橋本(文)委員 私がなぜこんな細かい問題を聞  
くかといいますと、簡裁の置かれている現状とい  
うものがよくわかると思うのです。最高裁判所は  
立派な、世界に威容を誇る建物ができた、高裁も  
しかり、地方裁判所もすばらしい建物が建つてい  
る。しかし、簡裁については予算がないからとい  
うことで簡単にけられている。本来どういう趣旨  
で簡裁が設けられたのか、その辺のことが相当後  
退しているようと思われてなりません。その気に  
なれば簡裁の建物は幾らでも建築できた、新築で  
きました。でも、違う建物の方を優先するために簡裁  
はできないから、事務移転をして本庁の方に附属  
している簡裁に移転する、なし崩しに簡裁をなく  
して、その数が二十一になってしまった、このよ  
うに思えてならないわけです。

今回、百一が新たに廢止になるわけでございま  
すけれどもこの百一個の簡易裁判所について、  
その敷地、建物の所有関係あるいは管理関係はど  
うなつていいのでしょうか。  
○町田最高裁判所長官代理者 百一のうち、敷  
地を借り上げております庁が五庁でございます。  
その中で、さらに建物も借りているところが一庁  
でございます。それはいずれも国有地でございま  
す。

○橋本(文)委員 そうしますと、今まで事務移転  
当多数のものが裁判所が管理しておった、それが  
事務移転によって國有地になった、國有  
地になつてそれが大蔵省の所管になり、その後は  
裁判所は管理しておらない、そういうお話をな  
どあります。そこで、今回廢止され  
る百一のうちで五つを引いた九十六といふもの  
は、裁判所の財産であるけれども、今回廢止され  
ると国有財産になつてしまふ。必然的に大蔵省が  
管理するであろうと思うのですが、なし崩しに裁  
判所の管理する財産がなくなる。裁判所の資産と  
いうとおかしい表現かもしれませんけれども、こ  
れは大蔵省の方の強い意向でもつてぜひともそ  
ういう土地は返してもらいたい、大蔵省において管  
理したい、運営したい、こういうお話をあつたの  
でしようか。

○町田最高裁判所長官代理者 お尋ねのとおり、  
今裁判所が所管しております国有地でございます  
が、簡易裁判所を廢止いたしますと大蔵省に引き  
継ぐことになります。これは大蔵省の意思とい  
うことはございませんで、国有財産法で実は決ま  
っていることでございまして、所管の行政財産に  
つきまして用途を廢止いたしました場合には大蔵  
大臣に引き継ぐということになつてゐるわけでござ  
います。したがいまして、その規定によりま  
して大蔵大臣に引き継ぐということでございます。

ただ、これらの土地はそれぞれ地元の市町村と  
も密接な関係があるところでございます。地元の  
市町村の方からもそれらの土地につきまして活用  
したいというお話も、御説明に歩いた間でいろいろ  
と私ども聞いております。私どもいたしまして、事  
務移転とともに返還いたしております。残りの六  
庁が国有財産たる土地があつたわけでございま  
す。このうち、御指摘の五日市、小川、直江津、  
長崎小浜の四庁は現在も、裁判所が、土地は空き  
地になつておりますけれども、裁判所の土地とし  
て依然所管しております。二庁だけ大蔵省に引き

すけれども、裁判所といたしましても、地元の意  
向が実現するよう最大限の努力はいたしたいと考  
えております。

○橋本(文)委員 局長の今の話はわかつたのです  
が、そうしますと、いわゆる事務移転もやはり相  
互に借り上げ庁舎で執務していたところもござ  
います。敷地も借りて建物を建てていたところもござ  
いますが、おむね敷地は確保していたわけ  
でございます。ところが、先ほど申しましたよう  
に裁判所の土地は今だれが管理  
しているのか。この事務移転の取り扱い方いか  
んによつては、今回の百一の裁判所の土地問題に  
ダイレクトに影響するのではないかと思つておる  
ものですから。

○町田最高裁判所長官代理者 事務移転は、先  
ほど総務局長から御説明申し上げましたとおり、  
二十一庁あるわけでございます。そのうち八庁は  
当初から未開庁でございまして、したがつて、土  
地、建物が当初から見つからなかつたところでござ  
いますので、一度も裁判所の土地、建物になっ  
たことがないということになります。それから、  
一庁は適当な土地、建物がありませんでしたの  
で、神戸の宝塚簡裁でございますけれども、土地  
が見つかるまでということで伊丹支部の一部を使  
用いたしまして開庁したわけでござりますけれど  
も、結局適地がないということで事務移転になり  
ました。その意味では、やはりここも当初から士  
地を借り上げておられる方の土地でござります。  
二十一庁のうち九庁は当初から土地、建物がなかつた  
ということになります。

残り十二庁でございますけれども、十二庁のうち  
半分の六庁は国有地ではございませんで、地元  
地方公共団体等からの借り上げの土地でございま  
す。したがいまして、六庁につきましては、事  
務移転とともに返還いたしております。残りの六  
庁が国有財産たる土地があつたわけでございま  
す。このうち、御指摘の五日市、小川、直江津、  
長崎小浜の四庁は現在も、裁判所が、土地は空き  
地になつておりますけれども、裁判所の土地とし  
て依然所管しております。二庁だけ大蔵省に引き

継いだということになつております。

現在裁判所が所管しておりますその四府につきましても、今度の法案の中で、事務移転はしておますが、廃止する予定になつておりますので、廃止が確定いたしましたときには先ほど申し上げましたような形になるかと思いますけれども、この中にも地元の市町村の方から利用したいという御要望があるところでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたのと同じような形で処理していきたいと考えております。

○橋本(文)委員 それでは、いわゆる独立簡裁の問題について入つていきます。今回廃止される百一の簡裁の中で、何と一人院、二人しか職員がないという簡易裁判所が四十一、それから三人しかいないと言わわれている三人院が五十五、それから四人院が五カ所、合計百一あるわけでございますけれども、この百一の裁判所はほとんどが裁判官の常駐していない簡易裁判所が四十一、それから三人しかいないことを素直に数字の上から見てまいりますと、要するに裁判官が常駐していない簡易裁判所がまず廃止される。いろいろな理由があるでしょうけれども、地元のそれぞれの声なんといふのを聞きますと、裁判官が本院のあるところあるいは支部のある簡易裁判所からわざわざ独立簡裁まで出張してくるのが面倒くさいのじやないか、裁判官が出張するよりも住民が本院なり支部の方の裁判所に来なさい、そういうようなことでもつて、国民のための簡易裁判所がいわゆる裁判所のための裁判所、裁判官のための裁判所だというようない声がちらほら聞こえてくるわけなんですねども、こういう実態はどういうことなんでしょうか。

裁判官がおるけれども廃止するというのならまだわかるけれども、もう裁判官がいない、裁判官が月に二回あるいは月に四回、多くて八回しか行けない、だから、この際そういう非能率的な簡易裁判所は切って捨ててしまおう、交通事情もよくなつたし、社会事情の変化もあるだろうから、どう

うか地域の住民の皆さん方は遠くの本院あるいは支部の方にある簡易裁判所までお越しください、こんなふうに思えてならないわけです。いかがでありますか。偶然に数が、非常駐裁判官の裁判所が廃止されるという現実を目の当たりにして、そう思はざるを得ないのであります。

○山口最高裁判所長官代理者 今回の簡易裁判所の配置の見直しの趣旨は、戦後昭和二十一年に発足しましてから四十年たつた現在において、非常に人口分布の変化でございますとか、交通事情の飛躍的発達でござりますとか、あるいは広域行政圏というような問題とか、いろいろ社会事情が変化してきているわけでございます。ところが、裁判所の配置は昭和二十一年スタートした時点と全く変わらない状況にあるわけでございます。その結果どういうことが生じたかと申しますと、人口の都市集中等の影響によりまして、地方における簡易裁判所の利用度合いが極端に減つてきました。極端に減つてまいりますと、その簡易裁判所に裁判官を常駐しておくれわけにはまいりません。一人分の仕事がない裁判所に一人の裁判官を配置いたしまして、週一回でございませんとか、あるいは隔週に一回でございますとか出向いて事件を処理する、こういう体制をとらざるを得なかつたわけでございます。

他方、裁判所が門戸を開けております以上、少なくとも裁判所を維持するに足る職員を配置する必要がございます。簡易裁判所の場合でございますと、最低限書記官、事務官、廷吏の三人が必要でございます。ところが、その三人を配置するほどの事件量もない所すら出てきたわけでございます。その結果、最小限度必要な人員ということではわかるけれども、もう裁判官がいない、裁判官が月に二回あるいは月に四回、多くて八回しか行きませんけれども、逆に考えれば、どうしてそういうふうに裁判所に事件が来なくなってしまったの

う手すら現出するわけでございます。そういたしまして、やはりそういう状況の簡易裁判所をかなりの国費を投じて運営することが国全体の立場からしていかがなものであるうかというような反省が生ずるわけでございます。

他方、そのような裁判所は、これを利用する國民サイドから見ましても非常に不完全な裁判所と言わざるを得ないわけでございまして、例えば一定の曜日を決めて出てまいります裁判官を待たなければならぬ。裁判官が常駐している裁判所へ足を運んでいただきますと、これは期日はもつと入りやすくなる、こういう面もあるわけでございます。

交通事情が非常によくなりまして、それで裁判所の行動範囲と申しますか、生活圏が非常に広くなっています今日、やはり裁判所の配置を見直して、そのような利用度の少ない簡易裁判所は隣接

の簡易裁判所に統合いたしまして、そこを人的、物的に充実いたしまして、より利用しやすい簡易裁判所にすることが地域住民全体にとっても簡易裁判所をよりよく利用していただけるようになります。

○橋本(文)委員 簡易裁判所のスタートの当時は、いわゆる裁判官の経験を持つていない者も簡易裁判の判事になれる、要するに素人でも裁判官になれるという形で出発いたしました。ところが、だんだんそういう数が少なくなつてしまいまして、現実には裁判官がいない、裁判官の不足だということが今回のこの簡裁の廃止にもつながっているのじやないかと私は思うのです。

確かに、事件数が少ない、もつたない、国民側から見ればむだ遣いであると言われるかもしませんけれども、逆に考えれば、どうしてそういうふうに裁判所に事件が来なくなってしまったのますけれども、したがつて、今回の簡裁の統廃合

の問題も相当前からあつたように思います。思ふけれども、なぜ二年前突如としてこの問題が出てきたのか。しかも、これは地域からでもない、他の警察局でもない、もちろん法務省からでもない、最高裁判所の側からこの問題が提起されたこと、これを非常に我々は不思議に思うのです。

例えば一つの問題として、関係官庁と連絡をとると思ひますので、例えば警察の方から、簡裁のあり方を少し見直してもらいたい、当初の方針としては二つの警察に対し一個なのだから、そのパターンが崩れてきた、どんなものだろうかとか、そんなようなことで議論されておつたのならわかるのですけれども、そういうことは一切なしにして、突然二年前に出てきた。今聞いてみますと、いわゆる事件数の問題とか人口あるいは産業の問題から含めて、いわゆる効率のよい裁判をするのだ、それが国民の側から見ても非常に税金のむだ遣いには映ってこない、裁判所にしては非常スマートに見えるわけでございますけれども、國民から見ればやはりこんなことでいいのかない疑惑も残るのです。なぜならば、簡裁というものは単に少額、軽微な事件をするのではなくて、民衆、國民が気軽にげた腹きでも行けるような裁判所という形でもつて出発したようだ聞いております。簡裁ができるときのいわゆる法案の説明の中にも、本当に気軽に裁判所、それが提案理由であったように聞いております。しかし、どうもお話を聞いていると、気軽にいう問題は二の次になりました、どつかかといえれば軽微な事件、少額な事件も迅速に処理するのだということが大事なのだ、こんなような気がしてならないわけあります。

話はまた前後して恐縮なんですけれども、いずれにしても「一人院、三人院、四人院」という裁判所が廢止されます。職員の合計数は約二百六十七人、これは新たに統合される裁判所に行くであろうと思います。問題は、従来この二人院、三人院、四人院、合計百一の裁判所における人員を、人件費を除外したいわゆる裁判所の予算というの

はいかほどあったのでしょうか。今年度でも結構です。去年でも結構です。

○町田最高裁判所長官代理者 裁判所の予算の仕組みでございますけれども、簡易裁判所単位に予算は組む形になつておりますんで、地方裁判所単位に支出官が置かれ、地方裁判所で管内の簡易裁判所も含めました支出全体を行つという形になります。したがいまして、特定の簡易裁判所分が幾らであったかという形では統計上出てこないような形になつておりますので、正確な形で幾らということは非常に申し上げにくいことになるわけでございます。

しかも今度の場合、事件の数そのものが減るわけではございませんで、簡易裁判所にかかります人件費以外の費用といたしましても、純粋な、その裁判所におきます、例えば電話代とか水道代とかあるいは電気代といったようなものもございますし、それからその当該事件を処理するためにかかる各種の費用というのもあるわけでございます。その当該事件の処理のために必要とします経費そのものは今度の統廃合によつても変わるものではございませんので、そこら辺ひっくるめた数字も非常に出しにくい、この場でお答え申し上げるほど正確な数字はちょっと手元にないと申し上げざるを得ないわけでございます。

○橋本(文)委員 予算の組み方の問題としては今までお話しのとおりかもしれませんけれども、いわゆる裁判所の内部の問題として、どこどこの地方裁判所あるいはどこどこの支部という段階では当然なりますね。それとも高等裁判所で一本で出るのでありますね。それとも高等裁判所で一本で出るのですが、それはいいのですけれども、そういう形であります。それがいつまでいるでしょうか。その單純な集計で出るわけじゃないですか。どうもよくわからないのですけれども。

○町田最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたとおり、裁判所の予算の仕組みでございますけれども、簡易裁判所が直接払わないで困るようなものがあるわけですが、同時に地裁単位で統一的に購入し、それを配ればいいというのもあるわけでございます。例えば裁判の調書用の用紙とか判決用の紙とか、そういうものがかなりのウエートを占めるわけでございますが、そういうものは簡易裁判所で調達するわけではございませんで、地裁単位なり、場合によつては高裁単位なりで調達して必要枚数をそれぞれ配付するということになるわけでございまして、お金で配付するものは簡易裁判所で必要としますものの中のごく限られた部分になるわけでございます。そういう関係にあるものでございますから、簡易裁判所で幾ら費用がかかつたかとということが出しつくと申し上げておりますのは、今申し上げましたような事情があるからでございます。

○橋本(文)委員 なぜこんな問題を細々聞いているかといいますと、いかに簡易裁判所が軽視されているかということを言いたかったのです。少なくとも法律で決められた裁判所です。その裁判所が予算も持つていなければ支出する権限も持つてない。一本で地方裁判所に集約されてしまつている。現実的にそれぞれの簡易裁判所の経費すらもわからない。まさに簡易裁判所の軽視なんだ。軽視されているがゆえに平気でこのように廢止もできるでしようし、と私は思えてならないのですよ。予算の面においてももう少し簡易裁判所に権限を付与しておれば、また違った動きをするのじやなかろうか。

うことでは、支出官が地裁一本でございますので、そこまで細かい数字といふことになりますとちょっと出てこないということになるわけでございます。

○橋本(文)委員 地方裁判所までは予算の総額は出でてくる。では、その各地方裁判所がそれぞれの支部あるいは簡裁に割り振る金額というのはどれが把握しているのですか。

○町田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所で必要な費用にもいろいろございまして、例えばその簡易裁判所が直接払わないで困るようなものもあるわけでございますけれども、同時に地裁単位で統一的に購入し、それを配ればいいというのもあるわけでございます。例えば裁判の調書用の用紙とか判決用の紙とか、そういうものがかなりのウエートを占めるわけでございますが、そういうものは簡易裁判所で必要としますものの中のごく限られた部分になるわけでございます。そういう関係にあるものでございますから、簡易裁判所で幾ら費用がかかつたかとということが出しつくと申し上げておりますのは、今申し上げましたような事情があるからでございます。

○橋本(文)委員 なぜこんな問題を細々聞いているかといいますと、いかに簡易裁判所が軽視されているかということを言いたかったのです。少なくとも法律で決められた裁判所です。その裁判所が予算も持つていなければ支出する権限も持つてない。一本で地方裁判所に集約されてしまつている。現実的にそれぞれの簡易裁判所の経費すらもわからない。まさに簡易裁判所の軽視なんだ。軽視されているがゆえに平気でこのように廢止もできるでしようし、と私は思えてならないのですよ。予算の面においてももう少し簡易裁判所に権限を付与しておれば、また違った動きをするのじやなかろうか。

要するに私の言いたいことは、簡易裁判所は一体何のためにあるのだろうか、何のために存在しましたのだろうか、そのことを今は聞いているのです。よくわかりました。予算の裏づけもない、支出用品としても配付されてしまう。簡易裁判所が自分の力、自分の個性を發揮できる余地が全くないじゃありませんか。そういう簡易裁判所ですからどんどん事件数も減つてくるのじやなかろうか、また、どんどん国民が裁判所を利用する意欲もなくなるのじやないでしょうかということを言いたいがために聞いてみたわけなんです。

少なくとも一つ一つの簡易裁判所について、光熱費が幾ら、何が幾らというふうに出てこないます。出たら百一の集計が出るわけなんです。それからプラス人件費で幾ら、それから裁判官が出張してくる、その裁判官の出張する旅費は合計で幾らになるか、そういうものが、今回廢止されることによってこれだけ浮くんすすというデータがなければ、それは廢止される方だって納得できませんで、地裁単位なり、場合によつては高裁単位なりで調達して必要枚数をそれぞれ配付するということになるわけでございまして、お金で配付するものは簡易裁判所で必要としますものの中のごく限られた部分になるわけでございます。そういう関係にあるものでございますから、簡易裁判所で幾ら費用がかかつたかとということが出しつくと申し上げておりますのは、今申し上げましたような事情があるからでございます。

○橋本(文)委員 なぜこんな問題を細々聞いているかといいますと、いかに簡易裁判所が軽視されているかということを言いたかったのです。少なくとも法律で決められた裁判所です。その裁判所が予算も持つていなければ支出する権限も持つてない。一本で地方裁判所に集約されてしまつている。現実的にそれぞれの簡易裁判所の経費すらもわからない。まさに簡易裁判所の軽視なんだ。軽視されているがゆえに平気でこのように廢止もできるでしようし、と私は思えてならないのですよ。予算の面においてももう少し簡易裁判所に権限を付与しておれば、また違った動きをするのじやなかろうか。

○町田最高裁判所長官代理者 今回の簡易裁判所の適正配置の結果、どういう経済的効果があるかということをご存知ですか。

○町田最高裁判所長官代理者 今回の簡易裁判所の適正配置の結果、どういう経済的効果があるかと申しますと、一つは人員の有効な活用ができるといふことが挙げられようかと思います。ただ、これも人員の有効な活用によって金額的に幾らぐらいいりますね。それとも高等裁判所で一本で出るのと、それがいつまでいるかと、その單純な集計で出るわけじゃないですか。どうもよくわからないのですけれども、支部単位あるいは簡易裁判所単位といつてや金額に換算するということは非常に困難であ

ろうかと思ひます。

そのほかにも、今回廃止が予定されております

は存続するといったしますと早晚建てかえが必要となるわけでござりますけれども、今回の改正で廃止が決まりますとその建てかえが必要でなくなります、そのための費用が不要になるということもあります。さらに、先ほどお尋ねの国有地の有効利用という問題も出てまいります。そういった経済的効果があるうかと存じますけれども、それを金額でということでございますと、今申し上げましたようなことでござりますので、なかなか明確にお答えするのは困難と申し上げざるを得ないと思うわけでございます。

○橋本(文)委員 時間がなくなりましたけれども、もう本当に出発点でつまずいてしまった感じで、今の言葉でも、お言葉を返して恐縮なんですがけれども、木造の家屋が老朽して建てかえる。建てかえる気持ちなんかありませんよ、初めから。そういう廃止は自動的に事務移転ということになればいいので、何もこの際しなくたって。逆に今度はマンモス簡裁ができますね。この予算が幾らかかるのか。一説によると十年後にできるんだという。総予算は幾らか、それもわかっていない。わかつてないけれども、マンモス簡裁にゴーサインが出来てしまつた、出そうとしている。本当はきょうここで、「一体簡易裁判所」というものはだつたのだろうかということを議論したかったのですけれども、肝心かなめの予算面で、お金の面でつまずいてしまつて私の持ち時間がなくなりましたので、また改めてお願ひしたいと思います。

終わります。

○大塚委員長 冬柴鉄三君。

○冬柴委員 検察庁にお尋ねしたいのですけれども、検察庁法第二条には「区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応してこれを置く。」このようないいふなことになつて、最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政

令、このようなものによって各地に区検察庁とい

うものが設けられていますね。今回、簡易裁判所が百一庁もし廃止になるとすれば、一体この区検

察庁はどうになるのか、その点についてお尋ねいたします。

○清水(港)政府委員 お答え申し上げます。

区検察庁は、お説のとおり各簡易裁判所に対応して置くこととされています。簡易裁判所が廃止、新設されるということになりますと、これに伴いましてその裁判所に対応する区検察庁も当然廃止あるいは新設される、こういうことになるわけでございます。

○冬柴委員 最高裁判家庭局にお伺いいたしたいと思います。

裁判所法三十一条あるいは三十一条の五、この二つの条文によりまして、最高裁判所は家庭裁判所の事務の一部を取り扱わせるためにその管内に出張所を設けることができる、このように規定されていますが、廃止されるという一百一の簡易裁判所の出張所は何所あるのですか。

三十七カ所でございます。

○早川最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。

○冬柴委員 法務大臣、簡易裁判所を廃止するということで先ほど来かんかんがくがくやっているわけですが、区検察庁がなくなる、家庭裁判所の出張所がなくなる、このような観点の説明がこの法案の提案理由説明の中になかったようになつてゐるのですが、その点どういうふうなことになつてゐるのでしょうか。

に、この法案成立後に廃止や統合等を政令で定めることになつておりますので、これを見守つておるといふところが現実だ、こう思いますので御了承願いたいと思います。

○冬柴委員 ただ、区検察庁がなくなる、家庭裁判所の出張所がなくなるといふことは国民の生活に重大な影響が及ぶのであります、簡易裁判所

の存在理由とはまた別の観点で非常に大きな問題があると思うのでございますが、その点についていかがでしょうか。

○遠藤国務大臣 これは簡易裁判所また区検察庁なり出張所なりも大同小異だ、こう思いますけれども、先ほど来御指摘を受けおるとおり、簡易裁判所といふのは少額・軽微な事件を処理しているといふことで昭和二十二年に設立されたと承知をいたしております。しかし、四十年たつた今日、一般情勢も大分異なつており、事件件数その他を考えますと、今の情勢に見合つて簡易裁判所として、また検察としてより以上充実した方向でいくべきである、こういうふうな考え方を持つておるわけでございます。先ほど橋本委員からもお尋ねがございましたけれども、どうしても予算との絡まりがあるよう先生方も御印象を持たれておるような点もございます。私も確かに今までの法務関係の予算、先生方の御期待に沿うよう予算の獲得ができたかどうかと思ひますけれども、法制と予算というものは全く別個の問題で、これはタコの足のように自分の足を食つてまとめていくということではなく、充実した簡易裁判所として、検察庁として国民の期待に沿うよう一層努力したい、こういうふうな考え方であるというこ

とを申し上げておきたいと思います。

○冬柴委員 その点については、ちょっと時間がありませんので、次に参ります。

今回の改正で、二つの大きな問題点を一つにまとめた法案になつておるというところでございますが、その一つは、大都市圏における簡易裁判所を審議された上で法制審議会におきまして全員一致の賛成を得た、こういうふうな経過になつてゐるわけでございます。

○冬柴委員 その点については、ちょっと時間がありませんので、次に参ります。

統合についての基準がそのまま即区検の整理統合の基準に実質的になるということについても十分に審議された上で法制審議会におきまして全員一致の賛成を得た、こういうふうな経過になつてゐるわけでございます。

○冬柴委員 その点については、ちょっと時間がありませんので、次に参ります。

今回の改正で、二つの大きな問題点を一つにまとめた法案になつておるというところでございますが、その一つは、大都市圏における簡易裁判所を集約する、こういうことが一つである。もう一つは、地方の小規模独立簡易裁判所を統合し廃止をしていく、こういう二つ。

異質なものがあるよう思われるわけでございましょうということを法制審にこの点について、区検察庁もなくなる、家庭裁判所についてはちょっと異質かもわかりませんけれども、区検察庁は簡裁を廃止するのと表裏一体ですね。当然になくなつてしまつというふうなことを法制審になぜそういうことも添えて審議してもらわなかつたのか、その点についてひとつ。

○清水(港)政府委員 先ほどお答えいたしましたとおり、区検察庁は各簡易裁判所に対応して置かれておりまして、簡裁がなくなりますと当然区検察庁もなくなる、こういう法律上の関係になつて

量に提起されます事件の処理に繁忙を極めておる、こういいう状況がございまして、その改善の必要が痛感されるわけであります。

現在、御承知のように東京二十三区内に十二、それから大阪市内に四、名古屋、北九州市内にそぞれ三の簡裁が設けられておるわけでござります。交通即日処理事件、これにつきましては東京では墨田簡裁、大阪では三国本町の交通分室、名古屋は花ノ木の交通分室、北九州は小倉簡裁にそれが痛感されるわけであります。

古屋は花ノ木の交通分室、北九州は小倉簡裁にそれぞれ集約して処理しているのが現状でござります。これらはも相当数の事件を抱えています。人員も相当数擁しております。それなりの機能を果たしておりますけれども、それでいろいろ問題が出てまいります。

一般に管轄が複雑に細分化されますと、利用する当事者、特に原告、申立人にとって非常に利用しにくくなるというようなことが言われております。特にこれが事物管轄の問題と絡んでまいりますと、一層繁雑さが加わるわけです。一体どの裁判所に提起すればいいのかという選択に悩むわけでございます。例えば東京、大阪あたりでも、土地管轄を誤って申し立てがなされるというケースもあり得るようございます。

現在、交通網が非常に発達しておりますので、比較的の少數の裁判官も、集約をするということによるメリットは出でております。これらも相当数の事件を抱えております。人員も相当数擁しております。それなりの機能を果たしておりますけれども、それでいろいろ問題が出てまいります。

裁判事務の処理の面につきましては、事件が非常に集中しておりますので、比較的の少數の裁判官、それがら少數の職員を置いております大都市管内の簡裁におきましては、いろいろな種類の事件を一人の裁判官が処理しなければならない。職員についても同様でございます。大都市部の独立裁判の職員の負担は、ほかに比較しますと事件数以上の負担があるだろうと思います。こうした事務処理もかなり不均質になっておる。

こういうことから考えますと、交通事情の非常によくなっている今日、大都市部の簡裁ができる限り一ヵ所に集中し、専門部の体制をとるとかいうことによりまして専門的業務処理体制をつくらる、さらにはOA機器を導入して事務処理の能率向上を図る、このように考えた方が、これからますます増大いたします都市におけるニーズにこたえられるゆえんではないだろうか、将来を見越します。

とそのような形態で大都市部の簡裁の集約をいたしました。大都市部の簡裁の機能の全体的な向上を図るべきであろうか、かように考えまして今回の問題提起をしたわけでございます。

○冬柴委員 簡潔で結構ですが、しかばなぜ四大都市に限ったのですか。高等裁判所はなお札幌、仙台、広島、高松にもあるはずでござりますが、なぜそこを集約するというような発想が出てきてまいりおるわけでござります。

そこで、なぜ札幌、仙台、広島、高松にもあるはずでござりますと、やはり大都市とはいえ非常な人情の違い、例の点についてお尋ねします。

○山口最高裁判所長官代理者 この点につきましては、委員御承認のとおり、例えば東京、大阪においては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

○冬柴委員 簡潔で結構ですが、その点につきましては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

○山口最高裁判所長官代理者 その点につきましては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

そこで、なぜ札幌、仙台、広島、高松にもあるはずでござりますと、やはり大都市とはいえ非常な人情の違い、例の点についてお尋ねします。

○山口最高裁判所長官代理者 この点につきましては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

○冬柴委員 簡潔で結構ですが、その点につきましては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

○山口最高裁判所長官代理者 この点につきましては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

○冬柴委員 簡潔で結構ですが、その点につきましては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

○山口最高裁判所長官代理者 この点につきましては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

○冬柴委員 簡潔で結構ですが、その点につきましては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

○山口最高裁判所長官代理者 この点につきましては、委員御承認のとおり、例の点についてお尋ねします。

合の問題に移らせていただきたいと思いますけれども、この基準として、法務審では三種事件、いわゆる民事事件、刑事案件ですか、民事訴訟事件、刑事案件事件、それから調停事件の件数を昭和五十五年から五十九年までの五カ年間に限っておとりになつて、その平均値を求められ、その一定の件数以下はどういうふうにする、このようになことになっているようと思われるわけですけれども、この三種事件の中に、まず民事訴訟事件の中に交通即日処理事件が入っているのかどうか、そのことについて、一言で結構ですけれども、お答え願いたいと思います。

○山口最高裁判所長官代理者 刑事訴訟事件は公判請求のあつたものをとらえておりますので、交通即日処理事件は含まれてございません。

○冬柴委員 この小規模独立簡易裁判所が、特に後につながれども、民事訴訟に関する事務を取り扱わない所というのではなくあるようですが、それはこの交通即日処理事件ではないでしょか。その点について、一言で結構です。

○山口最高裁判所長官代理者 民訴不取扱所における事務移転、一部移転についてお尋ねがありましたが、重複しますので詳しくは聞きませんけれども、この三種事件数の統計の中に、事務移転をしてしまった民事事件、民事訴訟事件、こういうものはカウントされているのかどうか、その点についてお尋ねします。

○山口最高裁判所長官代理者 民訴事務不取扱所につきましては、民事訴訟事件はカウントされておりません。

○冬柴委員 それはちょっとアンフェアといいますか。年間十一件以下の所はもう当然廃止する、

もちろん離島とかいう例外は除きまして、原則として本ども、この基準として、法務審では三種事件、いわゆる民事事件、刑事案件ですか、民事訴訟事件、刑事案件事件、それから調停事件の件数を昭和五十五年から五十九年までの五カ年間に限つておとりになつて、その平均値を求められ、その一定の件数以下はどういうふうにする、このようになことになっているようと思われるわけですけれども、この三種事件の中に、まず民事訴訟事件の中に交通即日処理事件が入っているのかどうか、そのことについて、一言で結構ですけれども、お答え願いたいと思います。

○山口最高裁判所長官代理者 刑事訴訟事件は公判請求のあつたものをとらえておりますので、交通即日処理事件は含まれてございません。

○冬柴委員 この小規模独立簡易裁判所が、特に後につながれども、民事訴訟に関する事務を取り扱わない所というのではなくあるようですが、それはこの交通即日処理事件ではないでしょか。その点について、一言で結構です。

○山口最高裁判所長官代理者 民訴不取扱所につきましては、それまでの民事訴訟事件数等を勘案しまして民事訴訟事務不取扱所の指定をしていったわけでございます。したがいまして、もともとは扱っている民事訴訟事件数が少なかつたわけでもございません。現在の時点におきまして、その所で民訴事務を取り扱うとすればどの程度の件数があるかという、いわゆる仮定新受件数というものはカウントいたしております。それを含めましても民訴事務不取扱所はいずれも統合の枠内に入っております。外れることはないわけございません。そのことも踏まえまして統合対象所の検討はいたしております。

○冬柴委員 先ほど来たたくさんの方々からいわゆる事務移転、一部移転についてお尋ねがありましたが、重複しますので詳しくは聞きませんけれども、この三種事件数の統計の中に、事務移転をしてしまった民事事件、民事訴訟事件、こういうものはカウントされているのかどうか、その点についてお尋ねします。

○山口最高裁判所長官代理者 民訴事務不取扱所につきましては、これもそのことを統合所を選定する場面におきましていろいろ配慮はいたしております。所によりますと、警察、検察院とも御相談申上げまして出張処理、これを考え方をいたしました。ところによつて地域住民の方々の御不便をできる限り避けてまいりたい、かように考えております。

○冬柴委員 これはひとつさわりのところでござ

いませんので、検察庁の方から。今最高裁が言われたように、交通即日処理事件につきまして出張所を設けるとか、いわゆる簡易裁判が廃止され当然に区画されることがあります。今回、管轄法の改められると、そのときにはそういうふうに行かれることになります。そこで、そのときにはそういうふうに行かれることについて、廃止するのをやむを得ないだらうなという国民の合意が得られないと思ひますけれども、その二件の中に、例えばいわゆる交通即日処理事件というのが含まれていない。それから、その所がいわゆる事務一部移転によって民事事件がもう扱われてない、これは隣接の所に行つてある。そしてその残ったものだけカウントされたのでは、その地域住民にとってはそんなはずはないのじゃないか、そんなに我が町にある裁判所が機能を果たしてないといふのは一部取り上げているから、あるいは統計から外されているからそんなんではないか、という文句が出るのでないかと思ひますが、その点はどうでしょうか。

○山口最高裁判所長官代理者 民訴事務不取扱所につきましては、それまでの民事訴訟事件数等を勘案しまして民事訴訟事務不取扱所の指定をしていったわけでございます。したがいまして、もともとは扱っている民事訴訟事件数が少なかつたわけでもございません。現在の時点におきまして、その所で民訴事務を取り扱うとすればどの程度の件数があるかという、いわゆる仮定新受件数というものはカウントいたしております。それを含めましても民訴事務不取扱所はいずれも統合の枠内に入っております。外れることはないわけございません。そのことも踏まえまして統合対象所の検討はいたしております。

○冬柴委員 これも非常に重大なことでござります。そこでも踏まえまして統合対象所の検討はいたしております。

それから、先ほど御指摘の交通即日処理事件につきましては、これもそのことを統合所を選定する場面におきましていろいろ配慮はいたしております。所によりますと、警察、検察院とも御相談申上げまして出張処理、これを考え方をいたしました。ところによつて地域住民の方々の御不便をできる限り避けてまいりたい、かのように考えております。

○早川最高裁判所長官代理者 先生御指摘のとおり、家事事件は家庭の紛争に関する事件でござりますので、国民生活に非常に密着しておる。それ

からまた、出頭につきましても、原則として本頭主義をとつておる。そういう意味で、当事者が裁判所が廃止されることで、いわゆる簡易裁判所が廃止されると、そのときにはそういうふうに区画されることがあります。今回、管轄法の改められると、そのときにはそういうふうに行かれることになります。そこで、そのときにはそういうふうに行かれることについて、廃止するのをやむを得ないだらうなという国民の合意が得られないと思ひますけれども、その二件の中に、例えばいわゆる交通即日処理事件というのが含まれていない。それから、その所がいわゆる事務一部移転によって民事事件がもう扱われてない、これは隣接の所に行つてある。そしてその残ったものだけカウントされたのでは、その地域住民にとってはそんなはずはないのじゃないか、そんなに我が町にある裁判所が機能を果たしてないといふのは一部取り上げているから、あるいは統計から外されているからそんなんではないか、という文句が出るのでないかと思ひますが、その点はどうでしょうか。

○早川最高裁判所長官代理者 現在家庭裁判所の出張所は全国で九十六ヵ所ございますが、これは家庭裁判所出張所設置規則というものによって定められているわけでございます。ですから、今回の百一戸のうち三十七戸の出張所が含まれておけでございます。現在の時点におきまして、その所で民訴事務を取り扱うとすればどの程度の件数があるかという、いわゆる仮定新受件数というものはカウントいたしております。それを含めましても民訴事務不取扱所はいずれも統合の枠内に入っております。外れることはないわけございません。そのことも踏まえまして統合対象所の検討はいたしております。

○冬柴委員 これも非常に重大なことでござります。そこでも踏まえまして統合対象所の検討はいたしております。

それから、先ほど御指摘の交通即日処理事件につきましては、これもそのことを統合所を選定する場面におきましていろいろ配慮はいたしております。所によりますと、警察、検察院とも御相談申上げまして出張処理、これを考え方をいたしました。ところによつて地域住民の方々の御不便をできる限り避けてまいりたい、かのように考えております。

○早川最高裁判所長官代理者 先生御指摘のとおり、家事事件は家庭の紛争に関する事件でござりますので、国民生活に非常に密着しておる。それ

うかわかりませんけれども、アフターサービスということも出でたわけですが、ただいまの最高裁判の答弁に対して自分も努力したい、こう思つております。

○冬柴委員 廃止令に関する意見調整ですけれども、これは法制審の中でもそのようなことを述べておられますし、当然いろいろやられたということを先ほど來の答弁の中で再々お答えになつてゐるのですが、それとも、その意見調整の中身ですね、これは簡易裁判所だけをやられたのか。そして、簡易裁判所が廢止されるんだったら区検察庁もなくなります、それから今家庭裁判所の出張所もありますけれども、なくなります、こういうようなことも全部おつしやつて、これは法律に書いてあるんだからといふことじやなしに、そういうこともおつしやつて、それぞれの担当しておられる、例えば区検察庁であれば検事正が行かれるのかどうか知りませんけれども、そういう方が地方自治体と意見調整をされたのかどうか、その点についてお尋ねしたい。

○山口最高裁判所長官代理者 冬柴委員御指摘のとおり、簡裁の廢止に關連いたしまして、区検察庁が廢止、あるいは家庭裁判所の出張所が併設されております場合その廢止が考えられるわけでござります。地元の方に御説明に伺いましたのは、私ども裁判所サイドで伺つております。

ただ、それにつきましては、区検察庁がそれに伴つて廢止されるというようなこと、あるいは略式事件がどのくらいあるかというようなこと、さらには家裁出張所が併設されている場合には、家裁出張所の件数はこれくらいですよといふようなことも十分資料等を添えまして御説明申し上げました、その上で御理解をいたくよにしてきましたわけでございます。地檢の方にお願いいたしまして検事正サイドから動いていたくと、ということは、裁判所からはとつておりませんけれども、そのような周辺事情も含めまして御説明申し上げて、御理解をいたくよに努めできたりでございます。

○冬柴委員 廃止令に関する意見調整ですけれども、これは法制審の中でもそのようなことを述べておられますし、当然いろいろやられたということを先ほど來の答弁の中で再々お答えになつてゐるのですが、それとも、その意見調整の中身ですね、これは簡易裁判所だけをやられたのか。そして、簡易裁判所が廢止されるんだしたら区検察庁もなくなります、それから今家庭裁判所の出張所もありますけれども、なくなります、こういうようなことも全部おつしやつて、これは法律に書いてあるんだからといふことじやなしに、そういうこともおつしやつて、それぞれの担当しておられる、例えば区検察庁であれば検事正が行かれるのかどうか知りませんけれども、そういう方が地方自治体と意見調整をされたのかどうか、その点についてお尋ねしたい。

○山口最高裁判所長官代理者 冬柴委員御指摘のとおり、簡裁の廢止に關連いたしまして、区検察庁が廢止、あるいは家庭裁判所の出張所が併設されております場合その廢止が考えられるわけでござります。地元の方に御説明に伺いましたのは、私ども裁判所サイドで伺つております。

ただ、それにつきましては、区検察庁がそれに伴つて廢止されるというようなこと、あるいは略式事件がどのくらいあるかというようなこと、さらには家裁出張所が併設されている場合には、家裁出張所の件数はこれくらいですよといふようなことも十分資料等を添えまして御説明申し上げました、その上で御理解をいたくよにしてきましたわけでございます。地檢の方にお願いいたしまして検事正サイドから動いていたくと、ということは、裁判所からはとつておりませんけれども、そのような周辺事情も含めまして御説明申し上げて、御理解をいたくよに努めできたりでございます。

○冬柴委員 廃止令に関する意見調整ですけれども、これは法制審の中でもそのようなことを述べておられますし、当然いろいろやられたということを先ほど來の答弁の中で再々お答えになつてゐるのですが、それとも、その意見調整の中身ですね、これは簡易裁判所だけをやられたのか。そして、簡易裁判所が廢止されるんだしたら区検察庁もなくなります、それから今家庭裁判所の出張所もありますけれども、なくなります、こういうようなことも全部おつしやつて、これは法律に書いてあるんだからといふことじやなしに、そういうこともおつしやつて、それぞれの担当しておられる、例えば区検察庁であれば検事正が行かれるのかどうか知りませんけれども、そういう方が地方自治体と意見調整をされたのかどうか、その点についてお尋ねしたい。

○山口最高裁判所長官代理者 冬柴委員御指摘のとおり、簡裁の廢止に關連いたしまして、区検察庁が廢止、あるいは家庭裁判所の出張所が併設されております場合その廢止が考えられるわけでござります。地元の方に御説明に伺いましたのは、私ども裁判所サイドで伺つております。

ただ、それにつきましては、区検察庁がそれに伴つて廢止されるというようなこと、あるいは略式事件がどのくらいあるかというようなこと、さらには家裁出張所が併設されている場合には、家裁出張所の件数はこれくらいですよといふようなことも十分資料等を添えまして御説明申し上げました、その上で御理解をいたくよにしてきましたわけでございます。地檢の方にお願いいたしまして検事正サイドから動いていたくと、ということは、裁判所からはとつておりませんけれども、そのような周辺事情も含めまして御説明申し上げて、御理解をいたくよに努めできたりでございます。

ありますので、これを補つて余りあるような改正を考えてもらわなければいけないと思うわけでございます。

そのような意味で、単に三種事件というものだけではなくて、国民がそれにによって非常に不便になつてしまつたな、こういうことにならないようになればいかぬわけですから、事件があつたのか、いわゆる刑事訴訟事件だけじゃなしに、略式とかそういうものがどの程度あつたのか、資料を出していただきたいと思うのですけれども、その所信をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

〔委員長退席、井出委員長代理着席〕

○清水(進)政府委員 後日検討いたしまして対処いたしたいというふうに考えております。

○冬柴委員 私どもは、今回の改正は時代の進展に即して簡易裁判所をより充実させて強化する、そういう意味ではそれは正しい方法だらうと思つたのですが、いかがでしょ。

○清水(進)政府委員 後日検討いたしまして対処いたしたいというふうに考えております。

○冬柴委員 私どもは、今回の改正は時代の進展に即して簡易裁判所をより充実させて強化する、そういう意味ではそれは正しい方法だらうと思うのですが、いかがでしょ。

○遠藤国務大臣 ただいま先生のお話のとおり、機能を充実強化せしめていくということで、これからも住民を中心とした進め方をやっていくというような方針で努力したいと思ひますので、御承認願います。

○冬柴委員 終わります。

○井出委員長代理 安藤巖君。

○安藤委員 今度のこの簡裁の統廃合法案をおつくりになるに当たつては、交通事情を初め経済活動あるいは住民の生活態様など、いわゆる地域の実態を十分考慮して行つたというようなことはこれまでの質疑に対する御答弁の中でもいろいろあらわれておりますし、私も再三お聞きをしたわけあります。もちろん申し上げるまでもなく、その地域の自治体の長あるいはその幹部の方々あるいは議会は意見書が提出されております。

○遠藤国務大臣 市町村長から要望書、議会からは意見書が提出されましたが、あるいは引き継ぎもなされておられると思うのですが、いかがですか。

○安藤委員 大臣はその数を御存じでしたらお答えくださいたいと思うのですが、大臣が御存じでなかつたら法務省の方からその数は幾つ、意見書あるいは要望書に分けて、あるいは一緒にしたがわからなければそれでいいですが、それと大体の傾向を教えていただきたいと思います。

○清水(進)政府委員 お答えいたします。

○山口最高裁判所長官代理者 地方自治体の御意向を聽取いたしまして廃止対象庁の選定作業等を進めてきたわけでございまして、簡易裁判所の存廃についての地方自治体の御意向はできる限り尊重してきているつもりでございます。

○安藤委員 その関係につきまして、いろいろ簡

易裁判所の統廃合のことが議論になり、法制審議会の答申が出され、法案提出の準備がされるという段階で、ですからこれは一昨年の十一月ごろからだと思うのですが、それぞれの地方自治体の議会が地方自治法第九十九条第二項の規定によつて、意見書を採択しまして、これはだから最高裁判所に出でなければいけないからだらうと思いますので、法務大臣あてに出されていると思うのです。私もその所信をお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありますので、これを補つて余りあるような改正を考えてもらわなければいけないと思うわけでございます。

そのような意味で、単に三種事件というものだけではなくて、国民がそれにによって非常に不便になつてしまつたな、こういうことにならないようになればいかぬわけですから、事件があつたのか、いわゆる刑事訴訟事件だけじゃなしに、略式とかそういうものがどの程度あつたのか、資料を出していただきたいと思うのですけれども、その所信をお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

〔委員長退席、井出委員長代理着席〕

○清水(進)政府委員 後日検討いたしまして対処いたしたいというふうに考えております。

○冬柴委員 私どもは、今回の改正は時代の進展に即して簡易裁判所をより充実させて強化する、そういう意味ではそれは正しい方法だらうと思うのですが、いかがでしょ。

○遠藤国務大臣 ただいま先生のお話のとおり、機能を充実強化せしめていくということで、これからも住民を中心とした進め方をやっていくというような方針で努力したいと思ひますので、御承認願います。

○冬柴委員 終わります。

○井出委員長代理 安藤巖君。

○安藤委員 今度のこの簡裁の統廃合法案をおつくりになるに当たつては、交通事情を初め経済活動あるいは住民の生活態様など、いわゆる地域の実態を十分考慮して行つたというようなことはこれまでの質疑に対する御答弁の中でもいろいろあらわれておりますし、私も再三お聞きをしたわけあります。もちろん申し上げるまでもなく、その地域の自治体の長あるいはその幹部の方々あるいは議会は意見書が提出されております。

○遠藤国務大臣 市町村長から要望書、議会からは意見書が提出されましたが、あるいは引き継ぎもなされておられると思うのですが、いかがですか。

○安藤委員 大臣はその数を御存じでしたらお答えくださいたいと思うのですが、大臣が御存じでなかつたら法務省の方からその数は幾つ、意見書あるいは要望書に分けて、あるいは一緒にしたがわからなければそれでいいですが、それと大体の傾向を教えていただきたいと思います。

○清水(進)政府委員 お答えいたします。

○山口最高裁判所長官代理者 地方自治体の御意向を聽取いたしまして廃止対象庁の選定作業等を進めてきたわけでございまして、簡易裁判所の存廃についての地方自治体の御意向はできる限り尊重してきているつもりでございます。

○安藤委員 最高裁判所にも要望書なり意見書なりというのが出されておると思うのですが、最高裁判所の方に何通来ておられるのか、教えていただけますか。

○山口最高裁判所長官代理者 大体似たような数値でございまして、全期間を通じまして二百十、答申後は八十一、法案提出後は十五というふうになつております。

○安藤委員 先ほど法務省に対しましても申し上げたのですが、その傾向、反対とか賛成とか保留とか、そういうようなのは今わかりますか、最高裁判所も。わかりましたら大体内訳、反対がこれで賛成がこれだけでというのは、今わかつたら教えてください。

○清水(進)政府委員 ただいま正確な資料を持ち合わせておりますので、果たして正しい答えができるかどうかわかりませんけれども、私どもが要望書なり意見書に目を通した印象で申しますと、賛成というのはなかつたよう記憶いたしております。できるならば存置していただきたい。

○理由として、当該地域の経済情勢等からして将来事件があえる可能性があるとか、あるいは行政サービス、これは裁判所のサービスということだらうと思いますけれども、そういう面でもっといろいろな策を講じていただきたいという趣旨のものが大半であったというふうに承知いたしております。

○安藤委員 裁判所、どうですか。

○山口最高裁判所長官代理者 書面の内容はさまざまございまして、いろいろな観点から分類することができるわけでございます。例えば、初期の段階では特定の序を対象としたものではなくて、一般論として簡裁の配置の見直しについて慎重配慮、検討を要望するというようなものがございました。特定序の存続に関するものといたしましては、やはり賛成というものはございません。

○安藤委員 大体私が想像しておつたとおりであります。

そこで大臣、今お聞きになつたようなことなんですね。となると、山口総務局長さんは、先ほどこの地方自治体の意向はちゃんと尊重して、意見をちゃんと聞いて配慮してやつておるんだといふふうにおっしゃつたのですが、今のお聞きしますくは二百十三ですから、あとは出しておられない方自治体は、法務省の方へ来たのは賛成はなかつた。それから最高裁判所の方へも慎重にというふうにあります。

○清水(進)政府委員 ただいま正確な資料を持ち合わせておりますので、果たして正しい答えができるかどうかわかりませんけれども、私どもが要望書なり意見書に目を通した印象で申しますと、賛成というのはなかつたよう記憶いたしております。できるならば存置していただきたい。

○理由として、当該地域の経済情勢等からして将来事件があえる可能性があるとか、あるいは行政サービス、これは裁判所のサービスということだらうと思いますけれども、そういう面でもっといろいろな策を講じていただきたいという趣旨のものが大半であったというふうに承知いたしましたが、どういうふうに話がありましたが、どういうふうにしてこの調和を図つていかれるおつもりなのか、それは無視というふうにもう割り切つてしまつておられるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○遠藤国務大臣 ただいま先生のお話ですが、反対の意見書なり要望が出ているということございまして、賛成の意見書なり要望書というのは出でないということは、これははつきりしているのですが、これはわざわざ出すことないということだらうと思うのです、残った地域の人たちはやむを得ないのじやないかとか了解している人は、改めて意見書なり要望書なりを出す必要がないというような考え方でなかたなとも思いますが、さらに私の承知しているところで、意見書を出された、要望書を出された町なり市なりの当局なり議会なりも、その後裁判所の所長が何回か足を運ばれて、了解までびちつといつて、何という話をされていて、西尾市、それから西尾町、一色町、吉良町にお邪魔しまして――これは念のために申し上げておきますが、私の選挙区ではありませんよ。そして、ここは共産党が与党ではありません。唯一の野党で頑張つておるとこなんです。それで、実は市長さんや議長さんにお会いをしてきましたのです。

○山口最高裁判所長官代理者 西尾市からの陳情

うに言つているという事実は、市町村の意向を尊重するという立場からすれば、これはやはり問題ですよ。となると、これは法務大臣、この法案を今提出なさつておられるのですが、地方自治体の意向というのはどういうふうに考えておられるわけですか。法務大臣としても、宮城でもいろいろおありだというお話をありました。どういうふうにしておられるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○遠藤国務大臣 ただいま先生のお話ですが、反対の意見書なり要望が出ているということございまして、賛成の意見書なり要望書というのは出でないということは、これははつきりしているのですが、これはわざわざ出すことないということだらうと思うのです、残った地域の人たちはやむを得ないのじやないかとか了解している人が、とにかく廃止をされるところ、一層充実強化をしてほしいということを強く言つておられるわけです。これは西尾の市議会。それから、裁判官の常駐施設の改善などが望まれるところであります。今不在院などは常駐してくれということ。これは私は、西尾の市議会。それからやはり幡豆郡の一色町議会。裁判官の常駐施設の改善こそ大事だということを強く要望しておられるわけです。

それで、最高裁の話をよく伺いますと、初めのうちはなかなかうんと言つてもえなかつたけれども、いろいろ説得をし、何度も何度も、いろいろなことをしておられたうちにだんだん了解していただけて、まあやむを得ないということまで大体来ているのだというようなことをよく伺うのです。そこで、私実際にこの西尾市、それから幡豆町、一色町、吉良町にお邪魔しまして――これは念のために申し上げておきますが、私の選挙区ではありませんよ。そして、ここは共産党が与党ではありません。唯一の野党で頑張つておるとこなんです。それで、実は市長さんや議長さんにお会いをしてきましたのです。

○山口最高裁判所長官代理者 西尾市からの陳情の状況につきましては、五十九年七月十一日の段階で、適正配置に関する人、物的な充実が國から議はれました。そこで、地域住民の合意と納得を得ること、三者間の協議は慎重で十分な討議が行われることなどを内容といたします要望書が提出されたわけあります。昭和六十一年九月九日には、法制審議会の司法制度部会議決の直後に西尾簡裁の存続の要望書が再度出されておりました。その前にもその後にも名古屋の地裁の所長さんが西尾市の方にお伺いしているわけでございまして、ただいま安藤委員御指摘のとおり、市長さんのお父様の時代に西尾簡裁が設立された、そういうふうな苦労話も所長をなつてからこの裁判所がなくなるということは、通じて私ども承知しているところでございます。

しかし、名古屋地裁の所長が昨年の十月九日、

二十七日、十一月十八日、十二月十六日と前後四回にわたりまして、法制審議会答申の趣旨や西尾簡裁の実情、統合の趣旨につきまして重ねて御説明に伺いました。その理解が得られるよう努めた結果、十二月の段階では、やはりいろいろ横並びの段階では統合もやむを得ないとの御理解をいただいて、その後は統合後の跡地をどうするかの問題に关心をお示しになるようになつた状況でござります。ところが、本年七月二十日、安藤委員が西尾簡裁の方へ御視察をいたいたわけあります。ですが、その後七月二十二日付で西尾市から、それから先ほど御指摘のような日付でそれぞの町から統合反対の書面が出てまいりましたので、あれあれというふうに思つてはいるのが現在の状況でござります。

○安藤委員 やれあれと思つていただいただけでは済まないのでありますて、やはり最初お答えいたしましたように、それは尊重するといふのは貫いていただきたいと思うのです。私は何も特別ねじを巻いてきたわけじやありませんよ、先ほど申し上げましたような関係ですから。この西尾市長さんも、ここは愛知五区ですね、愛知五区の法務委員を担当しておられる自民党的偉い先生にも統廃合にならないよう頼んできただんだといふうに言つてみえておりましたから、何も私がねじを卷いた結果こうなつたわけではない。これが西尾市長さん、それから西尾市議会の本当の声なんです。

それから、先ほども御答弁を伺つておりますと、まさに西尾市は西尾市内に西尾簡易裁判所があるわけですね。簡易裁判所の所在しない自治体はやむを得ないという声が強いみたいな御答弁を先ほど来おつしやつてみえたのをお聞きしておつたのですが、大体そうですか。

○山口最高裁判所長官代理者 先ほど來御説明申しておりますように、地元には再三にわたり御説明に伺つておつたので、西尾簡易裁判所へ届いているわけですが、私どもの承知しているわけですが、私どもの承知している限りにおきましては、七月二十三日付の書面がおります前の段階では、つまり所在地外の町におかれましては、これはやむを得ないなというふうに御理解いただいていたというふうに認識いたしております。

○安藤委員 ところが、そうではないのですよ。議会議長さん連名で、これは先ほども御確認いただいたのですが、最高裁判所へ届いているわけでもあります。「幡豆郡の地域を含め、農業や商業活動も活発で今後大きな発展が予想されます。」経済状態なども考慮するのですが、こういうに対する法的サービスを向上させることこそ必要であることがあります。」こう言つておるでしょう、全部詳しきまで「西尾簡易裁判所は極めて重要な機関であり、住民は申し上げませんが、そうして吉良町、吉良町へは申し上げませんが、それとも大事なことでも西尾簡易裁判所の統廃合に強く反対し、その存続とともに人材配置及び物的設備の一層の充実に格別なる配慮をお願いします。」逆に充実しておられるのに、それをおやりになつたんだ、議会は対住民のこともあり、何とか格好をつけなくてはいかぬということをそういう議論をしたこともあり、何とかのこともあり、だからそろそろ申しまどくったと申しますが、しかしそれも大事なことで、まさにだからこそそれが住民の意向を反映しだやり方だといふうに思ひますが、何とか格好だけつけているんじやないのかなといふうを受け取り方は間違つてゐると思うのです。だから、今お答えになつたようなお考へで何とか格好をつけているといふことはなくて、やはりこういう意見書を出しているんだ、必要性があるんだ、簡易裁判所に対する期待が大きいんだ、こうして申し上げておるわけですが、全国の百一の中にこういうふうにお考えの自治体はまだまだ幾つもあるんじやないかといふうに思つて申し上げております。

○山口最高裁判所長官代理者 各自治体の首長あるいは議会のお立場といたしましては、それそれでなくして管轄区域内であるその自治体でも、こういふふうに強く存続を希望しておられるわけであります。こういう自治体の希望に対して、どういふふうにおこたえいただつもりですか。

○山口最高裁判所長官代理者 各自治体の首長あるいは議会のお立場といたしましては、それそれでなくして管轄区域内であるその自治体でも、こういふふうに強く存続を希望しておられるわけであります。こういふふうに強く存続を希望しておられるわけですが、簡易裁判所に対する期待が大きいんだ、こうして申し上げておるわけですが、全國の百一の中にこういうふうにお考えの自治体はまだまだ幾つもあるんじやないかといふうに思つて申し上げます。

○山口最高裁判所長官代理者 裁判所の利用度合を示します事件数として五年間をとりましたのは、一年ではもちろん問題になりませんし、三年でございましてもやはり長期的な変動を予測する資料としては不十分であろう。一応五年といふのをとつたわけにして、ちょうどその真ん中にあります五十七年に事物管轄の改正がなされております。事物管轄の改正がなされると一たん簡裁の事件は多くなりますけれども、それからまた減つてくるというような状況もございまして、ちょうど事物管轄改正の年を真ん中にとりました前後

の五年をとるの将来を予測するのに一番いい尺度ではないか、こういうふうに考えたわけでございます。

ただ、そういう尺度を使いましても、私ども常に、最近の事件も含めまして、三十年、四十年、五十年、五十五年以来の逐年の事件傾向というものをこらみ合わせながら、単に平均が五十件だからという頭で考えているわけではありません。基準はあくまで基準でございまして、法務審の答申におきましても事件数の動向というものを考へてどうすべきかを考えているわけでございます。

御指摘のとおり、西尾におきましては五年の平均が五十件でございますが、実は五十八年も五十九件でございまして、五十九年が六十二件というふうになつていただけです。五十五年、五十六年が四十四件、三十五件と異常に低かったという状況がござります。ただ、六十年に七十一件になりましたが、六十一年には六十件とまた減つてきていたわけでございます。この西尾地方は、隣の安城に比較しますと人口当たりの事件数は低うござります。土地柄等もございまして、人口等がなかなかその事件数に反映してきていません。そういう面を勘案しまして、一応五十の枠の中で考えてしかるべきかなというふうに考えております。

〔井出委員長代理退席、委員長着席〕  
○安藤委員 確かに六十年七十一件、六十一年六十件ですが、今年度また七十件にならないといふ保証はないと思うのですよ。やはり西尾市長さん、議会の議長さんの陳情書にありますように、要望は強いのですよと言つておられるその声には真摯に耳を傾けていただく必要があると思うのです。それから、これは民事訴訟、調停、刑事訴訟の件数が取り上げられておるのですが、督促手続、それから先ほどお話をありました交通即決処理事件、略式、これが抜けておるのです。これは先ほど

来の西尾簡易裁判所からいただいた資料ですが、六十年度で督促が三百三十一、六十一年度二百六十三、略式が昭和六十一年二千六十九、六十一年度が二千三百十九、こういう数なんです。これはどうして件数の数から落としてしまうのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 事件数を取り上げました場合に、どのような事件をとるかというものが問題になつてくるわけでございますが、裁判所サイドに立つて考えますと、事務量という形で考えるのも一つの方法かもしません。しかし、簡裁の再配置を考える場合には、全体としての当事者の便といふものがやはり基本的な尺度になるだらうと思うわけでございます。全般的な当事者の便ということを考えた場合にどのような事件をとるかということになりますと、裁判所へ出向かなければ処理できない事件、こういふものを尺度としてとるべきであろう。そういたしますと、出頭しなければならない事件となりますと民事訴訟、刑事訴訟、調停といふことになるわけでございまして、しかもこれが簡易裁判所における基本的な事件でございます。

支払い命令につきましては、私ども調査いたしましたが、ほとんど九十数%が管外の債権者から申し立てでございまして、郵送によるものが多くございます。したがいまして、これを事件数にカウントしなくとも、ある簡易裁判所管内の住民の裁判所の利用度を示す指標としては決して差し支えないだろうと考えております。

略式につきまして、これは対応する区検察庁に出頭しなければなりませんけれども、全体の刑事司法の立場がらしまして、その点もあわせて考えなければならないと思います。しかし、略式事件につきましては種々さまざまの事件がございまして、最寄りの検察庁よりはむしろ離れた検察庁で調べてもらつた方が望ましいというような場合もあるわけでございまして、そういうさまざまの観点から、略式事件は基本的な事件数の中には入れなかつたわけでございます。

かにおっしゃるとおりかもしません。しかし略式は、これはほとんど交通事故だと思うのです。裁判を受けて罰金を払いに行く、好ましいことであります。となると、この件数をやはり入れなかつた、裁判所へ出頭して、裁判所を利用するという度が三千三百九十九、こういう数なんです。これはどうして件数の数から落としてしまうのですか。

○山口最高裁判所長官代理者 事件数を取り上げました場合に、どのような事件をとるかというものが問題になつてくるわけでございますが、裁判所サイドに立つて考えますと、事務量という形で考えるのも一つの方法かもしません。しかし、簡裁の再配置を考える場合には、全体としての当事者の便といふものがやはり基本的な尺度になるだらうと思うわけでございます。全般的な当事者の便というのをとるか、起訴されちゃうと裁判所へ出頭して、裁判所を利用するというのはあれかもわからまんが、起訴されちゃうという格好になるのですが、裁判を受ける権利そのものなんですが、それと大いにこれは関連のある数字だと思ひます。これをネグレクトしてしまって、やれ五十件以下だ、六十件以下だというのはやはりおかしいと思うのですよ。これはどうしても入れなければならぬと思うのです。

それから、時間がありませんから時間いっぱいお尋ねして、あとは次回に譲りたいと思います。これは陳情書にもいろいろありましたけれども、西尾市の人口は、私調べてきましたけれども、これは昭和三十五年で六万七千五百九十二、それから四十年で七万四百三十、四十五年で七万五千九十三、五十年で八万一千、それから五十五年で八万六千、六十年で九万一千、大体五年ごとに四、五千人ずつふえていくつておるのです。それから、この西尾簡易裁判所管内の人口も、三年ぐらい申し上げますが、十四万九千四百三十三十五、これははずつとふえていくつておるのですよ。

十五、これははずつとふえていくつておるのですよ。

〔午後四時四十四分散会〕

○安藤委員 以上で本日は終わります。

○大塚最高裁判所長官代理者 西尾につきましては、先ほど來御指摘のごいますように、七月二十三日の段階で陳情書が出てまいつておりますので、早急にまた地元の方にお伺いいたしまして、よく実情をお伺いしてまいりたいと思っております。

○安藤委員 えいたいで、終わります。

○山口最高裁判所長官代理者 西尾につきましては、先ほど來御指摘のごいますように、七月二十三日の段階で陳情書が出てまいつておりますので、早急にまた地元の方にお伺いいたしまして、よく実情をお伺いしてまいりたいと思っております。

〔午後四時四十四分散会〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

第一条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表五日市簡易裁判所の項、横浜南簡易裁判所の項、津久井簡易裁判所の項、三崎簡易裁判所の項、小川簡易裁判所の項、大原簡易裁判所の項、大子簡易裁判所の項、鋤田簡易裁判所の項、今市簡易裁判所の項、矢板簡易裁判所の項、烏山簡易裁判所の項、足尾簡易裁判所の項、

の項、天竜簡易裁判所の項、韋崎簡易裁判所の項、小笠原簡易裁判所の項、山梨簡易裁判所の項、大月簡易裁判所の項、上野原簡易裁判所の

項、屋代簡易裁判所の項、巻簡易裁判所の項及び小千谷簡易裁判所の項を削り、同表高田簡易裁判所の項を次のように改める。

同表直江津簡易裁判所の項、都島簡易裁判所の項、東淀川簡易裁判所の項、西成簡易裁判所の項及び京北簡易裁判所の項を削り、同表峯山簡易裁判所の項を次のように改める。

——峰山簡易裁判所  
——上越市  
——京都府中郡峰山町

同表久美浜簡易裁判所の項及び綾部簡易裁判所の項を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

——神戸簡易裁判所  
——奈良市

同表灘簡易裁判所の項、宝塚簡易裁判所の項、海南簡易裁判所の項、相生簡易裁判所の項、山崎簡易裁判所の項、和田山簡易裁判所の項及び八鹿簡易裁判所の項を削り、同表奈良簡易裁判所の項を次のように改める。

——奈良簡易裁判所  
——奈良市

同表柳生簡易裁判所の項、桜井簡易裁判所の項、近江八幡簡易裁判所の項、十津川簡易裁判所の項、米原簡易裁判所の項、木之本簡易裁判所の項、海南簡易裁判所の項、すさみ簡易裁判所の項、本宮簡易裁判所の項、西枇杷島簡易裁判所の項、愛知横須賀簡易裁判所の項、西尾簡易裁判所の項、龜山簡易裁判所の項、鳥羽簡易裁判所の項、大台簡易裁判所の項、関簡易裁判所の項及び水見簡易裁判所の項を削り、同表磯波簡易裁判所の項を次のように改める。

——砺波市

同表城端簡易裁判所の項及び小矢部簡易裁判所の項を削り、同表広島簡易裁判所の項を次のように改める。

——広島簡易裁判所  
——広島市安佐北区

同表可部簡易裁判所の項を次のように改める。

——可部簡易裁判所  
——広島市安佐北区

同表加計簡易裁判所の項、千代田簡易裁判所の項、美東簡易裁判所の項、美禰簡易裁判所の項、阿東簡易裁判所の項、安芸吉田簡易裁判所の項、鹿野簡易裁判所の項、本郷簡易裁判所の項、久賀簡易裁判所の項、備前簡易裁判所の項、井原簡易裁判所の項、美作簡易裁判所の項、岩美簡易裁判所の項、河原簡易裁判所の項、若桜簡易裁判所の項、八橋簡易裁判所の項、黒坂簡易裁判所の項及び島根大田簡易裁判所の項を削り、同表宗像簡易裁判所の項を次のように改める。

——宗像簡易裁判所  
——宗像市

同表前原簡易裁判所の項、門司簡易裁判所の項、豊前簡易裁判所の項、小城簡易裁判所の項、白石簡易裁判所の項、呼子簡易裁判所の項、大瀬戸簡易裁判所の項、長崎小浜簡易裁判所の項、国東簡易裁判所の項、宇佐簡易裁判所の項、三重簡易裁判所の項、矢部簡易裁判所の項、大根占簡易裁判所の項、岩出山簡易裁判所の項、志津川簡易裁判所の項、一本松簡易裁判所の項、三春簡易裁判所の項、須賀川簡易裁判所の項、喜多方簡易裁判所の項、村山簡易裁判所の項、寒河江簡易裁判所の項、岩泉簡易裁判所の項、蟹田簡易裁判所の項、俱知安簡易裁判所の項、木古内簡易裁判所の項、森簡易裁判所の項、瀬棚簡易裁判所の項及び土別簡易裁判所の項を削り、同表留朋簡易裁判所の項を次のように改める。

——留朋簡易裁判所  
——留萌市

同表羽幌簡易裁判所の項、厚岸簡易裁判所の項、十勝池田簡易裁判所の項、広尾簡易裁判所の項、美幌簡易裁判所の項、斜里簡易裁判所の項、三木簡易裁判所の項、大内簡易裁判所の項、越南簡易裁判所の項、本山簡易裁判所の項、赤岡簡易裁判所の項、雀川簡易裁判所の項、宿毛簡易裁判所の項、久万簡易裁判所の項及び野村簡易裁判所の項を削る。

別表第五表東京簡易裁判所の管轄区域の欄中「文京区」を「文京区」に改め、同表新島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三宅支厅の所管区域」を削り、同表八王子簡易裁判所の項を次のように改める。

——留朋簡易裁判所  
——留萌市

同表五日市簡易裁判所の項を削り、同表横浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「中区」を「中区」南区八王子市町田市日野市多摩市稻城市秋川市西多摩郡の内日の出町五日市町檜原村

同表五日市簡易裁判所の項を削り、同表横浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「中区」を「中区」南区磯子区金沢区港南区に改め、同表横浜南簡易裁判所の項を削り、同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸塚区」を「戸塚区」栄区泉区に、同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「座間市」を「座間市」津久井郡に改め、同表津久井簡易裁判所の項を削り、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「逗子市」を「逗子市」三浦市に改め、同表三崎簡易裁判所の項を削り、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「加須市」を「加須市」幸手市に改め、「幸手町」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「鳩山村」を「鳩山村」に改め、同表熊谷簡易裁判所の項を次のように改める。

同表五日市簡易裁判所の項を削り、同表横浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「中区」を「中区」南区熊谷市行田市東松山市羽生市比企郡の内滑川町嵐山町小川町都幾川村玉川村吉見町秩父郡の内東秩父村大里郡の内大里村江南町妻沼町川本町花園町寄居町北埼玉郡の内南河原村川里村

同表小川簡易裁判所の項を削り、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「横瀬村」を「横瀬町」に、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「成田市」を「成田市 四街道市」に改め、同表大原簡易裁判所の項を削り、同表千葉一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「茂原市 長生郡」を「茂原市 勝浦市 長生郡 夷隅郡」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷市」を「鎌ヶ谷市 東葛飾郡 沼南町」に改め、「東葛飾郡の内 関宿町」を削り、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「船橋市」を「船橋市 滝安市」に改め、「東葛飾郡の内 滝安町」を削り、同表水戸簡易裁判所の項を次のように改める。

同表矢板簡易裁判所の項、烏山簡易裁判所の項及び足尾簡易裁判所の項を削り、同表掛川簡易裁判所の項及び浜松簡易裁判所の項を次のように改める。

水 戸	茨城県の内 水戸市 那珂湊市 勝田市 東茨城郡
戸	那珂郡の内 久慈郡の内 大子町
龍 ケ 崎	茨城県の内 龍ヶ崎市 牛久市
宇 都 宮	栃木県の内 宇都宮市 鹿沼市 日光市 今市市 河内郡 上都賀郡の内 足尾町
大 田 原	栃木県の内 大田原市 矢板市 黒磯市 塩谷郡の内 塩谷町 喜連川町

掛 川	静岡県の内 浜松市 豊田市 袋井市 天竜市 浜北市 湖西市 豊田郡 浜名郡
川	静岡県の内 掛川市 小笠郡
浜 松	静岡県の内 浜松市 豊田市 袋井市 天竜市 浜北市 湖西市 豊田郡 浜名郡
周智郡の内	周智郡の内 春野町
甲 府	山梨県の内 甲府市 塩山市 山梨市 萩崎市 東山梨郡 東八代郡 中巨摩郡 北巨摩郡 丹波山村
都 留	山梨県の内 都留市 大月市 南都留郡の内 秋山村 道志村 西桂町 北都留郡の内 上野原町 小菅村
上 田	長野県の内 上田市 更埴市 小県郡 塩科郡 北佐久郡の内 北御牧村 更級郡の内 上山田町

同表矢板簡易裁判所の項を削り、同表甲府簡易裁判所の項を次のように改める。  
裁判所の項を次のように改める。

同表大童簡易裁判所の項を削り、同表甲府簡易裁判所の項を次のように改める。

同表韮崎簡易裁判所の項、小笠原簡易裁判所の項及び山梨簡易裁判所の項を削り、同表都留簡易裁判所の項を次のように改める。

同表大月簡易裁判所の項及び上野原簡易裁判所の項を削り、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「更埴市大字韮崎山、桑原、野高場及び八幡」を削り、同表韮崎代簡易裁判所の項を削り、同表上田簡易裁判所の項を次のように改める。

同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒崎町」を「岩室村 弥彦村 吉田町 卷町 西川町 黒
馬頭町 小川町 湯津上村 黒羽町 那須町 西那須野町 塩原町
那須郡の内
大田原市 矢板市 黑磯市
塩谷郡の内 塩谷町 喜連川町

堺町 味方村 湯東村 月潟村 中之口村」に改め、同表卷簡易裁判所の項を削り、同表三条簡易裁判所の管轄区域の欄中「栄村」を「栄町」に、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「長岡市」を「長岡市 小千谷市」に、「古志郡」を「古志郡 北魚沼郡」に、「中之島村」を「中之島町」に改め、同表小千谷簡易裁判所の項を削り、同表高田簡易裁判所の項を次のように改める。

高	田	新潟県の内
		上越市 新井市 東頬城郡 中頬城郡

同表直江津簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡易裁判所の項を次のように改める。

大	阪	大阪府の内
		北区 都島区 福島区 此花区 東区 西区 港区 大正区 天王寺区 南区 浪速区 大淀区 東淀川区 旭区 城東区 住吉区 西成区 淀川区 鶴見区 住之江区

同表都島簡易裁判所の項、東淀川簡易裁判所の項及び西成簡易裁判所の項を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

京	都	京都市の内
		中京区 北区 上京区 左京区 東山区 下京区 山科区 南区 (南区役所久世出張所の所管区域を除く。)

同表京北簡易裁判所の項を削り、同表峯山簡易裁判所の項を次のように改める。

峰	山	京都府の内
		北桑田郡 中部 竹野郡 熊野郡

同表久美浜簡易裁判所の項を削り、同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「福知山市」を「福知山市 綾部市」に改め、同表綾部簡易裁判所の項を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

める。

神	戸	兵庫県の内
		中央区 東灘区 潤区 兵庫区 長田区 須磨区 垂水区 北区

同表灘簡易裁判所の項及び宝塚簡易裁判所の項を削り、同表伊丹簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊丹市 川西市」を「伊丹市 宝塚市 川西市 川辺郡」に改め、同表三田簡易裁判所の項を削り、同表石簡易裁判所の項を次のように改める。

明	石	兵庫県の内
		明石市

神戸市の内  
西区

同表姫路簡易裁判所の項を次のように改める。

姫	路	兵庫県の内
		姫路市 相生市 赤穂市 飾磨郡 神崎郡 赤穂郡

朝	来	兵庫県の内
		朝来郡 内

同表龍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐用郡」を「佐用郡 宍粟郡」に改め、同表相生簡易裁判所の項及び山崎簡易裁判所の項を削り、同表豊岡簡易裁判所の項を次のように改める。

豊	岡	兵庫県の内
		豊岡市 出石郡 養父郡

城	崎	兵庫県の内
		城崎郡 城崎町 竹野町 日高町

美	方	兵庫県の内
		美方郡 内

和	田	兵庫県の内
		和田山町 山東町 朝来町

同表和田山簡易裁判所の項及び八鹿簡易裁判所の項を削り、同表浜坂簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜坂町」を「浜坂町 美方町」に、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「天理市 生駒市」を「天理市 桜井市 生駒市 添上郡」山辺郡に改め、同表柳生簡易裁判所の項及び桜井簡易裁判所の項を削り、同表五条簡易裁判所の管轄区域の欄中「大塔村」を「大塔村 十津川村」に改め、同表十津川簡易裁判所の項を削り、同表彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛東町(大字外、小倉 青山、曾根、妹、中戸、鮎江、上岸本及び梅林を除く)」を削り、同表八日市簡易裁判所の項を次のように改める。

八	日	滋賀県の内
		八日市市 近江八幡市 蒲生郡 神崎郡

同表近江八幡簡易裁判所の項を削り、同表長浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「長浜市 東浅井郡」を「長浜市 板田郡 東浅井郡 伊香郡」に改め、同表米原簡易裁判所の項及び木之本簡易裁判所の項を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「和歌山市」を「和歌山市 海南市 海草郡」に改め、同表海南簡易裁判所の項を削り、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「日置川町」を「日置川町 すさみ町」に改め、同表すさみ簡易裁判所の項を削り、同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊野川町」を「熊野川町 本宮町」に改め、同表本宮簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次のように改める。

名 古 屋	愛知県の内 名古屋市の内 中区 千種区 東区 北区 西区 熱田区 守山区 名東区
西春日井郡	常滑市 東海市 大府市 知多市」に改め、同表愛知横須賀簡易裁判所の項を削り、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「刈谷市」を「刈谷市 西尾市」に、「高浜市」を「高浜市 蟹江郡」に改め、同表西尾簡易裁判所の項を削り、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市 久居市」を「津市 久居市 鈴鹿郡」に改め、同表龜山簡易裁判所の項を削り、同表松阪簡易裁判所の項を次のように改める。

松 阪	三重県の内 松阪市 飯南郡 多気郡
度会郡の内	大宮町 紀勢町 大内山村

同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊勢市」を「伊勢市 鳥羽市 志摩郡」に改め、同表鳥羽簡易裁判所の項及び大台簡易裁判所の項を削り、同表岐阜簡易裁判所の項を次のように改める。

岐 阜	岐阜県の内 岐阜市 関市 美濃市 羽島市 各務原市 羽島郡 本巣郡 山県郡
益田郡の内	金山町

同表閑簡易裁判所の項を削り、同表御嵩簡易裁判所の項を次のように改める。

御 嵩	岐阜県の内 美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡

同表七尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「七尾市」を「七尾市 羽咋市 羽咋郡」に改め、同表羽咋簡易裁判所の項を削り、同表富山簡易裁判所の項を次のように改める。

富 山	富山県の内 富山市 滑川市 上新川郡 中新川郡 婦負郡
	同表八尾簡易裁判所の項を削り、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒部市」を「黒部市 下新川郡」に改め、「下新川郡の内」を削り、同表朝日簡易裁判所の項及び上市簡易裁判所の項を削り、同表高岡簡易裁判所の項を次のように改める。

高 岡	富山县の内 高岡市 新湊市 氷見市 小矢部市 射水郡
砺 波	富山县の内 砺波市 東砺波郡 西砺波郡の内 福光町

同表水見簡易裁判所の項を削り、同表礪波簡易裁判所の項を次のように改める。  
同表城端簡易裁判所の項及び小矢部簡易裁判所の項を削り、同表広島簡易裁判所の項を次のように改める。

広 島	広島県の内 広島市の内 中区 東区 南区 西区 安芸区 佐伯区 安佐南区 安佐南区役所 祇園出張所及び沼田出張所の各所管区域 安芸郡の内 府中町 海田町 熊野町 坂町
可 部	佐伯郡の内 廿日市町 大野町 湯来町 佐伯町 吉和村 宮島町

同表可部簡易裁判所の項を次のように改める。

尾 道	広島県の内 尾道市 三原市 因島市 御調郡 豊田郡の内 木郷町 濬戸田町 世羅郡の内 甲山町 世羅町
	同表加計簡易裁判所の項及び千代田簡易裁判所の項を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

沼隈郡の内  
内海町

同表因島簡易裁判所の項及び甲山簡易裁判所の項を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「深安郡」を「深安郡 神石郡」に改め、同表油木簡易裁判所の項を削り、同表三次簡易裁判所の項を次のように改める。

廣島県の内
三次市 双三郡
高田郡の内
吉田町 美土里町 高宮町 甲田町 向原町
世羅郡の内
世羅西町

同表安芸吉田簡易裁判所の項を削り、同表山口簡易裁判所の項を次のように改める。

山口県の内
山口市 吉敷郡 美禰郡
阿武郡の内

山口県の内
岩国市
玖珂郡の内
和木町 由宇町 玖珂町 本郷村 周東町 錦町 美川町 美和町
同表美東簡易裁判所の項、美禰簡易裁判所の項及び阿東簡易裁判所の項を削り、同表鴻山簡易裁判所の管轄区域の欄中「新南陽市」を「新南陽市 都濃郡」に改め、同表鹿野簡易裁判所の項を削り、同表秋簡易裁判所の管轄区域の欄中「田万川町」を「田万川町 むつみ村」に改め、同表岩国簡易裁判所の項を次のように改める。

岩国
岩国市
玖珂郡の内
和木町 由宇町 玖珂町 本郷村 周東町 錦町 美川町 美和町
同表本郷簡易裁判所の項を削り、同表柳井簡易裁判所の管轄区域の欄中「柳井市」を「柳井市 大島郡」に改め、同表久賀簡易裁判所の項を削り、同表船木簡易裁判所の管轄区域の欄中「小野田市 大島郡」に改め、同表牛窓簡易裁判所の項及び備前簡易裁判所の項を削り、同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠岡市」を「笠岡市 井原市 小田郡 後月郡」に改め、同表井原簡易裁判所の項を削り、同表津山簡易裁判所の管轄区域の欄中「苦田郡」を「苦田郡 小野田市 美祢市」に、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡山市」を「岡山市 備前市」に、「赤磐郡」を「赤磐郡 和気郡 邑久郡」に改め、同表牛窓簡易裁判所の項及び備前簡易裁判所の項を削り、同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠岡市」を「笠岡市 井原市 小田郡 後月郡」に改め、同表井原簡易裁判所の項を削り、同表津山簡易裁判所の管轄区域の欄中「苦田郡」を「苦田郡 勝田郡 英田郡」に改め、「勝北町 奈義町」を削り、同表美作簡易裁判所の項を削り、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「鳥取市」を「鳥取市 岩美郡 八頭郡」に改め、「岩美郡の内 国府町」を削り、同表岩美簡易裁判所の項、河原簡易裁判所の項及び若狭簡易裁判所の項を削り、同表倉吉簡易裁判所の項を次のように改める。

倉吉 島根県の内  
倉吉市 東伯郡 日野郡

同表八橋簡易裁判所の項を削り、同表米子簡易裁判所の項を次のように改める。

米子市 境港市 西伯郡 日野郡
鳥取県の内

同表黒坂簡易裁判所の項を削り、同表出雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「出雲市」を「出雲市 大田市」に、「簸川郡」を「簸川郡 遠摩郡」に改め、同表島根大田簡易裁判所の項を削り、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大野城市」を「大野城市 太宰府市」に、「糟屋郡」を「糟屋郡 糸島郡」に、同表宗像簡易裁判所の管轄区域の欄中「宗像郡」を「宗像市 宗像郡」に改め、同表則原簡易裁判所の項を削り、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸畠区」を「戸畠区 門司区」に改め、同表門司簡易裁判所の項を削り、同表行橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「行橋市 京都郡」を「行橋市 豊前市 京都郡 築上郡」に改め、同表豊前簡易裁判所の項を削り、同表佐賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐賀市」を「佐賀市 多久市」に、「神埼郡」を「神埼郡 小城郡」に改め、同表小城簡易裁判所の項及び白石簡易裁判所の項を削り、同表鹿島簡易裁判所の項を次のように改める。

佐賀県の内
鹿島市 藤津郡
杵島郡の内

同表呼子簡易裁判所の項を削り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「西彼町」を「西彼町 大瀬戸町 外海町」に改め、同表大瀬戸簡易裁判所の項を削り、同表島原簡易裁判所の項を次のように改める。

佐賀県の内
唐津市 東松浦郡
杵島郡の内

同表呼子簡易裁判所の項を削り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「西彼町」を「西彼町 大瀬戸町 外海町」に改め、同表佐世保簡易裁判所の項を削り、同表佐世保簡易裁判所の項を次のように改める。

島原
長崎県の内
島原市 南高来郡
佐世保市 西彼杵郡の内
西海町 大島町 嶺戸町(平島を除く。)
東彼杵郡の内
川棚町 波佐見町 北松浦郡の内

同表有川簡易裁判所の項を次のように改める。

小値賀町 宇久町 江迎町 鹿町町 小佐々町 佐々町 吉井町
世知原町

同表大分簡易裁判所の項を次のように改める。

長崎県の内
南松浦郡の内
有川町 若松町 上五島町 新魚目町 奈良尾町

同表大分簡易裁判所の項を次のように改める。

大分県の内
大分市 大分郡 北海部郡
大野郡の内

同表杵築簡易裁判所の項を次のように改める。

大分県の内
杵築市 速見郡
東国東郡の内

同表國東簡易裁判所の項を削り、同表中津簡易裁判所の管轄区域の欄中「中津市 下毛郡」を「中津市 宇佐市 下毛郡 宇佐郡」に改め、同表宇佐簡易裁判所の項を削り、同表豊後高田簡易裁判所の項を次のように改める。

大分県の内
豊後高田市 西国東郡
東国東郡の内

同表竹田簡易裁判所の項を次のように改める。

大分県の内
竹田市 直入郡
大野郡の内

同表三重簡易裁判所の項を削り、同表高森簡易裁判所の管轄区域の欄中「(大字馬見原、長崎、滝上、柳井原、大野、白石、神ノ前、方ヶ野、蒼尾、花上、八木、今、米迫、塩出追及び塩原を除く)」を削り、同表御船簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿屋市 垂水市 肝属郡
鹿児島県の内
下益城郡の内
中央町 砥用町
同表矢部簡易裁判所の項を削り、同表鹿屋簡易裁判所の項を次のように改める。
福島市 二本松市 伊達郡
福島県の内
安達郡の内
安達町 岩代町 東和町
相馬郡の内
飯舘村
同表一本松簡易裁判所の項を削り、同表郡山簡易裁判所の項を次のように改める。
郡山市 須賀川市 岩瀬郡 田村郡
福島県の内
安達郡の内
大玉村 本宮町 白沢村
同表三春簡易裁判所の項及び須賀川簡易裁判所の項を削り、同表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「会津若松市 北会津郡」を「会津若松市 喜多方市 北会津郡 耶麻郡」に改め、「耶麻郡の内」を削り、同表喜多方簡易裁判所の項を削り、同表山形簡易裁判所の項を次のように改める。
山形市 寒河江市 上山市 村山市 天童市 東根市 尾花沢市 東
山形県の内
村山郡 西村山郡 北村山郡
同表村山簡易裁判所の項及び寒河江簡易裁判所の項を削り、同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「立川町」を削り、同表酒田簡易裁判所の管轄区域の欄中「余目町」を「立川町 余目町」に改め、同

表久慈簡易裁判所の項を次のように改める。

久	岩手県の内 久慈市 下閉伊郡の内 普代村
慈	九戸郡の内 種市町 野田村 山形村 大野村
	同表宮古簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田町」を「山田町 岩泉町 田野畠村」に改め、同表岩泉簡易裁判所の項を削り、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「仙北町 千畑村」を「仙北町 太田町 千畑町」に改め、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田町」を削り、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「青森市」を「青森市 東津軽郡」に改め、「東津軽郡」を「平内町」に改め、同表蟹田簡易裁判所の項を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「階上村」を「階上町」に改め、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「新十津川町」を「浦臼町 新十津川町」に改め、同表岩内簡易裁判所の項を次のように改める。
岩	北海道の内 岩内郡 磯谷郡 古宇郡
内	虻田郡の内 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 具知安町
	同表俱知安簡易裁判所の項を削り、同表函館簡易裁判所の管轄区域の欄中「函館市 龍田郡」を「函館市 上磯郡 龍田郡 茅部郡」に改め、「上磯郡」を「上磯町」に改め、同表木古内簡易裁判所の項及び森簡易裁判所の項を削り、同表八雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「山越郡」を「山越郡 濱棚郡」に改め、同表瀬棚簡易裁判所の項を削り、同表江差簡易裁判所の管轄区域の欄中「爾志郡」を「爾志郡 久遠郡」に改め、同表名寄簡易裁判所の項を次のように改める。
留	北海道の内 名寄市 士別市 上川郡(天塩国) 中川郡(天塩国)
萌	同表士別簡易裁判所の項を削り、同表留萌簡易裁判所の項を次のように改める。

北	見 北海道の内 北見市 網走郡の内 美幌町 津別町
高	松 香川県の内 高松市 大川郡 木田郡 香川郡
松	綾歌郡の内 綾上町 綾南町 綾歌町
綾歌郡の内	同表三木簡易裁判所の項、大内簡易裁判所の項及び綾南簡易裁判所の項を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「(大字柿原を除く)」及び「(大字土成、成当、郡、浦池、水田及び秋月を除く)」を削り、同表川島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板野郡の内 吉野町の大字柿原 土成町大字土成、成当、郡、浦池、水田及び秋月」を削り、同表高知簡易裁判所の項を次のように改める。
高	知 高知県の内 高知市 南国市 土佐市 香美郡 長岡郡 土佐郡
知	吾川郡の内 伊野町 春野町 吾北村
高	岡郡の内 日高村
須	高知県の内 須崎市
崎	吾川郡の内 池川町 吾川村
須	高岡郡の内 中土佐町 佐川町 越知町 離川町 磐原町 大野見村 東津野村
崎	葉山村 仁淀村
須	高岡郡の内 大正町 十和村
崎	同表羽幌簡易裁判所の項を削り、同表釧路簡易裁判所の管轄区域の欄中「釧路郡」を「釧路郡 岸郡」に改め、同表厚岸簡易裁判所の項を削り、同表帶広簡易裁判所の管轄区域の欄中「河西郡 広尾郡 十勝郡」に、「幕別町」を、「幕別町」を、「幕別町」に改め、同表十勝池田簡易裁判所の項及びび広尾簡易裁判所の項を削り、同表網走簡易裁判所の管轄区域の欄中「網走市」を「網走市」に改め、同表美幌簡易裁判所の項及び斜里簡易裁判所の項を削り、同表北見簡易裁判所の項を次のように改める。

所の管轄区域の欄中「温泉郡」を「温泉郡 上浮穴郡」に改め、同表久万簡易裁判所の項を削り、同表

新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇摩郡の内 別子山村」を削り、同表伊予三島簡易裁判所の管轄区域の欄

中「川之江市」を「川之江市 宇摩郡」に改め、「宇摩郡の内 土居町 新宮村」を削り、同表宇和島簡易裁判所の

管轄区域の欄中「宇和島市」を「宇和島市 東宇和郡の内 宇和町 明浜町」を削り、同表野村

簡易裁判所の項を削る。

第二条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第四表新宿簡易裁判所の項、台東簡易裁判所の項、墨田簡易裁判所の項、大森簡易裁判所の項、足立簡易裁判所の項、葛飾簡易裁判所の項、中野簡易裁判所の項、豊島簡易裁判所の項、東京北簡易裁判所の項、足立簡易裁判所の項、葛飾簡易裁判所の項及び江戸川簡易裁判所の項を削り、同表野村

簡易裁判所の項を次のように改める。

— 東京簡易裁判所 — 東京都(特別区の存する区域に限る。)

— 同表青梅簡易裁判所の項の次に次のように加える。

— 町田簡易裁判所 — 東京都町田市

— 同表飯能簡易裁判所の項の次に次のように加える。

— 所沢簡易裁判所 — 所沢市

— 同表生野簡易裁判所の項、西淀川簡易裁判所の項及び阿倍野簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡

易裁判所の項を次のように改める。

— 大阪簡易裁判所 — 大阪市

— 同表愛知中村簡易裁判所の項及び昭和簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次

のように改める。

— 名古屋簡易裁判所 — 名古屋市

— 同表生野簡易裁判所の項、西淀川簡易裁判所の項及び阿倍野簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡

易裁判所の項を次のように改める。

— 大阪簡易裁判所 — 大阪市

— 同表愛知中村簡易裁判所の項及び昭和簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次

のように改める。

— 名古屋簡易裁判所 — 名古屋市

— 同表生野簡易裁判所の項、西淀川簡易裁判所の項及び阿倍野簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡

易裁判所の項を次のように改める。

— 東京簡易裁判所 — 東京都の内

— 特別区の存する区域 三宅村 御藏島村 小笠原村

— 同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「所沢市 狹山市 入間市」を削り、同表飯能簡易裁判所の

項の次に次のように加える。

埼玉県の内

所沢市 狹山市 入間市

同表生野簡易裁判所の項、西淀川簡易裁判所の項及び阿倍野簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡

易裁判所の項を次のように改める。

大 阪 府 沢

大阪府の内 大阪市

同表生野簡易裁判所の項及び昭和簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次

ように改める。

愛知県の内 名古屋市 豊明市 西春日井郡

愛知郡の内 東郷町 日進町

同表生野簡易裁判所の項及び昭和簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次

のように改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中、第一条及び次条から附則第六条までの規定は昭和六十三年五月一日から、第二条の規定は同日後の日であつて政令で定める日から施行する。

(簡易裁判所の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律により廃止される簡易裁判所(以下「廃止簡易裁判所」という。)においてこの法律の施行前にした事件の受理その他の手続

は、この法律によりその廃止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所(以下「受入簡易裁判所」という。)においてした事件の受理

その他の手続とみなす。

2 この法律の施行前に廃止簡易裁判所にあてて発せられた訴状その他の書類でこの法律の施行

の際まだ受理されていないものは、受入簡易裁判所にあてたものとみなす。

3 この法律の施行前に廃止簡易裁判所が差戻し

又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にそ

の差戻し又は移送の裁判が確定したものは、受

入簡易裁判所が差戻し又は移送を受けたものと

みなす。

4 受入簡易裁判所は、前三項の規定に基づいて取り扱うべき事件(以下「引継事件」という。)については、廃止簡易裁判所の管轄権と同一の管轄権を有するものとみなす。

第三条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継

事件(民事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について管轄権を有する場

合において、相当と認めるときは、その専属管轄権に属するものを除き、申立てにより又は職権

で、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の引継事件の当事者は、受入簡易裁判所において本案について弁論をした後は、同項の

申立てをすることができない。

3 第一項の規定による移送の裁判又は同項の移

送の申立てを却下する裁判については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三十一条

の規定による移送の裁判又は同項の移送の申立てを却下する裁判とみなし、同法その他の法令

の規定を適用する。

第四条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継ぐ事件（刑事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る）について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定をもつて、当該引継ぎ事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の移送の決定は、受入簡易裁判所において、当該引継ぎ事件について、証拠調べを開始した後は、これをすることができない。

3 第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第十九条第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定とみなし、同法（同条第二項を除く。）その他の法令の規定を適用する。

（管轄区域の移転に伴う経過措置）

第五条 この法律によりその管轄区域の一部の区域が他の簡易裁判所（以下「隣接簡易裁判所」という。）に属することとなる簡易裁判所（以下「区域移転簡易裁判所」という。）にこの法律の施行に係属している事件、この法

律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前

に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものについては、当該区域の一部を次のように改止する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 写真二葉

第四条第一項第十四号を次のように改める。

十四 在留の資格（人管法に定める在留資格）

法律（昭和二十七年法律第二百三十六号）に定め

る在留することができる資格及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第二百四十六号）に定める永住することができる資格をいう。）

2 附則第三条の規定は、前項に規定する事件のうち区域移転簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件（区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限る）について準用する。この場合において、同条第二項中「受入簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行後区域移転簡易裁判所において」と読み替えるものとする。

（廃止簡易裁判所に対応する区検察官に属する

検察官等のした行為に関する経過措置）

第六条 廃止簡易裁判所に対応する区検察官（以下「廃止区検察官」という。）に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察官（以下「受入区検察官」という。）に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為は、とみなす。

2 この法律の施行前に廃止区検察官に属する検察官にて発せられた告訴をする書面その他書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、これを受入区検察官に属する検察官にてたものとみなす。

#### 理由

簡易裁判所設立後の社会事情の変化にかんがみ、その配置の適正化を図るために簡易裁判所の新設、廃止及び管轄区域の変更を行う等の必要があつた。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法（昭和二十七年法律第二百一十五号）

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 外国人は、第八条第一項若しくは第二項又は第二項の申請があつた場合に準用する。

第七条第八項中「前条第七項」を「第六条第七項」

登録証明書の第八条第三項（第九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する記載を行なう欄の全部に記載がされているとき、又は当該登録の登録が第四条第一項第三号若しくは第六号に掲げる事項に係るときは、その所持する登録証明書を返納するとともに、次に掲げる書類及び写真を提出し、登録証明書の引替交付の申請を併せてしなければならない。

一 登録証明書交付申請書一通

#### 二 旅券

#### 三 写真二葉

二 市町村の長は、外国人から第十条第一項の変更の登録によりその記載が事実に合わなくなつた登録証明書の提出があつた場合において、当該登録証明書の同条第一項に規定する記載を行なう欄の全部に記載がされているとき、又は第十条の二第一項の規定による登録原票の記載の訂正を行つた場合において、当該訂正に係る外国人の所持する登録証明書の同条第三項に規定する記載を行なう欄の全部に記載がされているとき、若しくは当該訂正が第四条第一項第三号、第四号、第五号若しくは第六号に掲げる事項に係るときは、当該外国人に対し、その所持する登録証明書を返納するとともに、前項各号に掲げる書類及び写真を提出し、登録証明書の引替交付の申請をすべきことを命ずるものとする。

三 前二項の申請の場合において、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

四 市町村の長は、第一項又は第二項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実に合つていなかったかの確認をしなければならない。

五 市町村の長は、前項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならない。

6 第五条第一項及び前条第七項の規定は、第一項又は第二項の申請があつた場合に準用する。

第七条第八項中「前条第七項」を「第六条第七項」に改める。

第八条第三項中「申請をする場合には」の下に「第六条の二第一項の登録証明書の引替交付の申請を併せて行わなければならないときを除き」を加え、「の居住地の記載を書き換えて」を「に居住地の変更に係る記載を行い」に改める。

一 第八条の二中「第六条第一項」の下に「第六条第一項若しくは第二項」を「第十一条第一項」

の二第一項若しくは第二項」を「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を「第六条の二第六項」を加え、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

二 第九条第一項中「第六条第一項」の下に「第六条の二第一項若しくは第二項」を「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第三項中「居住地の記載」を「居住地の変更に係る記載」に、「当該申請に係る事項の変更に係る記載」に、「当該申請に係る事項の記載」を「当該申請に係る事項の変更に係る記載」に改める。

三 第十条第二項中「その記載を書き換えないければならない」を「第六条の二第二項の規定により登録証明書の引替交付の申請をすべきことを命ずる場合を除き、当該登録証明書にその変更に係る記載を行なわなければならぬ」と改める。

四 第十条の二第一項中「訂正を行つたときは」の下に「第六条の二第二項の規定により登録証明書の引替交付の申請をすべきことを命ずる場合を除き、当該登録証明書にその変更に係る記載を行なわなければならぬ」と改める。

五 第十一条第一項中「第六条第三項」の下に「に訂正に係る記載を行い」に改める。

六 第十二条第一項中「第六条第三項」の下に「（第三項において「登録後の確認」という。）を加え、「から五年を経過する日前」を「の後の当該外国人の五回目の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）から」に改め、

「第六条第一項」の下に「第六条の二第一項若しくは第二項の申請があつた場合に準用する。

くは第二項」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第三項」を「第六項」に改め、「第三項」を「第四項」に改め、「第六項」の下に「、第六条の二第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項に次に「ただし書を加え、同項を同条第六項とする。

ただし、交付される登録証明書を第十五条规定により代理人が受領する場合には、その受領の日から十四日以内に返納すれば足りる。

第十一條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項に規定する登録（登録後の確認を受けた場合には、最後に受けた確認。以下この項において同じ。）の時に次に掲げる者に該当する外国人については、第一項の申請をしなければならない期間は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長が、法務省令で定めるところにより、当該登録の時に当該登録を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において指定する日から三十日以内とする。

在留の資格のあることが確認されていない者

二 第十四条第二項本文に該当することその他の事由により同条の規定による指紋を押していない者

第十二条第三項中「掲げる者」の下に「（十六歳に満たない者を除く。）」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第十四条第一項中「第六条第一項」の下に「、第六条の二第一項」を加え、「登録証明書」を削り、同条第四項中「第六条第一項」の下に「、第六条の二第一項」を加え、「登録証明書」を削り、同条第一項若しくは第二項」を加え、同条第六項

六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項に規定する申請に伴つて交付される登録証明書又は第三項に規定する申請に伴つて交付される登録証明書の受領」を「これらの項に規定する申請に係る申請書の提出」に、「同条同項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

第一項及び第三項の規定は、これらの規定により指紋を押したとのある者には適用しない。ただし、市町村の長から、次の各号のいずれかに該当するとして、指紋の押なつを命ぜられたときは、この限りでない。

一 登録されている者と第一項又は第三項に規定する申請に係る者との同一性が指紋によらなければ確認できない場合

二 既に押した指紋の指を欠損している場合

三 登録原票及び指紋原紙のいずれもが次の一イ紛失し、又は滅失したとき。

四 押されている指紋がき損、汚損若しくは退色などにより不鮮明となつてゐるとき。

第十四条に次の二項を加える。

八 市町村の長は、第五条第一項、第六条第四項、第六条の二第五項、第七条第四項又は第十一条第四項の規定により外国人に交付する登録証明書に、当該外国人が第一項又は第三項の規定により登録原票又は指紋原紙に押した指紋を転写するものとする。

第十五条第一項中「提出若しくは返納（第十一項の規定によるものに限る。）」を若しくは提出」に改め、同条第一項中「提出若しくは返納」を「若しくは提出」に改め、「次の各号に掲げる者」の下に「（十六歳に満たない者を除く。）」を加え、「第十一條第八項」を削り、同項第一号中「十六歳に満たない者を除く。」を削り、同条に次の一項を加える。

第十四条第一項中「第六条第一項」の下に「、第六条の二第一項」を加え、「登録証明書」を削り、同条第四項中「第六条第一項」の下に「、第六条の二第一項」を加え、「登録証明書」を削り、同条第一項若しくは第二項」を加え、同条第六項

三 第五条第二項（第六条第五項、第六条の二第六項、第七条第五項及び第十一條第五項における）

て準用する場合を含む。の規定による市町村の長の指定する期間内に交付される登録証明書の受領については、前項前段に規定する場合を除き、当該交付を受ける外国人が修学上の都合その他やむを得ない事情により自ら当該市町村の事務所に出頭することができない場合には、当該外国人と同居する者（十六歳に満たない者を除く。）が当該外国人に代わってこれをを行うことができる。

第十五条の二第一項中「第六条第一項」の下に「第六条の二第一項若しくは第二項」を、「第八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十八条第一項第一号の次に次の二号を加える。

一 第六条の二第一項の申請をしない者

二 第六条第一項第五号中「第六条第六項」の下に「第六条の二第二項」を加え、同項第六号中「第十五条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十八条の二第一号中「第十一條第五項若しくは第八項」を「第十一條第六項若しくは第九項」に改める。

第十九条中「第三条第一項」の下に「第六条の二第一項」を、「第六条第六項」の下に「第六条の二第二項」を加え、「第十一條第五項若しくは第八項」を削る。

九 地方入国管理局の長は、当分の間、第五条第一項、第六条第四項、第六条の二第五項、第七条第四項又は第十一條第四項の規定により市町村の長が作成して交付する登録証明書の調製に関する事務のうち法務省令で定めるものを、当該市町村の長からの求めに応じて処理するものとする。

附則第九項を次の二項に改める。

一 第六条第四項、第六条の二第五項、第七条第四項又は第十一條第四項の規定により市町村の長が作成して交付する登録証明書の調製に関する事務のうち法務省令で定めるものを、当該市町村の長からの求めに応じて処理するものとする。

二 第六条の二第一項の規定による登録証明書の調製に関する事務のうち法務省令で定めるものを、当該市町村の長からの求めに応じて処理するものとする。

三 第六条の二第一項の規定による登録証明書の調製に関する事務のうち法務省令で定めるものを、当該市町村の長からの求めに応じて処理するものとする。

四 第六条の二第一項の規定による登録証明書の調製に関する事務のうち法務省令で定めるものを、当該市町村の長からの求めに応じて処理するものとする。

五 この法律の施行前にされた旧法第三条第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請をした者の登録原票、登録証明書及び指紋原紙への指紋の押なつについては、なお従前の例による。

六 この法律の施行前にされた旧法第六条第一項、第七条第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請については、なお従前の例による。

七 この法律の施行前にされた旧法第四条第一項の登録を受けた者又は旧法第六条第三項、第七条第三項若しくは第十一條第一項若しくは第二項に基づく確認を受けた者に係る最初のこの法律による改正後の外国人登録法第十一條第一項の確認の申請については、なお従前の例による。

八 この法律の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる指紋の押なつ、登録証明書の受領又は確認の申請に係るこの法律の施行後にして行方に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

九 前項に規定する登録証明書の調製に関する事務の処理について必要な細則は、法務省令で定める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の外国人登録法（以下「旧法」という。）第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請をした者の登録原票、登録証明書及び指紋原紙への指紋の押なつについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にされた旧法第六条第一項、第七条第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第四条第一項の登録を受けた者又は旧法第六条第三項、第七条第三項若しくは第十一條第一項若しくは第二項に基づく確認を受けた者に係る最初のこの法律による改正後の外国人登録法第十一條第一項の確認の申請については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる指紋の押なつ、登録証明書の受領又は確認の申請に係るこの法律の施行後にして行方に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 法務省設置法（昭和二十一年法律第百九十三号）の一部を次の二項に改正する。

第十六条の二 地方入国管理局においては、当分の間、第十二条に規定する事務のほか、外国人登録法（昭和二十七年法律第百一十五号）の一部を次の二項に規定する事務をつかさどる。

（日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の一部改正）

日本に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

#### 第四条第二項を削る。

#### 理由

外国人登録制度の適正化及び合理化を図るために、在留の資格が確認されていない者等について市町村長による登録事項の確認の期間を短縮することができるとともに、登録等の申請をする場合における指紋の押なしは原則として最初の申請の場合に限りこととし、あわせて登録証明書の引替交付及び代理受領に関する規定を整備することの必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**民法等の一部を改正する法律案**  
**民法等の一部を改正する法律**  
**(民法の一部改正)**

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 離縁」を「第四款 特別養子」に改める。

第七百三十四条に次の二項を加える。

第八百七十七条の九の規定によつて親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

第七百三十五条後段中「第七百一十八条」の下に「又は第八百十七条の九」を加える。

第七百九十九条第一項中「許可を得て」の下に「戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて」を加え、同条第三項中「前」を「前二項」に改め、同条第三項中「前」を「前三項」に、「從前の氏」を「戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、從前の氏」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父母の氏を称することができる。

第七百九十五条及び第七百九十六条を次のように改める。

第七百九十五条 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

第七百九十六条 配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならぬ。ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

第七百九十七条に次の二項を加える。

法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母での監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。

第八百六条の次に次の二項を加える。

第八百六条の二 第七百九十六条の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が、縁組を知つた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りではない。

第八百六条第一項中「左の」を「次の」と、「第八百十一条の二」を「第八百十一条」に、「訴」を「訴え」に改め、同項第一号中「養子」を「他人の一方」に、「明か」を「明らか」に改める。

第八百十六条に次の二項を加える。

ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない。

第八百十六条に次の二項を加える。

ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない。

第八百六条の三 第七百九十七条第二項の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求すること

ができる。ただし、その者が追認をしたとき、又は養子が十五歳に達した後六箇月を経過し、若しくは追認をしたときは、この限りでない。

前条第二項の規定は、詐欺又は強迫によつて第七百九十七条第二項の同意をした者にこれを利用する。

第八百十条に次の二項を加える。

ただし、婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。

第八百十一条第六項中「養親」を「縁組の当事者の一方」に、「養子」を「生存当事者」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第八百十一条の二 養親が夫婦である場合には、夫婦がともに未成年者と離縁をするには、夫婦がともにしなければならない。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

第八百十三条第一項中「及び第八百十一条」を「、第八百十一条及び第八百十一条の二」に改める。

第八百十四条第一項中「左の」を「次の」と、「訴」を「訴え」に改め、同項第一号中「養子」を「他人の一方」に、「明か」を「明らか」に改める。

第八百十六条に次の二項を加える。

ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない。

第八百十六条に次の二項を加える。

ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない。

第八百十六条に次の二項を加える。

ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない。

第八百六条の三 第七百九十七条第二項の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求すること

は、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができるものとする。

前項に規定する請求をするには、第七百九十四条又は第七百九十八条の許可を得ることを要しない。

第八百十七条の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

第八百十七条の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

第八百十七条の五 第八百十七条の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となる者に監護されている場合は、この限りでない。

第八百十七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待・悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

第八百十七条の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとときに、これを成立させるものとする。

第八百十七条の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければな

らない。

前項の期間は、第八百十七条の一に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

第八百十七条の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によつて終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

第八百十七条の十 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 義親による虐待、惡意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。  
二 実父母が相当の監護をすることができるること。  
離縁は、前項の規定による場合のほか、これをすることができない。

第八百十七条の十一 養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によつて終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

(家事審判法の一部改正)

第二条 家事審判法(昭和二十一年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項甲類第六号中「第二項」を「第三項」に改め、同項甲類第八号の次に次の一号を加える。

八の二 民法第八百十七条の二及び第八百十七条の十の規定による縁組及び離縁に関する処分

(戸籍法の一部改正)

第三条 戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第七百九一条第三項」を「第七百九一条第四項」に改め、同条第三項中

「の規定によつて離婚又は婚姻」を「又は同法第八百十六条第二項(同法第八百八条第二項において準用する場合を含む)の規定によつて離婚若しくは婚姻の取消し又は離縁若しくは縁組」に、「ときは、その者」を「とき、又はその者を

筆頭に記載した戸籍に在る者が他にあるときは、その届出をした者」に改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

第二十条の三 第六十八条の二の規定によつて縁組の届出があつたときは、まず養子について新戸籍を編製する。ただし、養子が義親の戸籍に在るときは、この限りでない。

第十四条第三項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

第六十七条 削除 第六十七条を次のように改める。

第六十八条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二 第六十三条第一項の規定は、縁組の裁判が確定した場合に準用する。

第四章第四節中第六十九条の次に次の一条を加える。

第六十九条の二 第七十三条の二の規定は、民法第八百八条第二項において準用する同法第八百八条第二項の規定によつて縁組の取消しの際に称していいた氏を称しようとする場合に準用する。

第七十二条中「養子」を「生存当事者」に改めること。

第七十三条に次の二項を加える。

第七十五条第一項の規定は、検察官が離縁の裁判を請求した場合に準用する。

第四章第五節中第七十三条の次に次の二項を加える。

第七十三条の二 民法第八百十六条第一項の規定によつて離縁の際に称していいた氏を称しようとするとする者は、離縁の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第九十八条中「又は第二項」を「から第三項」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二百四十四号)の施行の日から三箇月以内」とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第一条 改正後の民法(以下「新法」という。)の規定は、次条の規定による場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法の規定によって生じた効力を妨げない。

(縁組の取消しに関する経過措置)

第三条 新法第八百六条の二及び第八百六条の三の規定は、この法律の施行前にした縁組には適用しない。

(離縁等の場合の氏に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前三月以内に離縁をし、又は縁組が取り消された場合における新法第八百六条第二項(新法第八百八条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用について準用する場合に、規定期限は、新法第八百六条第二項中「離縁の日から三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二百四十四号)の施行の日から三箇月以内」とする。

民法第七百九十二条第一項の規定によつて

父母の氏を称しようとする者に配偶者がある場合には、配偶者とともに届け出なければならぬし、親族関係の変更に伴う氏の変更に関する規定

第七百九一条第四項に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条に次の二項を加える。

第九十九条中「第七百九十二条第三項」を「第七百九十二条第三項」に改め、その者を配偶者がある場合には、配偶者とともに届け出なければならない。

子制度を新設するとともに、従来の養子制度についても、配偶者のある者が縁組をする要件を緩和し、親族関係の変更に伴う氏の変更に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（理由）

養子制度の充実等を図るため、従来の養子制度のほかに、子の利益のため特に必要がある場合において、家庭裁判所が、審判により、義父母との間に強固で安定した親子関係を成立させる特別養



昭和六十二年八月五日印刷

昭和六十二年八月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C